

平成26年 第3回

# 身延町議会定例会会議録

平成26年9月 4日 開会

平成26年9月12日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 4 日

平成26年第3回身延町議会定例会（1日目）

平成26年9月 4日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 報告第8号 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 同意第1号 身延町公平委員会委員の選任について
- 日程第18 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第19 請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書
- 日程第20 請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

6番	芦澤健拓	7番	松浦隆
8番	福與三郎		

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課副主幹	深沢泉
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課副主幹		大村隆	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人	代表監査委員	渡邊吉彦

6．職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わします。  
ご起立してください。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は、大変ご苦労さまです。  
開会となるわけですが、ここで暫時休憩したいと思います。  
再開は9時5分といたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時05分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

平成26年第3回身延町議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

秋の気配を感じる季節となりました。議員各位には住民福祉の積極的な活動をされていることと思います。町を愛し地域を愛し今、私たちにできる精いっぱい活動が町の発展、町の活性化につながり、また町民がすこやかに暮らせる町になることを目指していきたいと思ひます。

また各地では豪雨による土砂災害等、甚大な被害が発生しております。これら台風等の大雨の季節となりますが、常に災害に対する備え等、安全対策をしていただきたいと思ひます。

本日、議員各位には第3回定例会へのご参集に心から敬意を表す次第であります。

町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議、ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第116条の規定によって、

6番 芦澤健拓君

7番 松浦 隆君

8番 福與三郎君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの9日間と決定しました。

### 日程第3 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり認定1件、報告1件、条例案4件、補正予算案7件、人事案件1件の計14案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

なお本日、千頭和産業課長と渡辺学校教育課長から欠席の申し出があり、産業課大村隆副主幹および学校教育課深沢泉副主幹の出席を許可しましたので報告いたします。

また今定例会までに受理した請願は、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。

次に6月定例会以後の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承を願います。

次に議員合同県外視察研修を7月15日・16日に行いました。

ここで議会運営委員長が議員を代表して報告します。

福與議会運営委員長、登壇してください。

#### ○8番議員(福與三郎君)

それでは、議員合同県外の研修視察につきまして、報告をさせていただきます。

研修日程でございますけども平成26年7月15日(火曜日)から16日(水曜日)にかけて行いました。

研修場所についてでありますけども長野県小川村、長野県南箕輪村でございます。

参加者につきましては16人。議員が14人、事務局2人でございます。

研修内容でございますけども小川村につきましては農業振興について、また南箕輪村につきましては人口増加傾向の要因について、そしてまた子育て支援策についてであります。

それでは第1日目の小川村につきまして、報告をいたします。

小川村は長野県北部に位置し人口約3千人の小さな村であります。しかしながらきめ細やかな農林業振興補助事業政策の先進地として成果と実績を上げてきており、その取り組み方法を修得するための研修でございます。

研修所感でございますけども、農林業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大解消に向けての取り組みといたしましては農林業機械の貸し出し、農作業の受託等々、小川村農林公社「みらい」を設立いたしまして、さまざまな支援事業を展開しております。そして緩衝帯整備、放棄地の再生および改善が進展をいたしているところであります。

また農林業振興事業補助金等交付事業は総数29事業と多岐にわたっております。自立の村づくりを目指している姿がひしひしと伝わってきたところであります。

第2日目でございますけども、長野県南箕輪村につきましては明治8年、南箕輪村として誕生して以来、独立村として今日に至っております。伊那谷の中で最も広い田園地帯を持つ農村でございましたけども、中央自動車道の開通に伴い産業構造が工業地、観光地へと激変をいたした村であります。今日、人口減少、少子高齢化が普通のようにいわれておりますが、全国的

にも類を見ない生産年齢人口、年少人口の増加は驚きとともに目を見張るものがございます。その要因といたしまして、子育て支援への取り組みを研修目的といたしたところであります。

所感でございますけれども、具体的な人口推移は平成26年が1万666人でしたが、平成27年が1万5,027人と年ごとに増加の一途を辿っております。その主たる要因は産業構造の変化で、二次産業、三次産業の進展は大きな雇用を創出し人口増加の主因となっております。

そしてまた子育て支援策におきましても高等学校3年生までの児童医療費の無料化、保育園保育料の大幅な引き下げ等々、支援策は非常に充実をいたしております。

わが町も中部横断自動車道の開通を3年後に控えているわけでございますけれども、観光地化を進展させ、観光資源の有効活用を推進する必要があると改めて実感をいたしたところでございます。

今後、議会におきましてもこれについて議論をしてみたいと、こんなふうに思っているところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（河井淳君）

以上で、研修の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに平成27年身延町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただき、誠にありがたくお礼を申し上げます。

さて8月30日から9月5日、明日までは防災週間であります。9月1日は防災の日でもございます。大正12年9月1日に発生した関東大震災を踏まえ、またこの時期に多い台風に対する備えを怠らないため、昭和35年に制定されたものでございます。

今年もまた台風により全国各地で災害が発生したところであります。またテレビ・新聞等の報道でご承知のとおり広島市安佐南区、安佐北区の両区で2週間前に発生した局地的豪雨による土砂災害により72名という多くの人命が奪われ、いまだ行方が分からない人2名もおります。さらに多くの皆さんが、いまだに不自由な避難所生活を余儀なくされているところでもございます。

今回の災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、行方不明者の一日も早い一刻も早い発見を、さらには被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早く復興することをご祈念申し上げますところでございます。

今回の土砂災害は8月19日深夜から20日の未明にかけて3時間に降った雨量が217.5ミリと観測史上最大を記録しました。突然襲ってきた深夜の猛烈な雨は住民に逃げる暇を与えず多くの人命が失われる結果となってしまいました。

近年では温暖化によって観測史上最大というような豪雨の頻度が増え、災害のリスクが高まっています。今回の豪雨災害は全国どこの地域でも起こり得るものだと思います。本町でも約8割を山林が占めていることから、土砂災害危険警戒区域は859カ所もあり、今回の広島の豪雨災害は対岸の火事ではありません。わが町では豪雨時や深夜の就眠中には屋外の防

災行政無線だけでは情報伝達ができない恐れがありますので、屋内の戸別受信機を全世帯に配備をして情報伝達に万全を期し、町民の皆さんの安全を図ってまいりたいとしております。

町民の皆さんには日ごろから自分が暮らす地域の地形を知るとともに、自主防災組織で定められている避難場所等の確認、非常食や持ち出し物などの準備をしていただき、公共機関から発表される土砂災害警戒情報等を確認し、早めの避難で自らの命を守っていただきたいと考えております。また町民の皆さんには防災行政無線などから避難勧告・避難指示が発令されたときには、これに必ず従うようお願いをいたしたいと思っております。

地震や異常気象による大規模な風水害も心配をされております。これら災害から被害を最小限に食い止めるには自助 自分の命は自分で守る。共助 地域住民が連携して町や地域の安全はみんなで守る。公助 行政が災害に強い地域の基盤整備を進めます。行政はもとより住民一人ひとりが防災意識を持ち、地域が一体となって防災に取り組むことで減災が可能になる、こういうようにも思っているところでございます。

さて平成26年度の普通交付税が決定になり、7月26日県から公表されました。本町の普通交付税は前年度決算額と比較して8,922万4千円少ない45億1,113万4千円でありました。

平成26年度に合併算定替えが終了すると、平成27年度からはさらに普通交付税の縮減が始まります。予算額の約半分を交付税が占めている本町では、今後とも財政運営の健全化に努めていかなければなりません。

次に町のシンボル制定についてであります。

本町では9月13日に合併10周年を迎えます。この記念すべき節目に町民が愛着を持ち、ふるさと身延町にふさわしい木・花・鳥等のシンボルを決めて、町のPR活動等に使用していきたいということで、町のシンボル選定委員を委嘱させていただきました。

その後、選定委員会により身延町を象徴する動植物および身延町の環境をアピールするもの、さらにその環境を残し育てていくためのシンボルとしてふさわしいものを候補として選定して、その候補の中から町内中学生以上の住民を対象にアンケートを実施し、その結果を参考にそれぞれ選定をしていただきました。

町では選定していただいた内容をもとに検討した結果、町の木はシダレザクラ、町の花はヤマユリ、町の鳥はブッポウソウ、町の昆虫はホタルと制定をさせていただくことに決めました。

今後は広報紙等におきまして町民にお知らせを行い、多方面において町のシンボルを活用していく予定でございます。

次に定住促進対策婚活支援事業についてであります。

定住促進対策婚活支援事業は、第1弾として6月に「下部温泉郷でフットパス&ホタル観賞」の婚活事業を実施いたしました。

今後は第2弾として9月13日に「ふらっと婚活みのぶ旅 門前町から身延山ゆるーく散策」と第3弾として10月18日に「トレッキング・イン・みのぶ のんびり竜ヶ岳で婚活」、そして11月30日に第4弾としまして「西嶋イルミネーション 灯りde婚活」を計画しております。

この婚活で出会っていただき、定住に結び付けていただきたいと願っているところでもございます。町内の皆さんにも多くのご参加をお願いしたいと思います。

次に身延町指定有形文化財の指定についてでございます。

身延山久遠寺所有の刺繍釈迦三尊像が文化財保護審議会から答申を受け、7月に開催された教育委員会で身延町有形文化財（工芸品）として指定をされました。

14世紀、鎌倉から室町時代ごろに作成されたとみられ、絹の刺繍が施され保存状態もよく、技法もその時代の最高水準にあるといえる大変貴重な遺品といえます。

9月19日から10月19日の間、身延山久遠寺の宝物館において一般公開が予定されていますので、ぜひご覧をいただきたいと思います。

次に防災訓練についてであります。

去る8月31日の日曜日には、東海地震の発生を想定しての身延町総合防災訓練を消防団、各自主防災会等のご協力により実施したところであります。

多くの関係者のご参加とご協力をいただき、感謝を申し上げます。

災害が発生した場合において、地域において地域を守っていく絆が一番大切だと考えます。自助、共助として自ら地域のために何ができるかなど有事の際に機能する地域コミュニティを構築していただくことを併せてお願いするところであります。

次に公共下水道の加入状況についてでございます。

公共下水道の各戸への接続につきましては平成26年8月末現在、中富処理区は加入戸数1千戸で加入率が65.7%、身延処理区は加入戸数383戸で加入率47.2%、下部処理区は加入戸数51戸で加入率が35.7%。加入率の向上に向けてこれまでも依頼文書、チラシ、広報紙への掲載、職員の個別訪問による加入促進を実施してまいりました。今後も加入率アップに向け、ご理解・ご協力をお願いするところでございます。

次に私どもが関係した第2回定例会以降の主な行事について申し上げます。

6月14日・15日は身延山の開闢会で御入山行列に参加をいたしました。

16日は峡南地区廃棄物対策連絡協議会定期総会。

24日は山梨県健康管理事業団定期評議会。

25日は飯富病院定例議会。

7月2日は臨時議会。

7月7日は町村会の正副会長・相談役会議。

7月11日の日には、中富現代工芸美術館でガラス工芸のオープンセレモニーと第13回富士川流域河川一斉清掃、波木井川で行いました。

12日には、切り絵の森美術館の切り絵の森のオープンセレモニーを行ったところでございます。

23日には町村会の町村長会議。

23日から29日には、平成25年度身延町一般会計および特別会計歳入歳出決算審査を行っていただきました。

24日の日には農業委員会選任証書交付式を行いました。

25日は市町村総合事務組合臨時会。

30日から31日には八戸市において平成南部藩「地域づくり成果報告会」が行われたところであります。

8月に入りまして8月2日、富士山環境美化前期クリーン作戦。

8月5日は中部横断自動車道建設促進連絡協議会総会。

8月8日、町長と語る小中学生の集い。

8月19日には峡南衛生組合の決算審査。

21日は全国高速道路建設協議会第50回大会、東京都でございます。

23日には飯富病院設立60周年記念式典。

26日から28日には町村長先進地視察。広島県の尾道市と愛媛県を視察してまいりました。

8月31日には先ほど申し上げましたとおり、身延町防災訓練。

9月1日には大城川発電所の移動式。

以上、主なものについて報告をさせていただきました。

なおこの間、各種団体の総会への参加および地域の行事への参加や各種委員の皆さんに委嘱状交付等を行ってまいったところでございます。

次に今定例会に提案いたしました議案は、先ほど議長のほうからお話がありましたとおり認定1件、報告1件、条例の制定2件、条例の一部を改正する条例2件、平成26年度補正予算7件、人事案件1件の計14件でございます。

提出議案の中から主なものについて申し上げます。

まず認定第1号 平成25年度身延町一般会計および特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に報告第8号 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率および資金不足比率の報告についてであります。

報告いたします本町の平成25年度決算に基づく比率は、健全段階にございますが、これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。

その他につきましては、提出議案の説明の中で申し上げます。

以上を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に議案の上程です。

本日、決算審査報告のため渡邊代表監査委員に出席要請をしております。

ここで、渡邊代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ちください。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第4 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

町長から本案について、決算の概要説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それではご指名をいただきましたので、提出案件の提案理由についてご説明を申し上げたいと思います。

認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入

歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付け議会の認定に付するものでございます。

平成26年9月4日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては会計管理者より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

次に認定第1号について、詳細説明を求めます。

笠井会計管理者。

○会計管理者（笠井喜孝君）

認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明につきましては、決算書ならびに決算書付属資料により説明をいたします。

それでは決算書付属資料1ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

ここに一般会計および特別会計すべての会計の決算額が示されています。一般会計は歳入総額101億4,007万6,612円。歳出総額91億6,113万7,679円。差引額9億7,893万8,933円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源3,750万390円を差し引いた一般会計実質収支額は9億4,143万8,543円です。

はじめに、歳入について説明をいたします。2ページをお願いします。

ここに科目ごとに決算状況が示してありますが、歳入総額につきましては101億4,007万6,612円で対前年度比0.1%の増となっています。

歳入の主なものについて説明します。

資料は一般会計歳入歳出決算書をご覧いただきたいと思います。9ページをお願いします。

1款町税につきましては、収入済額14億7,056万504円で歳入総額の14.5%を占め、対前年度比959万1,556円の増収となっています。収納率は町税全体で92.5%、対前年度比1.5%の伸びを示しています。収入未済額は1億32万6,881円です。

なお、町税全体で1,928万5,831円の不納欠損処理を行いました。

次に10ページをお願いします。

6款地方消費税交付金は、収入済額1億4,021万1千円で前年と比較すると120万6千円の減額です。

11ページの10款地方交付税は、収入済額51億7,727万円で歳入総額の51.1%を占めています。前年と比較すると約1.2%増、6,092万円の増額となります。

12款分担金及び負担金は収入済額1億2,358万1,125円です。12ページをお願いします。そのうち主なものは1項1目1節児童福祉費負担金の保育料で収入済額5,572万260円。収入未済額は758万1,776円です。3目教育費負担金の学校給食費につきましては全体で収入済額4,854万8,670円、収入未済額は19万8,650円です。

13ページをお願いします。

13款使用料及び手数料です。全体で8,683万6,389円の収入です。主なものは14ページをお願いします。6目1節住宅使用料で収入済額5,265万5千円、収入未済額は732万8,570円です。

次に15ページをお願いします。

14款の国庫支出金です。国庫支出金は全体で6億5,775万5,336円の収入です。主なものとして1項1目1節障害者保護費負担金が1億8,462万3,500円。2節保育所運営費負担金が4,139万6,570円。また2項国庫補助金として、16ページをお願いします。3目土木費国庫補助金が社会資本整備総合交付金、地域の元気臨時交付金、それから臨時道路除雪事業補助金として1億4,003万4,650円。4目消防費国庫補助金として消防防災施設整備費補助金、地域の元気臨時交付金、合わせて1億6,687万7千円です。

次に18ページをお願いします。

15款県支出金は全体で6億2,351万6,824円です。大きなものとしては1項1目民生費県負担金として1節障害者保護費負担金、2節保育所運営費負担金、3節保険基盤安定負担金、6節児童手当県負担金などの合計額2億3,160万3,358円。それから19ページ、2項1目総務費県補助金7,180万6,508円。2目民生費県補助金8,098万3,378円。21ページをお願いします。4目農林水産業費県補助金1億1,714万4,352円。22ページ、商工費県補助金5,067万831円。それから23ページ、10目災害復旧事業費県補助金2,833万2,631円などです。

次に24ページをお願いします。

16款財産収入につきましては1億236万5,046円です。これは26ページ、2項3目出資金返還金で峡南広域行政組合から峡南ふるさと市町村圏基金の返還金として9,158万5千円の収入が主なものです。

次に30ページをお願いします。

21款町債につきましてです。6億430万円です。主なものとして1目農林水産業債8,810万円。3目消防債1億8,640万円。4目教育債7,950万円。5目臨時財政対策債2億円などがあります。

一般会計の歳入につきましては以上です。

続きまして歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

資料は決算書付属資料のほうをお願いします。付属資料の2ページになります。

一般会計歳出の総額は91億6,113万7,679円で対前年比1.3%の減。金額にして1億2,504万4,143円の減額であります。また予算額に対する執行割合は95.2%です。

次に3ページの、一般会計の主たる施策の成果をお願いします。

2款総務費中、企画費の土地開発事業特別会計繰出金として7,736万1千円。バス運行対策費に町営バスの運行事業および乗り合いタクシー運行事業などの費用として6,654万4千円。

3款民生費中、高齢者福祉費に高齢者福祉サービス事業の委託料、養護老人ホーム入所者保護措置費などに1億3,828万1千円。障害福祉費では重度心身障害者医療費助成事業費および障害福祉サービス事業費など障害児、障害者の福祉事業に4億7,152万7千円を支出しました。続いて4ページをお願いします。民間保育所費として運営費委託料等で1億4,918万2千円。

4款衛生費中、清掃費では峡南衛生組合の維持管理および組合債の償還負担金として1億9,477万3千円を支出しています。簡易水道運営費では、簡易水道事業特別会計への繰出金3億

4, 259万5千円が主な支出であります。

5款労働費では、労働諸費において緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として5,067万1千円の支出です。

5ページをお願いします。

6款農林水産業費では、農業振興費で有害鳥獣対策として有害鳥獣防除用施設設置事業補助金に982万8千円、中山間地域等直接支払補助金15地区に687万2千円などを支出しています。農業土木費では県単独事業、耕作放棄地等再生整備支援事業などにより用排水路および農道の改良工事など6カ所、合わせて1,991万2千円。県営中山間地域総合整備事業、農地防災事業等の負担金、繰越分も含め9,003万7千円を支出しています。林業土木費では、6ページになりますが林道崩落土除去および2月の大雪の除雪等重機の借上料1,681万8千円、林道三石山線舗装改良工事558万円などを支出しています。

7款商工費では、商工振興費で身延町商工会へ経営改善普及事業補助金930万円。さらには町の活性化を目的とした商工会の取り組み事業として、地域総合振興事業補助金910万円などを支出しております。

8款土木費では、土木総務費において国庫補助事業繰越分として身延町道路ストック総点検業務委託4,950万8千円。それから7ページになりますが、道路橋梁維持費では道路の崩落土除去、それから大雪の除雪費につきましては補助対象事業となりますが重機等の借上料として6,374万5千円。それから町単独事業で町道の除草工事、維持工事として1,317万1千円の支出です。道路新設改良費では国庫補助事業4,996万4千円。町単独事業4,502万3千円。合わせて工事費9,498万7千円を支出しております。住宅管理費においてはわが家の耐震診断支援事業委託、木造住宅耐震改修事業、町営住宅改修工事など1,410万円を支出しております。下水道費においては、特別会計への繰出金で3億5,882万2千円の支出です。

8ページになります。

9款消防費では非常備消防費において身延第4分団第6部、大島地区ですが詰所整備関係の費用として1,622万3千円。消防団デジタル簡易無線機購入関係経費731万7千円。それから消防本部指令車、消防普通積載車、消防ポンプ自動車、各1台、合計3台の車の購入費用として2,740万8千円を支出しています。消防施設費につきましては耐震性貯水槽、60立方メートル級の設置工事として2基分、1,722万円を支出しております。防災費は平成25年度、平成26年度継続事業の防災行政無線デジタル化更新工事関係経費として3億4,303万2千円が主な支出です。

10款教育費では、公民館費において身延地区公民館下山分館建設事業にかかる工事費など1億7,717万6千円の支出。

9ページをお願いします。

総合文化会館管理費では、舞台吊り物装置制御部の修繕ということで1,554万円を支出しました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要説明であります。

次に特別会計について、資料は同じく決算書付属資料を使い説明させていただきます。

1ページの会計別決算総括表をお願いします。付属資料の1ページです。

表の下から2行目、22の特別会計の合計額です。歳入総額62億6,217万8,529円。

歳出総額60億3,505万3,215円。差引額2億2,712万5,314円で実質収支額も同額です。

それでは2行目の国民健康保険特別会計から順に説明をいたします。

国民健康保険特別会計、歳入総額21億8,195万6,372円。歳出総額20億3,098万1,250円。差引額1億5,097万5,122円で実質収支額も同額となっております。

なお、36ページに国保会計の決算状況を記載しています。36ページをお願いいたします。

国保加入世帯および被保険者数につきましては総人口の減少に比例して43世帯、120人減少しています。これに反し国保加入割合は0.1%増加し、30.45%となっております。歳入につきましては対前年度比0.3%、731万5千円の減額。歳出も0.5%、1,065万3千円の減額となりました。被保険者1人当たりの経費は被保険者の高齢化、それから高度な医療の普及等により昨年度より1万871円増加し48万1,846円となりました。このような傾向は今後も続くものと思われま。

次に後期高齢者医療特別会計です。また1ページにお戻りください。

歳入総額4億5,476万7,736円。歳出総額4億5,404万9,416円。差引額71万8,320円。実質収支額も同額です。

なお本資料の37ページに決算状況が示してありますので、これはのちほどご参照いただければと思います。

次に介護保険特別会計です。

介護保険特別会計の歳入総額は22億2,710万3,740円。歳出総額は21億5,716万2,030円。差引額6,994万1,710円。実質収支額についても同額です。

本資料の38ページに介護認定の状況、それから介護サービスの受給状況等が記載されています。ちょっとそちらをご覧くださいと思います。38ページです。

介護認定者数につきましては対前年度比2人増の1,119人に対し、介護サービス受給者は10人減の945人です。認定者に占める介護サービス受給割合は1%減の84.5%であります。

歳出のうち保険給付費につきましては、前年度比2,907万4千円増額の20億3,863万8千円であり、1人当たりの保険給付費は増加している状況であります。

1ページにお戻りください。次に介護サービス事業特別会計です。

歳入総額583万9,148円。歳出総額410万8,306円。差引額173万842円で実質収支額についても同額です。

次に簡易水道事業特別会計です。

歳入総額8億741万4,132円。歳出総額8億644万2,912円。差引額97万1,220円で実質収支も同額です。

簡易水道事業特別会計の主要事業につきましては10ページをご覧くださいと思います。

簡易水道建設費では、相又簡易水道事業において清子地区の配水管布設工事など8,927万5千円。下部簡易水道事業においては波高島地区配水管布設工事、八木沢配水管布設工事、新湯川橋橋梁添架工事など1億2,999万8千円。

11ページに移りまして大城簡易水道事業では大城地区水道施設整備実施設計業務委託費、財産購入費などで1,683万1千円。中富南部簡易水道事業では小原島地区水道施設整備実

施設業務委託費などで2,219万4千円を支出しています。

また簡易水道管理費では中富、身延、下部簡易水道の量水器取り替え工事および下山簡水配水池流量計取り替え工事などで3,725万4千円。水質検査業務委託など各種委託料などを含めまして2,500万6千円を支出しております。

1ページにお戻りください。農業集落排水事業等特別会計です。

歳入総額2,336万8,966円、歳出総額2,334万9,136円。差引額1万9,830円で実質収支額も増額です。

次に下水道事業特別会計です。

歳入総額4億2,637万2,063円。歳出総額4億2,620万8,753円。差引額16万3,310円で実質収支も同額です。

下水道事業特別会計においては、25年度は大きな建設工事等はなく維持管理費が1億867万8,638円。それから公債費が2億9,737万81円で、この合計額が4億604万8,719円となり、歳出総額の95%を維持管理等の費用が占めております。

次に青少年自然の里特別会計は、歳入歳出それぞれ4,812万97円となっております。

なお本資料の39ページに決算および施設利用状況が記載してありますので、のちほどご覧いただきたいと思ひます。

次に下部奥の湯温泉事業特別会計です。

歳入総額519万906円。歳出総額516万1,839円。差引額2万9,067円で実質収支についても同額であります。

次に土地開発事業特別会計です。歳入歳出それぞれ7,736万940円となっております。

主な事業につきましては15ページをご覧いただきたいと思ひます。

住宅地造成事業費では造成工事5,969万7千円。上下水道の敷設工事751万円。ほか各種委託料それぞれを含めまして7,692万4千円を支出しております。

また1ページにお戻りください。

次に財産区関係の特別会計についてですが12の特別会計とも黒字決算となっております。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額等の数字につきましては総括表の中段以降に記載したとおりです。ご確認をお願いしたいと思ひます。

最後に出資金、出捐金、基金につきまして説明をいたします。27ページをお願いいたします。

27ページの中段、(5)出資による権利の表です。

峡南広域行政組合の出資金のうち消防費負担金5,406万8千円。電算システム更新負担金として3,751万7千円の合計額9,158万5千円を取り崩しいたしました。また富士川地域地場産業センターについては、平成25年3月31日をもって解散したため出捐金全額862万5千円の減額となっております。

続きまして基金についてですが、財政調整基金から大河内地区財政調整基金まで29の基金があります。平成25年度中の動きにつきましては表の一番下、計の欄の預金、決算年度中増減高と決算年度末現在高の項をご覧いただきたいと思ひます。

増の部分につきましては積立額ですが1億1,115万4,934円。減の部分、取り崩し額ですが904万6,344円。差し引きしますと1億210万8,590円の増額となります。25年度末現在高は56億5,748万8,248円となっております。

雑駁な説明であります以上です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で町長の説明、ならびに担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第5 報告第8号 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長から本案について説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは報告第8号について申し上げたいと思います。

報告第8号 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により平成25年度決算に基づく身延町の健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

平成26年9月4日 提出

身延町長 望月仁司

なお、詳細につきましては財政課長より説明をさせますのでよろしくお願いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に報告第8号について、詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

報告第8号 平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明いたします。

決算審査最終日の7月29日に渡邊代表監査委員と伊藤監査委員によりまして財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては2枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、議会に報告するものであります。

それでは次のページをご覧ください。

平成25年度の決算に基づく健全化比率であります。この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率であります。この比率につきましては普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値でございます。身延町は赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は14.4%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.14%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては普通会計、公営事業会計、さらに

一部事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町でいえば峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への負担金もカウントし、公債費の比率を示す数値でありまして7.8%であります。24年度に比較し2.2%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては25%であります。

次に将来負担比率であります。この比率につきましては実質公債費比率よりもさらに地方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。しかしながら本町では地方公社や第三セクター等がございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ範囲で比較する率になります。

25年度決算も24年度と同様に将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来負担比率はマイナスとなりました。このことは、計算上は地方債などの将来負担額が将来財政を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。早期健全化基準につきましては350%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は良好であると言えます。

次に下段の平成25年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかどうかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ5会計の資金不足の比率はなく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては20%であります。

なお上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報告をしなければなりません。また計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているわけですが、審査意見書でもご指摘いただいたとおり、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で町長の報告ならびに担当課長の説明が終わりました。

報告第8号については、終結いたします。

ここで平成25年度身延町一般会計及び特別会計の決算審査および決算に基づく財政健全化審査に対する意見書が添付されていますので、渡邊代表監査委員から報告を求めます。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊吉彦君）

改めまして、おはようございます。

それでは認定第1号 平成25年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま会計管理者から平成25年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複するところがあるかと思えますけども、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして去る7月23日から7月25日および28日、29日までの5日間、伊藤監査委員ともども町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成されているかを確認すると同時に、計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理・運用が適切かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き審査を実施いたしました。その結果が皆

さまにお配りしてございます決算審査意見書に掲載をしてあります。

意見書は全12ページからなっております、時間の関係もございますので主なところを抜粋して報告させていただきますのでご了承をお願いいたします。

なお、金額につきましても単位につきましても万円とさせていただきますので併せてご了承をお願いいたします。

まず意見書の4ページをお開きいただきたいと思います。

(1)の決算の概要であります。平成25年度の一般会計および特別会計の予算現額は158億9,547万円で、これに対する決算額は歳入総額が164億225万円で収入率は103.2%となっております。

一方、歳出総額は151億9,619万円で執行率は95.6%。歳入歳出差引額は12億606万円で一般会計・特別会計のすべての会計において決算は黒字となっております。それをまとめたものがその下の表でございます。

次に町債であります。平成25年度末現在高は一般会計69億7,210万円。特別会計71億7,520万円。合計で141億4,731万円となっております。昨年度に比べまして15億5,091万円の減であります。これは将来の財政状況を見据えて積極的な繰上償還などを行い、町債残高の削減に努めていただいた結果であります。

次に(2)の収支決算の状況であります。一般会計、特別会計を合わせましての実質収支は11億6,856万円であり、職員一人ひとりの経費節減などの努力の結果と思われる。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

一般会計(1)の概要ではありますが、4ページで決算の概要を説明いたしましたので説明は省略をさせていただきます。

次に(2)の歳入の状況であります。

予算現額96億2,703万円に対しまして収入済額は101億4,007万円で予算に対する収入率は105.3%となっております。不納欠損額1,928万円につきましては時効など法令に基づき処分したものであります。また収入未済額は1億1,572万円であり、この未済額については、税等の公平性の観点と同時に自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをお開きいただきたいと思います。

この一覧表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

7ページをご覧くださいと思います。

(3)のア・歳出の予算執行の状況であります。予算総額96億2,703万円に対しまして支出済額が91億6,113万円で執行率は95.2%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次に8ページ、9ページであります、この特別会計は先ほど会計管理者が説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計から特別会計への繰り入れの状況であります、この表にお示しをしてあるとおり総額で15億9,809万円となっております。

11ページをご覧いただきたいと思います。

財産に関する調書ですが、これはお手元に配布をしてあります決算書付属資料の16ページの4.財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

基金の状況につきましては関係書類、帳簿などと照合した結果、誤りはないものと認められました。

なお基金の運用につきましては、その運用方法について地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があるかと思われれます。

最後に審査の意見、指摘事項であります。恐れ入りますけれどもお戻りをいただきまして3ページをお開きいただきたいと思います。

決算収支状況は一般会計、特別会計ともに実質収支においてすべて黒字となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面については自主財源であります町税が14.5%、依存財源である地方交付税が51.1%、国庫支出金が6.5%、県支出金が6.1%と歳入の大部分を占めている厳しい状況であります。地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は72.3%で昨年の73.3%より改善されているものの、依然として高く財政の硬直化が懸念されるところであります。

町税の収入状況は昨年度策定した町税収納対策3カ年計画に基づき、収納率の向上に創意工夫をされた結果、ここ数年で最も高い収納率となっております。

また使用料ならびに手数料等についてはその内容を精査し、今日の社会情勢等を踏まえながら料金改定などについて定期的に検討する必要があります。

なお収入未済額についても内容を分析し、町税と同様に公平性の観点から各課が連携を図り適切な事務処理に努めていただきたいと思います。

歳出面については経常経費である公債費が20.4%、人件費が14.5%、補助費等が12.0%を占めています。

またそれぞれの事業について厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するため、その事業の必要性、緊急性、投資効果など十分に検討し見直しをする必要があるかと思われれます。

続きまして、報告第8号の平成25年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について報告をさせていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思われれますけれども監査委員の立場で報告をさせていただきます。

平成25年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類などはすべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さまにお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載をさせていただきます。

(1)の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

特に実質公債費比率は昨年度に引き続き前年度を下回っており、今後も町債の発行については中長期的な財政計画に基づき行っていただき、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただきたいと思われれます。

終わりになります。職員一人ひとりが常日ごろそれぞれの担当する業務はもちろんのこと、

町政全般について創意工夫の努力を重ねていただきまして、町民が安心して住めるまちづくりの進め、よりよい身延町を築いていただくことを望むものであります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

以上で、平成25年度身延町一般会計及び特別会計決算審査及び決算に基づく財政健全化審査に対する意見書の報告が終わりました。

ここで、渡邊代表監査委員は退席となります。

渡邊代表監査委員におかれましては大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼申し上げます。議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第6 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は、条例案でありますので一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは議案第63号から議案第66号について、順を追ってご説明を申し上げます。

まず議案第63号についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の議案を提出する。

平成26年9月4日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

子ども・子育て支援法の制定により特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定についてであります。

身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の議案を提出する。

以下は提出日と提出者は省略をさせていただきます。

提案理由

子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、児童福祉法が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

防災行政無線施設デジタル化更新事業により地域情報通信施設における一部施設の運用を停止したことに伴い、身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をいたささせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

次に議案第63号から議案第66号までの詳細説明を求めます。

議案第63号および議案第64号の詳細説明を求めます。

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

それでは議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての詳細説明をいたします。

本条例の制定は子ども・子育て支援法の制定により特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国の基準を踏まえ市町村が条例で基準を定めることとされました。これに伴い、本町では保育所などの施設や家庭的保育事業などの地域型保育事業を行う事業者が給付金を受ける対象として適格であることの確認をするため、条例を制定するものであります。

2ページをお開きください。

第1章、総則としまして第1条では趣旨、第2条では定義を規定しております。

3ページをお開きください。

第3条では一般原則を規定しております。内容は適切な環境の確保、子どもの立場に立った保育、関係機関との密接な連携に努めること。従事者に対する研修等を規定しております。

4 ページです。

第4条では利用定員を規定しております。

保育所、認定子ども園については利用定員を20人以上とする等の規定であります。

第5条から第34条までは第2節として運営に関する基準の規定であります。

5 ページです。

第5条では内容および手続きの説明および同意として、利用申込者に対し内容についての重要事項を文書にて説明し、同意を得ること。

第6条では利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止として、施設は保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないなどが規定されています。

6 ページです。

第7条では斡旋、調整および要請に対する協力として施設は市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならないと規定しております。

以下14ページの第34条までが運営に関する基準であります。

14ページから15ページは、第3節として特例施設型給付費に関する基準の規定であります。特例施設型給付費とは1号、2号、3号の利用区分にそのまま認定されたとき、通常の利用区分では利用できない施設を利用した場合に支払われる施設型給付費のことであり、そのうち1号認定の子どもが保育所を利用した場合には特別利用保育といい、条例第35条がその基準であります。

また2号認定の子どもが幼稚園を利用した場合には特別利用教育といい、第36条がその基準であります。

15 ページです。

第3章では特定地域型保育事業の運営に関する基準であります。

第1節、第37条は利用定員の規定であり同事業のうち家庭的保育事業は5人以下、小規模保育事業A型、B型は6人から19人。C型は6人から10人。居宅訪問型は1人とすると規定しております。

なお、小規模保育事業C型の利用定員には経過措置があり、23ページの附則第4条のとおり5年間は6人から15人以下とすることとなっております。

戻っていただきまして、16ページからは第2節運営に関する基準として、特定地域型保育事業者のなすべきこと等の規定が第38条から第49条まで具体的に規定をしております。

なお第50条は準用規定であり、特定教育保育施設の基準の一部を特定地域型保育事業について準用する旨の規定であります。

21ページの第3節、特例地域型保育給付費に関する基準ですが、これは特別利用地域型保育による給付と特定利用地域型保育による給付を併せていい、このうち特別利用地域型保育は1号認定の子どもがやむを得ない事由により利用した地域型保育をいい、その基準が第51条の規定であります。

また特定利用地域型保育は2号認定の子どもがやむを得ない事由により利用した地域型保育をいい、その基準が22ページの第52条の規定であります。

附則の第2条は特定保育所に関する特例として、内容を要約いたしますと特定保育所、これは認可確認済みの民営の保育所などですが特定保育所が教育保育施設、教育保育の質の向上を

図る上で特に必要と認められる対価を保護者から受け取る場合は、市町村の同意を得ることを要件とする特例であります。

附則第3条は施設型給付費等に関する経過措置の規定であり、附則第4条は小規模保育事業C型の利用定員の経過措置で、これは先ほど説明したとおりであります。

以上で議案第63号 身延町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の詳細説明を終わります。

続きまして議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定についての詳細説明をいたします。

子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、家庭的保育事業等が新たに市町村認可事業として設けられることになりました。これは家庭的保育事業等を行う事業者はその設備や運営に関し、市町村が国の基準を踏まえて定める基準を順守する必要があります。これに伴い、身延町では家庭的保育事業等の認可基準を定めるため条例を制定するものです。

26ページをお開きください。

第1章は総則であります。

第1条は趣旨、第2条から第4条は最低基準にかかる規定であり、最低基準を超えて設備および運営を向上させること等の規定であります。

27ページです。

第5条は家庭的保育事業者等の一般原則として6項目が規定されております。

第6条は保育所等の連携、内容は認定子ども園、幼稚園、保育所等の連携施設を確保して保育内容の支援や卒園後の受け皿として連携をとること等を内容としております。

28ページです。

第7条は非常災害に対する規定。

第8条から第10条は職員の一般的要件など職員に関する規定です。

第11条から第13条は利用乳幼児の平等取り扱い原則や虐待の禁止等の規定であります。

29ページです。

第14条は衛生管理等の規定。

第15条から第16条は食事に関する基準の規定であります。

30ページです。

第17条が利用乳幼児と職員の健康診断の実施規定であります。

31ページです。

第18条は内部で定めておくべき規定について、11項目にわたり規定しております。

第19条は整備しておくべき帳簿について。

第20条は秘密保持等について。

第21条は苦情への対応を規定しております。

32ページです。

第2章は家庭的保育事業の第22条、設備の基準から33ページ、第26条、保護者との連絡まで所要の事項を規定しております。

33ページ。第3章、小規模保育事業、第1節、第27条、区分として同事業をA型、B型、C型に区分しています。この違いは主として保育に携わる職員の資格で区分されておりA型には保育士、B型には保育従事者、C型には家庭的保育者を置くこととされております。また利用

人数はA型、B型が19人以下。C型が定員6人から10人と定められています。

第2節ではA型について、第28条、設備の基準から36ページ、第30条の準用まで規定されており、第3節ではB型について、第31条、職員から37ページ、第32条、準用までの規定がされております。

第4節では小規模保育事業、C型について、第33条、設備の基準から第36条、準用まで規定されています。

38ページです。

第4章、居宅訪問型事業、これはいわゆるベビーシッター型といわれるものですが、第37条では対象となる提供保育に規定し、第41条の準用まで規定をしております。

39ページです。

第5章、事業所内保育事業では第42条、利用定員の設定から43ページ、第48条の準用までの規定であります。

44ページからが附則であります。

附則第1条が施行期日。

附則第2条が食事の提供の経過措置ということですが、内容は現在、自園調理を行っていない事業から家庭的保育事業等に移行する場合は、本条例の施行日から5年の間に体制を整えることという内容です。

附則第3条は連携施設に関する経過措置ということですが、内容は当面は連携施設の確保設定が困難で、さらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、本条例の施行日から5年の間、一定措置を講じた上で連携施設の設定を求めないことができるという内容です。

附則第4条は、小規模保育事業B型と小規模事業所内保育事業に保育従事者を置くことが定められていますが、本条例の施行日から5年間は家庭的保育者および家庭的保育補助者を保育従事者とみなすことの規定であります。

附則第5条は小規模保育事業C型の利用定員の経過措置規定であります。

以上で議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例についての詳細説明を終わります。

○議長（河井淳君）

次に議案第65号の詳細説明を求めます。

村野税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

それでは議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

47ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、身延町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては町民税の納税義務者の規定の整備、所得割の課税標準の規定の整備、法人税割の税率の改正、軽自動車税の税率の改正、公益法人にかかる町民税の課税の特例の改正、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正、自動車税の税率の特例の改正、一般株式等および上場株式等にかかる譲渡所得にかかる個人の住民税の課税の特例の改正、非課税口座内、上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例の改正等が行われたものであり

ます。

48ページをお開きください。

上から2行目、第23条第2項につきましては法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備が行われたものであります。

上から9行目、第33条第5項につきましては、地方税法の改正に伴う号ずれであります。

上から11行目、第34条の4につきましては、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率が引き下げられたことによる改正であります。

上から12行目、第52条第1項につきましては、法人税法において外国法人にかかる申告納付制度が規定されたことによる改正であります。

上から14行目、第82条につきましては軽自動車税の税率の引き上げによる改正であります。

下から14行目、附則第4条の2につきましては、租税特別措置法第40条に第11項が追加されたことに伴う改正であります。

下から8行目、附則第7条の4につきましては、地方税法附則第20条の2が附則第20条に繰り上がることによる引用条項の改正であります。

下から6行目、附則第16条につきましては初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重課の規定の改正であります。

49ページをお開きください。

上から3行目、附則第19条および上から5行目の附則第19条の2につきましては、地方税法の改正によりまして、適用項のずれによる規定の整備であります。

上から8行目、附則第19条の3につきましては非課税口座内上場株式等の相続、贈与、遺贈があった場合には、非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなす規定の追加による改正であります。

上から14行目、附則第22条から附則第23条までの条文につきましては、東日本大震災にかかる特例について必ず条例で定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととされたため、削除する改正であります。

附則第24条につきましては附則第22条から附則第23条までが削除されることに伴い、行ずれにより附則第22条に繰り上げる改正であります。

下から14行目、附則の第1条では施行日についてそれぞれ明記しております。

50ページをお開きください。

上から1行目、第2条では町民税に関する経過措置についてそれぞれ明記しております。

第3条では軽自動車税の経過措置について明記しております。

下から11行目、第4条では重課税が適用となるのは平成28年度以後の年度分の軽自動車税であることを明記しております。

下から5行目、第5条では平成27年3月31日までに取得した軽自動車につきましては従前の税率が適用されることを明記しております。

以上で議案第65号の詳細説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（河井淳君）

次に議案第66号の詳細説明を求めます。

遠藤下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

議案第 6 6 号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

それでは議案書、53ページをお開きください。

今回のこの条例改正につきましては提案理由にもありますように防災行政無線デジタル化更新事業により地域情報通信施設における一部施設の運用を停止したことによるものであります。

54ページをお開きください。

身延町地域情報通信施設運営事業は旧下部町時代の下部コミュニケーションテレビ事業により旧下部町内各世帯に設置してありました既存の音声告知機の改修によりまして、条例の一部を次のように改正するものであります。

身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する内容につきましては第2条の定義中、第6号に音声告知機、音声告知およびFM放送を行う施設をいうとありますがこの第6号を削除する。

第4条のサービス中、第4号に行政情報および緊急情報の伝達とありますが、この第4号を削除し第5号を繰り上げ第4号とする。

第6条の管理、第2項のただし書きとして、ただし音声告知機については町が所有し加入者に貸与するものとするため、このただし書きを削除する。

第10条の加入の中止、第3項に加入者は第1項の届け出をしたときは貸与を受けた音声告知機を町に返還しなければならないとあるため、この第3項を削除する。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第66号の詳細説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第10 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上7議案は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

それでは、議案第67号から議案第73号の7件についてご説明を申し上げます。

まず議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

平成26年度身延町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,545万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億4,704万4千円とする。

2.歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月4日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成26年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,262万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,639万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成26年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,226千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ634万8千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

次に議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成26年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,444万3千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

次に議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成26年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,689万7千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

次に議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

平成26年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ596万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,230万6千円とする。

以下、省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいようお願い申し上げます。

○議長(河井淳君)

次に議案第67号から第73号までの詳細説明を求めます。

議案第67号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長(笠井祥一君)

議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第4号)について詳細説明をさせていただきます。

それでは、5ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

臨時財政対策債は限度額を3万円計上いたしておりましたが、繰越額の確定に伴い1億円減額し限度額を2億円といたしました。したがって、補正後の限度額総額を15億6,330万円に変更させていただくものであります。

8ページをお開きください。

歳入ですが14款2項1目民生費国庫補助金に子育て世帯臨時特例給付金事業費交付金147万円を計上いたしました。これは当初見込みよりも対象世帯が多かったための増額であります。

3目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金302万円を計上いたしました。これは株式会社下部ホテルの耐震診断業務に対する事業費の3分の1が国から交付されるものであります。

15款2項2目1節社会福祉費補助金に12万円を計上いたしました。これは介助用自動車購入等助成事業補助金であります。3節児童福祉費補助金に47万2千円を計上いたしました。これは病児・病後児保育普及促進事業費補助金であります。

3目衛生費県補助金を5万9千円減額いたしました。これは環境保全活動支援事業費補助金が確定したことに伴い減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金に439万1千円を計上いたしました。これは農地台帳システム

整備費補助金であります。

6目土木費県補助金に151万円を計上いたしました。これは土木費国庫補助金で説明いたしました下部ホテルの耐震診断業務に対する事業費の6分の1が県から交付されるものであります。

3項1目総務費県委託金に70万9千円を計上いたしました。これは5年に一度行われます全国消費実態調査に対する委託金であります。

3目教育費県委託金に44万8千円を計上いたしました。これは教職員の人事給与システム運用経費に対する委託金であります。

17款1項2目指定寄附金に100万円を計上いたしました。これは福祉教育学校等就学奨励基金への指定寄附金であります。

18款1項5目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金に18万円を計上いたしました。これは身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則に基づき、基金を処分して1人当たり3万円の奨励金を6名に対して支給するための繰り入れであります。

9ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金に1億4,177万9千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入に41万1千円を計上いたしました。2月の雪害によります総合文化会館屋根修繕等にかかります公有建物災害共済金38万1千円。幼児歯科検診の際のフッ素塗布負担金3万円であります。

21款1項6目臨時財政対策債を1億円の減額といたしました。第2表 地方債補正でご説明しましたとおり繰越額の確定に伴う減額であります。

次に歳出ですが10ページをお開きください。

2款1項2目文書広報費、19節の35万6千円は有線放送施設整備費補助金であります。伊沼区が4万2千円。相又区が31万4千円で事業費の2分の1の補助率であります。

4目企画費、19節の138万円は本年度から身延まつりを町主催で実施することとなり、予算につきましては企画費へ一括計上することとなったための補正であります。

2項1目税務総務費、23節の100万円は法人税および固定資産税にかかる還付金の増額であります。

5項2目指定統計調査費の70万9千円は5年に一度の全国消費実態調査が実施されるため、1節、11節、12節にそれぞれ関係予算を計上したものであります。

3款1項1目社会福祉総務費、28節の1,884万3千円の減額は国民健康保険特別会計の繰越金等が確定したことに伴い、法定外繰出金を減額するものであります。

3目高齢者福祉費、11節の10万6千円は飯富高齢者介護予防センターの敷地内のアスファルト舗装修繕であります。

11ページをご覧ください。

5目障害福祉費、19節の24万円は助手席昇降シート付きの介助用自動車購入に対する補助金であります。県と町が2分の1ずつ補助するものです。

2項1目児童福祉総務費、13節の135万7千円は病児・病後児保育業務を飯富病院へ委託するための経費であります。

23節7万7千円は、養育医療国庫負担金精算に伴う返還金であります。

2目児童措置費、23節の17万円は児童手当交付金精算に伴う返還金であります。

8目民間保育所費、23節の94万9千円は保育所運営費の国・県負担金の精算に伴う返還金であります。

9目子育て世帯臨時特例給付金事業費、19節の147万円は給付対象となる世帯数が当初見込みよりも多かったため、増額するものであります。全額、国からの補助金で措置されます。

12ページをお開きください。

4款1項1目保健総務費、19節の28万円の減額は身延まつりの予算を企画費に一括計上することによる減額であります。

2目予防費の58万6千2百円は予防接種法の改正により本年10月より1歳から2歳の幼児の水痘ワクチンが定期予防接種となったこと。また成人用肺炎球菌ワクチンが65歳以上の希望者に接種することとなったため、11節、12節、13節にそれぞれ関係予算を計上したものであります。

3目母子保健費の3万円の財源組み替えは、幼児歯科健診の際のフッ素塗布負担金の3万円を予算計上したことによる財源の組み替えであります。

5目環境衛生費、16節の33万7千円はゴミ収集所設置事業原材料費支給規定により支給するもので、地区からの申請に基づき不足額を増額するものであります。18節の15万2千円は、捕獲しました犬にマイクロチップが埋め込まれている場合に飼い主の氏名、住所等、情報を読み取りますスティックリーダーを購入するものであります。

3項1目簡易水道運営費、19節の49万5千円は梨子小規模簡易水道組合、平須小規模簡易水道組合の漏水修繕等に対する70%の補助であります。28節の1,232万9千円は簡易水道事業特別会計への繰り出しであります。

2目簡易給水施設運営費、11節の12万3千円は釜額簡易給水施設滅菌器修繕であります。

13ページをご覧ください。

6款1項1目農業委員会費、13節の439万2千円は農地の利用状況を把握し重機や課税台帳と照合などが可能となる農地台帳システムの整備事業委託を行うものであります。

3目農業振興費、1節の9万5千円は猟友会員等によります鳥獣被害対策実施隊を組織し鳥獣害の駆除や檻の点検等を行ってもらうための報酬であります。11節の50万4千円は道の駅下部の冷凍機ユニットクーラー取り替え修繕であります。

19節に45万6千円を計上いたしました。これは関東農政局主催研修会負担金2名分によりまして研修負担金が6万円の増額。農地・水保全管理支払交付金事業負担金が多面的機能支払交付金事業負担金に事業名変更と事業の追加により、その他負担金が24万4千円の増額。鳥獣防除施設資機材補助金50万円。宮木改田組合に対する農林水産業振興事業補助金35万2千円。産業まつり補助金70万円の減額等で補助金が15万2千円の増額となっております。

4目農業土木費、13節の100万円は中山間地域総合整備事業、圃場整備事業にかかる換地計画概要書作成業務委託料であります。16節30万円は農道用排水路補修用原材料費の増額であります。

2項3目林業土木費、14節の300万円は林道等埋塞土除去に伴います重機等借上料の増額であります。15節の460万円は小規模治山相又流路改良工事および小規模治山相又流末水路改良工事の増額であります。

14ページをお開きください。

7款1項1目商工振興費、11節の83万円は下部温泉会館の浴槽タイルおよび脱衣所床の修繕費であります。

8款1項1目土木総務費、11節の25万円は消耗品費の増額であります。

2款1目道路橋梁維持費、11節の530万円は新宇野尾トンネル電気料30万円と各区からの要望に基づきます町道等修繕費500万円であります。14節の75万円は重機等借り上げ料の増額であります。16節の100万円は生コンクリート等の道路補修用資材の増額であります。

2目道路新設改良費、15節の140万円は町道山門奥之院線に防護柵を設置するための増額であります。

5項1目住宅管理費、19節の604万円は建設物の耐震改修の促進に関する法律の改正が行われ、病院、店舗、旅館等、不特定多数の方が利用する建物の耐震診断の義務付けがされました。これにより本町では下部ホテルが該当するため事業費の6分の2が国から、6分の1が県から補助され、町が6分の1を上乗せして補助金を交付するものです。下部ホテルは6分の1を負担し、残りの6分の1は国から下部ホテルに直接交付されます。

15ページをご覧ください。

6項1目下水道総務費、28節の611万6千円は下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計への繰出金を増額するものであります。

9款1項1目非常備消防費、19節の74万4千円は下部第2分団、久那土地区の中継槽購入に対する補助金ほかであります。

10款1項1目教育委員会費、8節の18万円は身延町福祉教育学校等就学奨励基金条例施行規則第3条の規定により支給するもので1人3万円で6人分の計上であります。

2項1目学校管理費、11節の50万8千円は下山小、身延小、大河内小の遊具安全対策にかかる修繕費であります。14節の55万円は各小学校の教職員人事給与パソコンのリース料であります。

2目久那土小学校管理費、11節の76万2千円は久那土小学校の校内電話設備の修繕費であります。

3項1目学校管理費、14節の55万円は各中学校の教職員人事給与パソコンのリース料であります。

3目下部中学校管理費、11節の72万1千円は下部中学校の水道受水槽の老朽化による修繕費および汚水槽原水ポンプ取り替え修繕であります。

16ページをお開きください。

4目中富中学校管理費、11節の11万7千円は甲南グラウンドに設置してあります部室のシャッター修繕であります。

6目教育振興費、19節の184万5千円は身延中学校の柔道部が全国大会および関東大会へ、野球部が関東大会へ参加することとなったため、選手派遣費補助金を増額するものであります。

4項2目公民館費、11節の94万8千円は消耗品費として古関分館の屋内消火栓ホースおよび消火器交換に22万円。修繕費として下山分館のテレビ受信設備設置および西嶋分館のフェンス修繕に72万8千円であります。

13節の210万6千円は下山分館建設用地調査測量業務および旧北小跡地排水路測量設計

業務の委託料であります。

14節の3万5千円の減額。

19節のその他負担金10万3千円の減額はCATV使用料等の減額であります。

19節の補助金7万3千円は横光集落公民館の雨樋改修に対する補助金であります。

5項1目文化財保護費、12節の21万2千円は旧豊岡小学校内に収蔵してあります民具等に破損や虫食いが著しく資料的価値の乏しいものがあるため、それらを処分する経費等であり  
ます。

4目総合文化会館管理費、11節の86万5千円は屋内用消火ポンプ、呼び水槽交換修繕、  
雪害によります屋根および雪止め修繕等、施設設備の修繕費であります。

17ページをご覧ください。

13款1項13目福祉教育学校等就学奨励基金費、25節の100万円は指定寄附金として  
ご寄附いただきました金額を今回、積み立てるものであります。

以上、議案第67号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第68号の詳細説明を求めます。

遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤基君）

議案第68号 身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明をさせ  
ていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、3節介護納付金分現年課税分は223万9千円  
減額するものです。これは介護保険の第2号被保険者が本算定において前年度より103世帯、  
142人減少したことによるものです。

2目退職被保険者等国民健康保険税、3節介護納付金分現年課税分は107万4千円減額す  
るものです。これも介護保険の第2号被保険者が本算定において前年度より25世帯、22人  
減少したことによるものです。

4款1項2目療養給付費等負担金は281万1千円増額するものです。これは国からの平成  
26年度交付決定によるものです。

6款1項1目前期高齢者交付金は713万9千円の減額です。これは社会保険診療報酬支払  
基金からの平成26年度交付決定によるものです。

10款1項1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金は1,884万3千円の減額で  
す。これは当初予算において一般会計からの借り入れをして予算編成をいたしました。平成  
25年度決算において繰越金が確定したことに伴うもので、借り入れをなくしての予算とする  
ものです。

11款1項1目療養給付費交付金繰越金は2,114万6千円の増額です。これは平成25年  
度決算に伴う療養給付費等負担金の超過交付分として予算計上するものです。

2目その他繰越金は6,796万5千円増額するもので、内容は平成25年度決算に伴う繰  
越金です。

7ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、財源の組み替えで国庫支出金425万3千円を増

額して、その他425万3千円の減額をするものです。内容は歳入の療養給付費等負担金の増額によるものと前期高齢者交付金の減額による財源の調整です。

3目一般被保険者療養費についても財源組み替えで国庫支出金9万7千円を増額して、その他9万7千円を減額するものです。内容は先の1目一般被保険者療養給付費と同じです。

2項1目一般被保険者高齢療養費についても財源組み替えで、国庫支出金53万7千円増額して、その他53万7千円を減額するもので、内容は先の1項1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費と同じです。

3款1項1目後期高齢者支援金は589万1千円を減額するものです。これは社会保険診療報酬支払基金からの平成26年度支援金納付決定通知によるものです。

6款1項1目介護納付金262万8千円を減額するものです。内容は先の3款1項1目後期高齢者支援金と同様に社会保険診療報酬支払基金からの平成26年度支援金納付決定通知によるものです。また財源組み替えとして、その他138万1千円増額して一般財源138万1千円を減額するものです。これは歳入、国民保険税、介護納付金分の減少による財源調整となります。

8ページをお開きください。

9款1項3目償還金は2,114万6千円を増額するものです。内容は平成25年度療養給付費等負担金の交付決定に伴い返還が生じたためです。

10款1項1目予備費は平成25年度決算において繰越金が合計で1億5,097万5,122円となりましたので、今回の補正予算としてそれぞれ見込まれる額について計上させていただくとともに5千万円を今後の医療費増加対策として予備費に計上いたしました。

以上で身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(河井淳君)

次に議案第69号および議案第70号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長(穂坂桂吾君)

それでは議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

6ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。

9款1項1目繰越金1,323万5千円は歳出補正予算の国庫支出金等償還金の財源として計上しました。

7ページをご覧ください。歳出について説明いたします。

7款1項3目国庫支出金等償還金、23節償還金利子及び割引料の1,323万5千円ですが、平成25年度の保険給付費等の実績額確定に伴い、その財源として平成25年度中に受け入れ済みの国庫支出金等に超過交付が生じたため、これを返還するためのものです。

その内訳につきましては、保険給付費に対するものとして1,070万4,280円、地域支援事業に対するものとして253万733円となっております。

議案第69号についての説明は以上です。

続きまして議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。

6ページをお開きください。まず歳入から説明いたします。

3款1項1目繰越金20万5千円については歳出補正予算の財源として計上いたしました。次に歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、13節委託料の20万5千円の増額につきましては介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するものです。当初予算においては年間12件の委託を見込んでおりましたが、今年度のこれまでの実績および今後を見通す中で委託件数の増加が見込まれるため、増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第71号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明をさせていただきます。予算書6ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金、1節加入者負担金につきましては県営中山間地域総合整備事業に関わる水道管移設工事受託工事負担金であり、1,155万円を増額補正するものであります。内容につきましては、歳出の工事請負費で説明いたします。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、2節公債費繰入金につきましては公債費元金に充当するものであり1,232万9千円の増額補正であります。

6款1項1目繰越金、1節繰越金87万1千円の増額補正につきましては、平成25年度の繰越金であります。

次に歳出について説明させていただきます。予算書7ページをお願いします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費1千万円の増額補正でございます。年々施設の老朽化が進み、施設点検の結果、主に機械電気設備の修繕費が見込まれるためでございます。

15節工事請負費につきましては1,155万円の増額補正であります。歳入でもご説明しましたが、県営中山間地域総合農地防災事業によります梅平地内の水路トンネル整備工事に関わる送配水管移設工事費および市之瀬地内農道7号改良に係る配水管移設工事費であります。

23節償還金利子及び割引料につきましては、過年度還付金10万円の増額補正であります。

27節公課費につきましては310万円の増額補正であります。平成25年度分消費税の確定申告により生じた不足額の計上でございます。

3款1項1目元金につきましては、財源組み替えでございます。

1款1目簡易水道管理費、増額補正に伴い元金返済に充当を予定していましたが一般財源1,232万9千円の減に伴う財源組み替えでございます。

以上、議案第71号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

次に議案第72号および議案第73号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

それでは歳入から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

2款1項1目農業集落排水事業繰入金14万8千円につきましては、上之平浄化センターのスクリーン用のモーターの修繕費分として維持管理費に充てるための追加補正であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目上之平地区維持管理費、11節需用費14万8千円につきましては、上之平浄化センターへ流入したゴミを取り除くスクリーン用のモーターが老朽化によりオイル漏れが続きまして早めの交換をさせていただきましたための修繕費の追加補正でございます。

次に議案第73号をご説明いたしますのでお願いいたします。

続きまして議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

3款1項1目中富下水道事業一般会計繰入金438万2千円。これにつきましては、平成25年度分下水道事業にかかる消費税納付金に伴う追加補正であります。

3目角打・丸滝下水道事業一般会計繰入金158万6千円。これにつきましては、角打丸滝浄化センターへの流入したゴミを取り除くスクリーンユニット、これの一式が老朽化により壊れましたので5月末に修繕をさせていただきました。これらの修繕費を維持管理費に充当するための追加補正であります。

次に歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。

1款2項1目中富下水道事業管理費、下水道事業維持管理費、27節公課費438万2千円の追加につきましては平成25年度の決算に伴い消費税額について税務署と事前相談を行い、おおむね平成25年度分の消費税納付額が1,364万2千円の見込みとなりました。当初予算に926万円を計上しておりますので、不足額の438万2千円を追加補正するものであります。

3目角打・丸滝下水道事業維持管理費、11節修繕費158万6千円の追加につきましては歳入で説明いたしました角打・丸滝処理場のスクリーンユニット一式の修繕費でございます。

3項1目中富下水道事業元金につきましては消費税納付金に使用料を充当するため、これに伴う財源補正組み替えでございます。

以上で72号、73号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第17 同意第1号 身延町公平委員会委員の選任について

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

同意第1号について、ご説明を申し上げます。

身延町公平委員会委員の選任についてであります。

身延町公平委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町切石449番地

氏 名 渡辺芳彦

生年月日 昭和22年12月16日

平成26年9月4日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

平成26年11月18日に委員の任期が満了するのでその後任委員を選任する必要が生じた。については委員の選任にあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（河井淳君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については詳細説明を省略します。

日程第18 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

請願第4号につきましては、配布されております請願文書表に基づきご説明申し上げます。

受理年月日は平成26年8月1日であります。

件名ですが30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願であります。

請願者住所氏名ですが、山梨県南巨摩郡身延町角打2066番地1、身延町PTA協議会会長 市川正文ほか3団体でございます。

紹介議員は身延町議会議員 芦澤健拓氏と私、深澤勝でございます。

請願の趣旨であります、そこに記載してありますとおり例年同じ文面でありますので細部について説明を省略いたします。

どうかご理解をいただきまして、意見書の提出に向けよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第19 請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書

請願者住所氏名 山梨県甲府市大里町4225-1、コアタウン6号。一般社団法人 山梨県聴覚障害者協会理事長 小椋武夫。

紹介議員は芦澤健拓議員と私、渡辺文子です。

手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の言語や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかし今まで長い間、ろう学校では手話は禁止され、授業だけでなくろう児同士が手話で話すことも禁じられていました。発音し、口の形を読み取ることで話をする口語法教育が行われてきました。

ろう児は補聴器等を使用しても通常の話し声を理解することが困難で、話す口の形だけを見て、話を理解することも非常に難しいのです。そのため先生の話すら内容がよく分からない。先生やろう児との自由なコミュニケーションが妨げられるなど学力や豊かな人間性、社会性の発達にも重大な影響がありました。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要だと考え手話言語法（仮称）の制定を求めるものです。

本請願を採択していただけますようお願いいたします。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

日程第20 請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願

請願者住所氏名 山梨県甲府市上今井1414-2、山梨県民商会館気付。消費税廃止山梨県各界連絡会代表 雨宮富美雄。

紹介議員、私、渡辺文子です。

この4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられ、多くの町民はアベノミクスの恩恵どころか長引く不況に加え物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業もあとをたない状況です。

内閣府が発表した4月から6月期の国内総生産、GDP速報には衝撃的な数字が並びました。家計消費は戦後最大級の落ち込みとなりました。実質GDPは前期比でマイナス6.8%。東日本大震災のときの6.9%減に匹敵する落ち込みです。GDPは国内の経済活動の大きさを金額で示します。それが減るということは、それだけ経済活動が縮小するということです。特

にGDPの6割を占める家計消費は実質19.2%も減少しました。家計消費が大幅に減少したことがGDP全体を大きく押し下げました。消費税10%への増税の中止こそ国民の暮らしを立て直す最優先の課題です。本請願を採択していただけますようお願いをいたします。

○議長（河井淳君）

以上で説明を終わります。

なお請願第4号、請願第5号および請願第6号については総務産業建設常任委員会および教育厚生常任委員会に付託する予定になっております。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

それでは最後に相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後12時10分

平成 2 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 5 日

平成26年第3回身延町議会定例会（2日目）

平成26年9月 5日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	深 澤 勝	2番	赤 池 朗
3番	田 中 一 泰	4番	広 島 法 明
5番	柿 島 良 行	6番	芦 澤 健 拓
7番	松 浦 隆	8番	福 與 三 郎
9番	草 間 天	10番	川 口 福 三
11番	渡 辺 文 子	12番	伊 藤 文 雄
13番	野 島 俊 博	14番	河 井 淳

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子

録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

一般質問に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告書は6名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告の1番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○13番議員（野島俊博君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問に先立ち、まず私の考えを先に申し上げたいと思います。

さて平成18年、今から8年前の3月定例議会、一般質問において、まず私たちの先輩議員でありますけども、お一人目の議員の質問のやりとりの内容は適正規模の学校再編計画、適正規模の論議を急げと問い質しています。答弁は学校規模、学校の適正配置検討を進めると答えています。またもう1人の議員の質問は学校の統合再編成、学区の再編成計画を早い時期に立てるべきではと問い質し、答弁として18年度の重点項目にも掲げてある小中学校適正配置審議会の設置も検討を始めていると答えています。8年前に先を見つめ、子どもたちの教育に危機感を持った先輩議員がいたことは、これは事実のことでございます。

ここまでは議会広報でのやりとりでございますけども、もう少し会議録の中身を見ますと1人目の議員の質問内容は現在、少子化が著しく進行している。18年度、本町全小学校の入学予定数は103名と聞いている。また最も少ない小学校で3名という学校もあると聞いている。ここにきて学校編成基準で単式学級を維持できない学校もやむを得ない状況が考えられる。これを踏まえ小中学生をより充実した教育環境の中で教育することを基本に学級規模、学校規

模、校舎の老朽化を意識しながら配置の適正化計画を策定し、町民に示す必要があると考える  
がいかがか、そういうふうに質問しています。

そして教育長の答弁は小中学校の小規模化はますます拍車がかかり、学校運営や教育活動な  
どさまざまな課題を生じさせるものと推測される。このため小中学校の適正規模・適正配置を  
確立すべきと考え現行の学校を再編成し、具体的にどのように学校適正配置等を図るべきか検  
討の必要があると考えていると答弁しております。そしてできるだけ早い時期に検討してい  
きたいと答弁しております。

それを受けて議員はすでに複式が発生している教室があるように思う。だから検討している  
余地はない。複式学級、単式学級の基準はあるがこの件についての教育委員長の見解を聞くと  
ありました。

2人目の議員の会議録による質問内容は、出生の減少の中で児童生徒の減少が大きな問題の  
1つである。児童生徒の減少は今後の学校経営、また人づくりに大きな影を落としているとい  
っても過言ではなく、将来を見据えて学区の再編も入れて早い段階で学校の統合計画を含めた策  
定が必要だと考えているがどうかと問い質しております。

そして答弁といたしまして、学校教育課長は合併協定書の中の52番目の項目に小中学校の  
適正配置については児童生徒数の動向を踏まえ検討するという項目がある。教育委員長の教育  
方針で述べたように、平成18年度の重点項目として学校の適正配置について検討を掲げている  
が、教育委員会ではこれら児童生徒の動向を踏まえ身延町立小中学校適正配置審議会という  
ような組織の案をつくり、教育委員会内部で検討を始めているとし、これをいつ公にして町民  
の協力を得て教育効果の上がる環境を整えるかどうかということ課題として捉えていると答  
弁しています。

そしてさらにこのままいくと複式が始まる。中学校に至っては非常に生徒が少なくなる。特  
にクラブ活動の状況は今どうなっているのか。例えば1校1クラブしかなく、生徒の中からは  
非常に不満があるのではないかと質問しております。

学校教育課長の答弁といたしまして、一番生徒数が少ない学校においては男子生徒を対象に  
した部が1つ。それから一番大きな学校については男女を含めて、合わせて7つの部がある  
ということである。さらに質問しているのが、その内容は子どもたちの中からAの学校に行きた  
いけど、そこには部がないよと。よって、こちらに行きたいということもきっと出てくると思  
う。このことから子どもたちの学校通学の中で、学校で学ぶことについて不満が出てきている  
のではないか、非常に深刻だという感じが学校間の中で出ているのではないかという感じがす  
ると言っております。ぜひ早い段階の中で策定してほしいと願っているとしております。

そして経過として平成19年3月19日、身延町議会3月定例会において身延町立小中学校  
適正配置審議会条例可決。平成19年5月25日、身延町立小中学校適正配置審議会委員委嘱  
および第1回審議会。諮問。平成20年7月14日、第9回審議会を開催し同年8月5日に第  
10回審議会結審。同年8月22日に答申の経過でございます。

私はこれを重く受け止め現状の社会情勢を加味し、子どもをどのように育てればよいか、こ  
れまでの子育てから社会人としての経験、またそこから得たものを取り込み、自分の考えを述  
べたものが皆さまのお手元にある、要旨に掲げてあるとおりでございます。

ここから質問の内容に移ります。

では目指す学校像、地域が学校に望むことは、これまで学校は教育目標をはじめ学校経営方

針などの目標や目当てに対して達成度の評価が十分であったか否か。今でこそ計画・実施・評価・改善のプロセスは民間企業だけではなく、経営理念が強く求められている公立小学校においても大変重要になってきております。

これからの身延町の学校は少子高齢化などの時代の変化にも目を配り、最も成長・発達の顕著な小学生時代をより意義あるものにするために、民間的な発想の変化に合った柔軟な教育実践に努めなければならないと考えます。

その内容は基礎・基本の確実な定着により確かな学力を身に付ける学校、児童生徒、保護者、地域が共につくる特色ある学校、教師が自ら学び自ら考える学校等々。では目指す児童生徒像とは言いますと、子どもたちはいつの時代にも変わらぬ純真さを持ちながら将来に向けた豊かな可能性を秘めています。未来に大きな夢や希望を持ちつつ決断力に富み、物事に思い切っ取り組み、自らの人生や新しい社会を切り開き、目標を実現するたくましい力を持つ人間として成長が望まれると考えております。

次に目指す教師像、望まれる教師像については私の考えは小学生、中学生時代に出会う教師はそれぞれの児童生徒の一生を左右するほど、その影響力は大きいと思います。そのため教師の人的魅力とともに、その使命を意識し児童生徒が将来に向け大きな夢を描けるよう、一人ひとりの多様な能力や個性を育てつつ、さらに情熱を持って教育指導を行う教師が求められるのではないかと私は思います。ということで私の考えを申し上げました。

ここで質問いたします。

質問1．小中学校統廃合により目指す学校像、児童生徒像、教師像をどのように考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

小中学校の統廃合によりまして目指す学校像、あるいは児童生徒像、教師像はどのようなものであるべきかというご質問でありますので、お答えをしたいと思います。

統合によりまして目指す学校像につきましては過不足のない人数、一定の児童生徒数によって上級生、同級生、あるいは上級生、下級生で構成され、児童生徒自らが能動的に学習に取り組むことや、学校という集団でより社会性を身に付けることができる、そういう学校だと思えます。この学校の設置理念を踏まえまして、児童生徒にあっては生きる力を涵養していかなければなりません。生きる力とは生き抜くということではありません。社会という集団の一員として自覚する自分自身で学び、さらに他者と共存、共に生きていくこと、そういう力であると言ってもいいと思います。

前の東京大学大学院の教授であります佐藤学先生は、学びの共同体ということをおっしゃっています。この学びの共同体というのは、学習指導が単に競争とか、あるいは比較とか差をつけることではなくて、異なる個性、個人が共に同じ目標を持って高めあう集団、そういうことだと思います。

初等教育は中等教育、高等教育、あるいは生涯学習が続いていく一番前の段階であります。教師とても教育全体の中では本当に一部を担っているに過ぎません。しかしながら統合によりまして、一定の児童生徒数を確保することで教育効果の高い環境が整備されることになると思えます。教師は統合を機に、これまで以上に児童生徒に学びのきっかけを教えるとともに、集

団の中の一員であることを自覚させるような、そういうことに対して、個々の児童生徒に対して一定の責任を持つものでなければならないとそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

いろいろな意見がございます。そのとおりだと思いますけども、ぜひ私の考えも今後検討していただいてよりよい学校、児童生徒に向けてまい進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

私たちを取り巻く社会環境は非常に厳しいものがございます。そのような中においても企業や官公庁、病院、学校などすべての社会的組織で働く人々はまず先輩から教えられ、育てられて一人前となります。そして次には人を育てる側にまわります。人を育てるとは先輩から受けた自分のプラスを今度は自分が後輩に対して返すことであると考えます。これによって組織は永遠に生命を保って発展するんだと考えます。この意味で人を育てることはすべての人々に共通な、大変重要な課題であると思います。

このあと質問いたしますが、こういうように考えていきますと生涯学習の大変重要な部分が見えてくるのではないかと思います。

次に移ります。

教育委員会は平成20年8月22日に身延町小中学校適正配置審議会から適正配置・適正規模にかかる答申をいただき、まず前期計画において平成24年4月1日まで3件、各2校の組み合わせの学校統合を実施したとございます。後期統合計画ではこれらの経緯を踏まえた上で1中3小を適としたことが記された平成23年9月16日の身延町議会の意見書や、平成23年12月に小学生と未就学児童の保護者を対象に行ったアンケート調査などを考慮し、約1年の審議を経て策定されましたとしております。さらには当該計画の全文を全戸に事前配布し、平成25年5月から6月の2カ月間にわたる22回の説明会には、延べ894人に出席をいただいたということです。さらには教育委員会は説明会での保護者、町民各位の意見を検討した結果、学校統合はやむを得ない選択であると結論し、平成25年7月30日付けで再度見解として町内に意見周知をしてございます。

一方、各保護者会には平成25年10月8日に学校統合の日程等を説明する中で、後期統合計画に対する同意書、また不同意書を平成26年5月末までに提出を依頼。この間には保護者会から通算9回の照会文書があり、対する教育委員会の回答文書は約80項目、全31ページに及んだとしております。

私も22回の説明会のうち21回、出席をさせていただきました。地域の、また保護者の皆さんの学校、地域への思いと子どもさんへの愛情をひしひしと感じたところでございますが、ここで質問をいたします。

保護者や地域住民からの意見をどのように統廃合に反映させようとしているのか、回答をよろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

まず教育委員会はそもそも、この学校統合を児童生徒や地域にとって最善であると、こういう説明はしていません。大手、3つの予備校の1つが少子化など社会情勢の変化を理由に施設を大規模に縮小するというニュースが最近ありました。特に本町の少子化は他の自治体以上に顕著であります。その側面を考慮すると統合はやむを得ない選択であるといいたしました。現時点では学校統合の決定を優先させますけども、議会の議決を経たのちは統合準備委員会を発足させます。

いずれの統合も吸収統合ではなく、新設統合ですので、この場における保護者、地域代表、教員による自由活発な議論と意見は、教育委員会はこれを調整しつつも最大限尊重をいたします。具体的には校名、校歌、校章、教育課程、部活動、通学方法、校舎の改修、教育施設設備の充実等へのご意見などの反映が考えられると思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

今のお答えの中にも、私たちを取り巻く社会環境は非常にやっぱり厳しいわけですね。就職後3年以内の早期退職者が増えており、なおかつきこりの若者等々、大きな社会問題の中にございます。さらに労働力減を伴っての人口減でございます。ということになると、今の回答も分からないことはございませんけども、ぜひこういうことで統廃合に、住民からの意見とかそういうものもぜひ統廃合に反映させていっていただきたいと、このように願っておりますので、よくひとつ考えていただいて最善の方向でいっていただきたいと、よろしく願いしたいと思います。

次に移ります。

大河内小学校、身延小学校、どちらも大変素晴らしい学校でございます。大河内小は職員室が南にあり運動場が一望できます。児童の姿は常に職員室から見える。そして体育館も県道を挟んですぐ前。身延小、職員室からは中庭が見えます。2棟の校舎の行き来が不便。しかし中学校と隣り合わせ。また近くには身延高等学校。お兄さん方の姿、またスポーツでは先輩の練習風景。一つひとつの行動を目の当たりにできる。憧れる部分もできます。

私はかつて身延小に通学しておりました。そして練習とか試合、中学生の姿を見ながら中学校の野球部、身延中も睦合中も監督が大変怖かったです。そしてそのスポーツを見ながら、あんなピッチャーになりたいとか、陸上では中学生の圧倒的な走りに感動したこともございました。

毎日の帰り道、高校生の野球の練習を見て当時は県道側にございました。毎日の帰り道で見て、あいさつ、返事、何をとってもきびきびしている姿、圧倒的なパワーに憧れたものでございます。これが身延小を取り巻く環境のよいところかもしれません。そして小中高が集まっているメリットではないかなと考えます。

質問します。

大河内小での不同意の理由として統廃合に反対ではないが、身延小使用には反対の意見が多い。統廃合後の使用校舎を身延小とする理由は何か、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

本町の小学校の何校かは、子育て世代の転出によって複式学級になる、教員の配当が減少する。男女の比率が崩れるなど児童を取り巻く制度面、環境面に直接影響を及ぼすような状況がございます。一定の児童数を有する大河内小学校、身延小学校も今後は毎年1割程度の増減を繰り返しつつ、漸減する傾向に変わりはないと推定されます。

議員さんがおっしゃるとおり大河内小学校の教育環境がよいのは、重々承知しております。しかしながら統合後に身延小学校の校舎を使用することにしたのは、すでに統合した旧豊岡小学校の通学区域を考慮したこともありますが、何よりも小・中・高と児童生徒が一体となって文教地区を形成する教育環境の好ましさにあります。議員さんのおっしゃるとおりです。初等教育である小学校、中学校に加え、高校が隣接することで6歳から18歳までのさまざまな発達段階にある子どもたちが知らず知らずに好影響を及ぼしあうことは、間違いないと考えるからです。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

これが今、私の意見も学校教育課長のほうの意見も、見て聞いて育つこともやっぱりこれもありでございます。聞いて感じて、あとは自分で考えてと。そういうこともありでございます。

生涯学習の中に小学校の役割として国家社会の一員として社会生活を営む上で必要とされる知識、技能、態度の基礎をしっかりと身に付けることとございます。豊かな人間性を育成すること。自分のよさや個性を発見する、いわゆる素質・素養を養うこと。それで自立心を培うこととございます。

また生涯学習は学校や地域社会の中で行われるだけではなく、私たちのスポーツ活動、文化活動、趣味、リクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものでございます。だから大勢の中で仲間とともに自分を見つめることが大切であると私は考えます。実に大切な、これは要素ではないかとそんなふうに思うところでもございます。

このような考えであれば人づくりとしてなくてはならないことであると私は思いますし、納得のいくところだと思いますが、いかがでございましょうか。

次に移ります。

文科省でも学校規模によるメリット、デメリットの例をまとめています。まず私の考えを聞いていただいて答えをいただきたいと思います。

教育効果として考えられるメリットはと言いますと複式学級の解消、多様な考え方に触れる機会が多くなり、学習課題を解決するための考えが広がり、体育・音楽などの集団学習や集団での行事を適切に進めることができる。

考えられるデメリットは学級規模によるが、個に応じたきめ細かい指導の場面が少なくなる。

では対応はどうすればいいのか。大変難しい問題でございますが、教職員の配置の配慮など適切な対応に努めていただきたい。それぞれの学校からより多くの先生を配置し、生徒たちが

安心して学校生活を送れるよう人事面でも配慮する必要があるのではないかと。また各学校長と教育委員会とも事前に十分話し合っただけで教職員の異動や相談員の配置など、町費負担の教職員も含め子どもたちの心のケアを考え、万全に対応できるように計画していかなければならないのではないかと、そんなふうにこの件は思います。

児童の人間関係、学習環境として考えるメリットといいますと、まず人数が増えることにより励ましあい、競い合っただけで向上する機会が増える。友だち関係が広がる。クラス替えによる学習環境、生活環境の変化に対応する力を付けることができる。

考えられるデメリットとは上級生や下級生との縦の関係が薄くなる。

では対応策はどうか。小学校統合時の児童生徒の精神的負担をできるだけ軽減させ、統合後の生活を円滑に行えるようにすることが望まれることから、教職員の配置上の配慮など適切な対応が必要ではないかと考えます。

学校経営について考えられるメリット、学校数が増えることで教職員定数が増え教科に応じて必要な教職員を配置することができる。教職員の事務分掌を適切に配分できる。

考えられるデメリット、地域と連携した活動の調整が難しくなる。

では対応策として考えられることは、学校が家庭と地域社会と連携を深めながら家庭の教育力や地域の教育資源の活用をはじめ地域の人々の学校経営の参画など、家庭や地域の支援を受けて特色ある学校教育を推進することが肝要であると私は考えます。

管理運営、財源、経費負担、施設整備、考えられるメリット、管理運営費が削減できる。

では考えられるデメリット、学校数、学級数を単位とする交付税が問題となる。統合により廃校となった学校跡地利用計画の策定が困難な場合がある。廃校となった校舎を解体する場合、多額の解体費がかかる上、補助金の返還が生ずるのではないかと。

対応策は、跡地利用を含めた地域の新しいまちづくり計画を地域住民等とともに検討をしながら廃さなければならぬのではないかと考えます。

地域づくりの観点からも首長部局と教育委員会の連携が重要ではないかと。

では地域との連携について考えられるメリットは保護者の数も増えるため、PTAを活性化することができる。

デメリットと思える事項は廃校となった地域の活動が低下する場合がある。

対応策といいますと学校がなくなることは地域コミュニティに一定の痛みを与えるため、跡地利用を地域コミュニティのための施設として、役割を持つようなものとして活用するという観点から検討することが重要ではないかと。

地域住民自らの取り組みで廃校施設の利活用を行っている地域もございます。地域づくりの観点からも首長部局と教育委員会の連携が重要ではないかと、そんなふうに私は考えを述べました。

では質問します。

学校統廃合を実施することによるメリット、デメリットの対応策をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

学校統合を実施することによるメリット、デメリット、あるいは対応策という質問でござい

ます。

以前の議会答弁でも述べましたのでこれに準じたものになりますけれども、平成25年7月30日付けで全戸配布をいたしました身延町立小中学校後期統合計画の説明会における意見要望に関する身延町教育委員会の見解では、小規模校の長所および短所を比較し、少人数だからできる教育もある、逆に一定数を確保することができる教育もありますとした上で、管内小中学校は統合すべき時期にあるとお示しをいたしました。この理由は後期統合計画の中でも触れています。

まず統合によるメリットでございますが、議員さんが今おっしゃいましたようにグループ学習、体育、音楽、あるいは運動会や学園祭などの学校行事や部活動は一定規模の集団によって効果の高い教育活動が可能となります。また教育基本法の目標を引くまでもなく、多様な人間関係を通して個を確立するとともに社会性が身に付くということもあります。

デメリットとはメリットの裏返しとなりますが、学校規模が大きくなれば特に教職員による児童生徒への一人ひとりの学習面、あるいは生活面での把握が難しいということが挙げられます。しかし本町では学校の大規模化を目指しているのではなく、いわゆる過少規模校の解消を目指しているため、目的としているために統合後にこのようなデメリットが生じるとは考えていません。

一方、統合による児童生徒の心身にわたる影響につきましては、細心の注意を払っていく所存でございます。

児童生徒の人間関係、あるいは学習環境という面でございますけれども、答弁を続けてよろしいでしょうか。

○13番議員（野島俊博君）

お願いします。

○教育長（鈴木高吉君）

統合後に改善が期待されることとして、子ども同士の関係性では児童個々の関係性や評価の固定化がなくなる、集団の男女数の極端な偏りが解消される、個性を尊重しつつ切磋琢磨し、お互いを高めあうことになる、運動会などの学校行事や部活などで学級間や上級生と下級生の相互啓発が活発になるなどが挙げられると思います。

また学習環境という面で見ますと、山梨県のみならず全国的に国の基準1学級当たり40人から35人以下を適正とする傾向にあります。経済協力開発機構、OECDの調査によりますと先進国はいずれも20人から30人を1学級あたりの適正規模としています。

また学級規模と学習効果についてアメリカで研究が進んでおり、1学級当たり20人程度が最もよいとされています。

日本では学校は児童生徒を集団として捉えて行う公教育の場とする傾向にありますので、学習面や生活面で35人学級でも十分だと思われます。しかし本町の場合は学校統合により、学習環境としては最も望ましいとされます、20人前後の学級規模が出現することになります。また教育資本の集中投下も可能になります。

続いて学校経営という面で申し上げます。

昨今、学校経営という言葉をよく目にするようになりました。学校は何よりも学校長の教育理念、方針やリーダーシップのもとで特色のある学校づくりを行う場であり、学校統合ができて、一定規模になれば児童生徒の選択肢は増えます。同様に統合のメリットとして学校経

営ビジョンの策定による校長の教育理念の発揚は、保護者数、教職員数、設備、予算などの規模が大きくなることにより、一層力を得たものになるはずでございます。

以上で終わります。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ご質問の後半のほうでございますが、管理運営について財源、経費負担、施設整備はというご質問にお答えします。

日常的な学校運営は学校長に委ねられています。その中でややもすると教育活動は教職員の具体的な活動に収斂し、つまり教職員個々の活動が主となり組織的な運営が難しいことが指摘されております。

教育委員会や学校長の学校経営ビジョンをグラウンドデザインとして、学校運営が具体的に機能するように努めます。

財源の集中投資によりソフト面では教師による教授法確立の援護、個々の教職員の有機的な結びつけなど、また施設管理などのハード面では児童生徒に有効な施設整備の充実が図られるように努力いたします。

学校統合の学校運営面でのメリットは現在、小中11校もあり身延教育としてまとまりを打ち出しにくい状況を集中的な財源、人的・物的投入によって特色のあるものに変えていくことが可能になることです。

次に地域への開放活用のご質問について、お答えいたします。

結果的に廃校となる学校ばかりではなく、すでにある学校の校舎等の施設開放は自治体が設置する学校では特に必要なことだと考えます。

現在、社会体育施設として体育館、屋外運動場を開放していますが、今後は学校施設でもありとともに生涯学習の場、地域コミュニティの拠点施設として整備していくことが重要になると思われま。

とはいえ主に空き教室や特別教室などの施設開放には何をどのように行えばよいのか、事業設定、目的設定には困難な面があります。町や教育委員会がこのようにしたいと提案することはできても、より地域の拠点として機能するためには地域の方々の協力が欠かせません。

学校施設整備は学校や行政内部だけのものとする考えは、まったくありません。住民が学校を利活用することに敷居を低くし、地域の方々には自ら利活用に関する提案をしていただけるよう、この場を借りてお願いをするものです。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

この件は子どもが社会へ出て、要するに集団生活の中でコミュニケーション要素がすべての面において無駄のない張りのある生活をするのが、仕事をミスなくやり遂げ充実した毎日が送れる人づくりこそ、これからの社会に必要であると、そういう子どもに育てたい。また企画力、情報収集力、行動力に富み、常に先を見据える人づくりこそ必要であると。私はこれを要旨の中には書いてございませんけども、こういう社会人に育ててもらいためにメリット、デメ

リット、特にメリットは最大限に生かしてデメリットを最小にする。その要因を潰していく。そして今のような子育てをしながら立派な社会人をつくっていただきたい。そういうことでございますので、ひとつそういうところも考慮していただいて、人づくりに精進していただきたい。私たちよりもずっとプロでございます。ぜひひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に移ります。次は5番ですね、生涯学習とは。

生涯学習は私たちが生涯にわたって行う学習活動、私たちが生まれるとすぐに家庭を中心として学習を始めます。やがて学校に通い学習を進めるとともに知識、社会でもいろいろな学習機会に出会い学習する事柄を広げていきます。さらに学校を卒業して社会へ出ると仕事に関わる学習や豊かで充実した人生を送るための学習を続けることとなります。

ここで企業が求める人材、これは大事なことでございます。ぜひひとつ聞いていただきたいなと思います。

いつの時代も企業のニーズの根本は同じでございます。コミュニケーション力があるか、状況を把握し適切な行動が取れるかということでございます。人柄がよいかということは柔軟性があり、チームワークを乱さないか。主体性、自分の意思、判断で行動しようとする態度や責任感はあるか。使命感を持って仕事をやり切れるか。リーダーシップはあるか。自分から積極的に動くことはできるか。業務に必要なスキル、物事を行うための能力、技能の資格はあるか。これについては教育にどの程度のコストが必要かなど、企業が求める人物は業種、規模を問わずそれほどの違いはございません。これらの疑問はすべてその人物が会社に利益をもたらして社会貢献ができるかどうか、そういうことを問うているものでございます。

ではコミュニケーション力というのは、どういうものか。最近、企業が重要視する能力の1つとしてコミュニケーション能力という言葉をよく耳にします。仕事は常に他人との関わりの中で成り立っています。社内の同僚、上司、先輩、後輩やお客さん、下請け先など多くの人と接しながら仕事を進めてまいります。関わるすべての人が気の合う人であればいいんですが、時には苦手のタイプの人とのコミュニケーションも必要になってきます。コミュニケーション能力には相手の話を聞き取る力、自分の意見を伝える力、相手の表情や態度などから気持ちを読み取る力、相手の話をきっかけに話をさらに発展させる力などがございます。コミュニケーション能力が高い人とは相手の気持ちや反応を常に意識しながら、自分の言いたいことをはっきり表現でき、仕事の場で建設的な会話ができる人のことをいうのでございます。

コミュニケーション能力は問題解決の能力と捉えることもできますが、報告、連絡、相談を適切に行い、他人に自分の意思や希望を分かりやすく伝え、目的に向かって周囲の人を動かしていく能力でございます。こう考えればコミュニケーション能力も会社の利益につながる非常に重要な能力であることが容易に想像できるではないでしょうか。このように家庭、学校、職場、地域社会で行われるすべての学習を生涯学習とつなげることができ、生涯学習は私たち一人ひとりの生きていく姿そのものに深く関わってくると思っています。

生涯学習は学校教育の一番の上に展開されるものであり、学校教育、特に小中学校段階の教育は生涯にわたる学習を行うために必要な基本的な能力と自ら学ぶ意欲、態度を育てる点で重要な役割を持っているとされております。生涯学習における学校の役割としては、学校における教育研究の成果や、その施設を地域住民に開放し地域における生涯学習の要求に応えていくことも極めて重要でございます。

質問いたします。

質問5、学校教育と生涯学習。生涯学習社会における学校の役割をお聞きします。答弁をよろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

生涯学習社会における学校の役割は非常に大事だというご指摘がありました。まったくそのとおりだと思います。学習活動というのは、学校を卒業すれば終了するというものではありません。生涯にわたって行われるものであるというふうに考えます。

国では昭和60年前後に中央教育審議会、いわゆる中教審で生涯学習と学校の役割について提言・指摘をしております。それによりますと一口に生涯学習のための学校と言いましても前段の初等教育と中等教育、高等教育にはそれぞれの段階があります。その中で特に小中学校の初等教育の段階では、今ご指摘のように生涯にわたる学習を行うために必要な基本的能力と自ら学ぶことの意欲、態度を育てる点で重要な役割を担うとされました。この上で、学校においては基礎・基本を重視し個性を生かす教育の充実、自ら学び社会の変化に主体的に対応できる能力の育成などが教育過程の中に位置づけられてきました。教育は詰まるところ集団の中の個の確立だと思います。学校生活よりもむしろ卒業後の長い社会生活をいかに送るかというのがまさに今、人生の主要なテーマとなっております。学校は家庭や地域とともに個の確立に向けた学びの姿勢に対し、大きな役割を担っているとも言いました。すなわち生涯学習で問われているもの、自ら学びたいという意欲、自発性ですね、それから主体性、あるいは自主性であります。これらの多くは学校教育の段階で培われるものであると思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

おっしゃるとおりでございますが、学校教育も社会教育も生涯学習の一部ということで変わりはないと思います。

では生涯学習の原点はどこにあるかという私は家庭教育にあるのではないかと思います。家庭でも民間会社と同じような感覚で日々を送っていると思います。例えばお母さん方は日々の業務、家事の隅々まで取り仕切って、これは会社では事業部長です。食料の調達、これは調達部長。財布の紐を握って資金、経理部長を努めたり、旅行の計画をし、これは厚生部長。子どもの教育、これは人事部長にあたる。そして衣類を買うとかそういうものに対しては総務部長。引っ越しをしなければならぬためのいろんな情報を統合する。これは会社でいえば企画部長でございます。領収書のチェック、監査部長。このように家庭でも日々、さまざまな出来事に立ち向かっていかなければなりません。要するに社会や幼稚園、学校、近所、家庭、友だち、さまざまな関わりを持ちながら自分でルールを決めて対応しているはずでございます。さりとて家事を放り出して好き放題にやるわけにはいきません。当然バランスを取りながら家庭平和、子どもの教育、家事全般をこなしながら自己実現を目指す必要があると思います。

民間会社で言う社長は家庭で言えばお母さん、そして人事部長であり、時には営業部長を務めたり、さらに子どもにとって社会生活に必要な基本的な生活習慣を育て豊かな心を育むことを目指しております。子どもを育てるには家庭はもちろん、地域の皆さまの力、そして学校、

町、県、国を挙げて指導していただき、子どもがやがて勤労者の職業上の能力を高めるとともに職業に関する技能・技術を身に付け、それぞれの考えや希望に沿った職業に就けることを目指し、社会人として豊かな教養を身につけ、社会人としてしっかり勤めていただきたいということを私は考えております。

以上、今まで言ったことはここに集約されると思います。ぜひひとつ、こういうことも踏まえて子どもを育てていただきたい、そんなふうを考えておる次第でございます。

あと10分ですね。最後の質問に移ります。

生徒の安全・安心とスクールバス、これについて聞きます。

災害、本当にこの前の広島市も大変な災害がございました。多くの方がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたすところでございますが、これは2004年10月11日でございますが、手打沢地内で11月9日ですか、午前6時45分ごろセネガル国籍の家族4人が通りかかり、間一髪、車から脱出、難を逃れたと。車は土砂で富士川へという、そういう記事もございました。災害というのは、いつ何時起こるか知れません。

そういうところで今、これから質問をさせていただきますけども、スクールバス運行中に地震が発生した場合に備えて何が求められるかと。まず自分なりに問題点、危険を挙げて考えてみました。児童生徒は揺れがおさまるまで、バスの中でどのように身の安全を図ればよいかを学習しているのか、理解しているのか、こういうことが大事になってきます。状況と対策は走行時の揺れと異なる異常な揺れに児童生徒は不安になったり、興奮したりして窓ガラスを叩いたりする心配がございます。児童生徒の動揺を軽減するために取るべき行動を指導しなければならないと私は考えますけども、これはどうでしょうか。

そして具体的には、ではどうすればいいのか。指導する内容はワンポイント訓練等を日々繰り返す中で、体験的な理解を促すことが肝要であります。例えば前のシートをしっかり掴む、頭を低くする姿勢、絵をイスの背もたれの裏側に張ったりするなどの工夫が必要ではないかと思えます。

2つ目として、運転手しかいない状況で考えられる危険要因と可能な対応について検討しているのかどうか。要するに危険要因を洗い出しているかですね。バスを降りないで待機する。救援を待つことが原則となると思います。二次災害の火災が近づく恐れがある。山崩れの恐れがあるなど、状況に応じてはバスから離れなければならない場合も考えられると思います。では具体的にどういうふうにするか。訓練時に大丈夫だよの声を聞くなど、安全が確保される経験をしておくことで、災害時にも落ち着いた行動を取ることが期待できます。運転手のみで対応するための対処法を整理しておくことも大事です。乗車している上級生に協力してもらい低学年の児童生徒の誘導をする。民家が近くにあれば学校への連絡を依頼する。電話が通じない場合もあるので連絡方法を徹底しておく。住民に救援を求められるようハンドマイクを携帯するとか、そういうことも私は必要ではないかと考えます。

それと朝の出勤時の職員の数に応じた応援態勢を決めているのかどうか、そういう問題も考えておかなければなりません。この場合はマニュアル等、組織上で氏名を固定するのではなく居合わせた職員で対応できるようにしておかなければならないと考えます。そうしないと間に合わない場合が出てくるのではないかと思います。したがって、緊急時に間に合う態勢を整え共通理解をしておくことが必要でございます。

またバスの待機所によっては事前に関係機関などの協力要請をする場合について検討してお

くことも必要ではないかと考えます。具体的には校外に出てスクールバスの救援に向かうとか、訓練を防災全体計画に盛り込んで学校側で実施する防災訓練のプログラムを1つにする方法。下校時であれば学校から大勢の職員を救援に向かえさせられるが、登校時は職員も出勤途中となる。そういうことも考えなければなりません。スクールバス運行表を全職員が携帯し出勤途中で大きな地震が発生した場合は、その時刻にスクールバスが走行している場所に自主的に可能な手段で駆けつける等の事前確認も、これも有効でございます。

4つ目は、車内の混乱や児童生徒の不安感を緩和するために対策を講じた職員間で研修しているかどうか。こういうことも考えなければなりません。児童生徒の予想される特徴的な反応について、どう対処するのか。運転手はもちろん職員全体で共通理解しておかなければならないということでございます。

バスが揺れたあとで恐怖心を和らげる。これはどういうふうにしたらいいのか。和らげる方法は、馴染んでいる音楽を流すとか、初めてのことは児童生徒に大きな不安を抱かせます。日ごろから緊急対応の状況を疑似体験しておく必要がございます。ということでございます。いったんバスを降りるという選択もあります。

5つ目に長時間の乗車になる場合に備えて、必要な物品を日常的にバス車内に準備しておくことも必要ではないか、こういうことも考えなければなりません。道路の損壊、山崩れなどにより立ち往生、長時間バスに待機しなければならない状況は十分これは考えられます。軽食、水、簡易トイレ、救急セット、恐怖を紛らわすCD等をバスに用意しておくことも肝要でございます。こういうことを具体的にはマニュアル化しておくことも必要でございます。

スクールバスに限らず、そのほか何が考えられるかも把握して対策を講じていく必要がございます。

6つ目といたしまして、電話等の手段で連絡が取れない状況になった場合の送迎、引き渡しについて保護者や関係する施設等に確認ができていないか。運行の途中で大きな地震に見舞われるとどのような状況になるか、これは予測が困難でございます。最寄りの待機所に移動できた場合、学校が承知していない人が迎えにきた場合など日常と異なる状況を可能な限りやっぱり想定をしておく必要がございます。これを職員全体で共通理解をしておく必要がございます。

以上まだまだございますけども、時間があと6分しかございませんので、このような状況でございますけども、ひとつこれを考えていただいて、スクールバス運行中に地震が発生した場合、どのように考えるかということで質問をさせていただきますので回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

スクールバス運行時の災害というご質問でございますけども、まず一般論としての災害についてご説明をさせていただきます。

災害には予測可能なものとそうではないものがございます。予測可能なものとしては大気中の変化に関するものが多く、記憶に新しいところでは平成23年の台風12号、15号とそれから本年、平成26年2月8日およびこれに続く2月14日のまさに未曾有の大雪などがございました。これら予測可能な災害に対しては休校や登下校時間の変更など、早めの判断を行うよう学校に指示をしています。

また今年の大雪でございますが、雪がやんだあとの本年2月17日、月曜日から19日、水

曜日までの3日間を管内11校、一律に臨時休校としたのは交通の途絶と通学の安全確保が理由でございますが、これはこれまでの例によらない、学校判断ではなく、教育委員会独自の判断で行いました。今後もこのような大きな災害のときには状況によって、教育委員会の責任において総合的かつ迅速な判断を行います。

またご質問の大地震の発生は、想定することができても予測は甚だ困難でございます。スクールバスによる通学途中の地震には教育委員会独自に、経路にあるスーパー、商店、集落公民館などに物資の救援や、臨時避難所として開放していただけるように交渉することも検討しております。またスクールバスの運転手にも日ごろから災害を想定した訓練を施すことは当然として新たに運行するバスについては業者委託を考えておりますが、公益社団法人 日本バス協会から安全性評価認定を受けている業者への委託を考えております。認定業者は路線バスの運行などを行っていますので、当然、運転手は乗客に病人がいる場合や交通事故などへの対応とともに災害時の応急措置を想定した訓練を受けております。今後さらに二次災害への対応を含め、議員さんがおっしゃられたようなさまざまことを念頭に学校や保護者の要望を伝え、よりきめ細かな安全対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（河井淳君）

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

私が言っているのは、思い込みではやっぱり駄目なんですよ。想定できないということではなくて、危険要因をすべて洗い出して、その危険要因をどのように潰していくかというところが一番大事なところですよ。要は広島にしてもそうですよね。だから山を背負えば土砂災害が起こるとか大雪、大雨、これはもう今、降れば大雪、降れば大雨、そういうことに対する危険要因を洗い出して、それにどのように対応していくかということが大事でございます。

おっしゃるとおり、災害はいつ起こるか分かりません。ただ起こって、それを放っておけば死者は多くなるんですよ。だから今やっぱりこれは、一般企業では危険要因をすべて洗い出すということに力を入れている。例えば廊下で転んで打ちどころが悪い場合は死に至るといふ、そういうような考え方ですよ。要するにコンクリートに頭をぶつくと死に至る場合も考えられる。その死に至る場合の危険要因をすべて洗い出す。通路には邪魔なものを置かない。滑らないようにしておくとか、そういうことでございます。

昨日の保育園の件もそうでございますけども、針金で今後はと言っていたんですけども、その針金の始末をどのようにするか、ここが大事だと思うんですね。例えば切ってそのままにしておけば、今度は肉をちぎってしまいますよ。その端末の処理をどのようにするかというところがやっぱり大事です。針金で縛るといふことは頑丈になります。しかしそこに危険要因が潜むということですね。転んで当たらないような方向にその端末を持って行くとか、いろんなことが考えられるわけです。そういう考えを持たないと事故は防げません。だからリスクアセスメントということをしっかりやっていただきたい。起こらないこともやっぱり想定できるものは考えて、それに対応してそれをマニュアル化しておくことは非常に今、大事なところでございます。そして災害を防いで尊い命を守っていくと。そういう説明をしていただければいいのではないのかなと。今のものにプラスアルファをしていただければとそんなふうに考えまして、以上、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（河井淳君）

野島俊博君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

次は通告2番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○1番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は学校設置条例制定の可否を判断する基準のために今回、一般質問をさせていただきます。的確な答弁をお願い申し上げます。

今、本町における最重要課題と思われる身延町立小中学校後期統合計画について、特に私は不同意の多い中学校統合計画を中心にお伺いをいたします。

過疎化、高齢化、そして少子化と全国的な傾向とはいえ本町の人口減少はさらに急速に進むことが予想されることから、小学校の小規模化、過小規模化の進行に拍車がかかることが予想されます。次代を担う児童生徒は身延町の宝であり、日本の柱である子どもたちです。どうすれば最適な望ましい教育環境で学び育てていただけるのか、将来的な展望に立たれた学校統合の決断であろうかと思えます。そこで何点か、お伺いします。

後期計画で各小学校が統合するまでの複式学級の推移です。それを補うための町単教諭等の確保の状況と見通し。それから中学校においては、県の基準により複式学級は行わないとしておりますが、今後もそのように理解をしてよろしいか。さらに小学校と中学校の担任制の違いと教諭等の配置基準を伺います。ご答弁を願います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

小学校の複式学級ですが、県の基準では1年生は含まずに2年生から6年生の隣り合う学年で12人以下の場合生じることになっています。平成26年度は久那土小、下部小に各1学級、原小と下山小に各2学級の計6学級が発生しております。この状況は変わることなく5年、10年後にはさらに深刻なものになる見込みでございます。複式学級の編成は学習の進捗状況の違う2学年をまとめて教えることとなりますから、児童生徒はもちろん教職員の負担や学習面での弊害は実に大きなものになります。教育委員会では引き続き町長の理解を得る中で町単教諭を配置し、複式学級の解消に努めてまいります。

また中学校でございますが、国には隣り合う2つの学年で8人以下は複式学級とするという

基準がありますが、山梨県では県の方針により現在もこれからも複式学級の編成はないものと思われる。

次に小中学校の担任制の違いでございますが、小学校は学級担任制で担任が1クラスの学習等を担うのに対し、中学校は教科担任制で教科専任教諭が受け持つこととなります。中学校に限れば各教科とも教諭の専門性が高くなるので、教諭の配当、つまり教職員数が気になるところでございますが、これは後期統合計画にも記したとおりでございます。基準では全学年1学級、全校3学級で校長以下8人ですが、統合して1学年3学級、全校で9学級となれば16人の配当となります。国語、数学、理科、外国語などへの重点配置はもちろん音楽、美術、保健体育、技術、家庭などともすれば講師に依頼しがちな教科を充実させることができます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

いくつか答弁をいただきましたが、先ほど町単教諭の配置については町長に理解を得ると、このように答弁されました。この町単教諭の確保の状況と見通しについて答弁をしていただいております。このへんをお聞かせください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

町単教諭というのは町が費用を負担する教員という意味でございます。複式学級が生じたときはどうしても県費の教員が2学級をみるということに普通はなってしまう。これを解消するためには、町の費用で教員を雇うこととなりますが、予算の執行権も編成権も町長にございますので、町長のご理解をいただきながら配置するということとなります。その上で各学校長に町単教諭を探してきていただいて、その方を採用しているという状況でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

学校長がお願いをして町単教諭を確保するということですが、そのお願いをする状況、簡単にお願ひできて確保できるのかどうか、そのへんはどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

その前提となりますのは、中学校とか小学校のそれぞれの教員免許を持っていないということなんですが、学校を出て免許を持っている方は大勢いらっしゃいます。また教員を目指している方がいますので、その方々に声を掛けるというのが一般的な例でございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

答弁をいただいた限り、学校統合それ自体は子どもたちのさまざまな成長の過程を考えます

と避けて通れないと私は判断いたします。なお、23年9月に本議会で議決した1中3小を推進すべきとこのように思われます。

しかしながら教育委員会では22回にわたり保護者会および地域の皆さまに、後期統合計画の実現に向け説明をし訴えてきたところではありますが、結果として中学校は不同意2校、同意が1校、未決が1校との結果であります。この結果をどう受け止め、不同意の保護者会に対し教育委員会としてこれからどう対応していくか、解決していくかお伺いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

不同意とした保護者会への対応ということでございますけども、結果的に不同意とした保護者会があったことは、あるいは結論を出さないことを結論とした保護者会があったことは誠に残念でなりません。しかしながら、それぞれの学校の状況等を勘案した結果、保護者会は苦渋からの選択であると察しております。結果については、それは謙虚に受け止めたいと思います。

反対なざる保護者会の論点と問題とするところがほぼ明らかになってきたわけですが、口幅ったいようなことを申し上げますが、大同小異といいますが、教育委員会と多くの保護者とは問題意識の大きなところでは合致しているというふうに考えております。教育委員会の今後の対応としては大同小異の小異にかかる考えは説明し尽くした感がありますので、原則として説明会等を行う予定はございません。今まで教育委員会が行ってきた説明をぜひ虚心になぞっていただきたいとお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

これ以上の対応はしかねる旨、説明がありました。私は膝を交えて真正面から取り組む姿勢がまったく見当たらない、非常に残念でなりません。不同意を払拭する努力を強く求める次第でございます。

そこで保護者会から提出された意向調査、自由意見等の内容を見ますと町の南の端にある身延中学校を使用する校舎として位置づけがなされています。これが不同意の最大の要因であると私は受け止めております。教育委員長は地元である中富中学校保護者会の不同意についての要因は何であると思われるのか、お聞かせください。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

私も中富中学校に勤めたことがありますけども、中富中学校の保護者会が不同意とした理由とすればスクールバスの運行に頼らなければならないということと、そのスクールバスの運行の距離、時間等が非常に長いために不安ということ、それが主な理由だと思います。教育委員会とすれば校舎の使用につきましては、既存のものを使うという方針に従っておりますので、身延中学校を指定してきた経過がありますけども、今後も保護者会の不安を払拭するように説明を続けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

教育委員長も遠距離通学の不安が大きいのは理由として認めているように思われます。この不安を取り除く責任は教育委員長、重く受け止めるべきと私は思います。

なお、一般的な公平な目で見てもあまりにも位置的に不適切であると断言せざるを得ません。通学距離、時間等に不安を抱くのは保護者会のみならず当然かと思えます。この現実を教育長はどう思われるか、お聞かせください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、教育委員長のほうから委員長の意見を申しましたけども、私も同様でございます。通学距離が説明で申しましたように30分程度、遠いところはかかると説明をしております。この時間が保護者の方々がかかりすぎるといった意見があるわけでございます。私どもとすれば当然、学校へ通学の順序とか、あるいは起点とかそれらについては配慮していくつもりでありますけども、この時間についてはいかんともし難いと。今の状況であれば、そのようなことだと思います。ただ今後、交通事情が変わってくれば若干変わってくるとは思いますけども、やはり距離というのはいかんともし難いということで考えております。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

教育委員長も教育長も不同意の理由を理解はされておるところでございます。保護者の皆さまは、遠距離通学を解消することを強く求めている状況から早期に解決策を講ずる決断をぜひともお願いをするところでございます。

次に身延中学校の校舎であります鉄筋コンクリート3階建て、昭和46年に建設され、屋内体育館は昭和36年に建設されたと理解をいたしております。だいぶ古い施設で心配ですが耐用年数と耐用年数経過後の措置をどう考えているのか、ご答弁を求めます。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

ご指摘のとおり身延中学校は昭和46年に建設されました。ちょうど築43年目にあたります。鉄筋コンクリート造の校舎の耐用年数は財務省の減価償却資産の耐用年数等に関する省令で47年とされています。体育館は昭和36年に建築され築53年経ちました。しかしこの体育館は現在身延小学校がこれを使用し、中学校は昭和58年に建設された町民体育館を使用しています。体育館の耐用年数は鉄骨造なので34年でございますが、今後改築等の検討をしなければならないと考えています。

なお、耐用年数というのはあくまでも減価償却のためであって、物理的な耐用年数はこれよりも長く、さらなる長寿命化も十分に可能なことはご承知のとおりです。

さて経年劣化による一般的な例として安全面では外壁、窓枠の落下や鉄筋コンクリートなど

構造体の強度の低下、また機能面では雨漏りや電気、水道などの設備機器の破損が危惧されるところでございます。

したがって学校統合とは関係なく、すべての校舎にも言えることですが、耐用年数を超えた然るべき時期に現在の身延中学校に大規模改修、全面改築、あるいは他の場所に新築を施すことを検討しなければなりません。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、ご答弁をいただいたように身延中学校は築43年が経過し大変古い印象を持ちます。減価償却資産という耐用年数は47年と説明されました。あと4年です。物理的な耐用年数はこれより長いとのことですが、物理的な年数についての基準があるのかどうか、のちほどお答えください。

なお、先ほど一般的な例として前置きして外壁、窓枠、雨漏り、電気、水道の破損が心配のこととしております。一般的な例とはどういうことか、物理的な基準と併せてお答えをお願いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

校舎などのコンクリートなどの構造体につきましては、その建物の仕様から外壁等が剥離するとかそういうことがだんだん出てくるということです。これは鉄筋の腐食やコンクリートの中性化など素材が劣化してしまうということが経年劣化でどうしても出てくるということでございます。

なお、47年の耐用年数というのは、これはあくまでも税制上の、財務省が作成した減価償却の年数でございますので、一般的に木造家屋、私たちが住んでいる木造家屋を例にすると耐用年数がきたからもう住めなくなるということではなくて、補修を施せば、それからまた10年20年と快適に住めるようになるということがございます。

校舎の物理的な耐用年数の延長につきましても、これは文部科学省が長寿命化というふうな施策を進めております。全国的に多くの校舎は築30年前後となっておりますので、これを70年程度まで長寿命化しようという事業に今、文部科学省が取り組んでいます。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、経年経過で外壁が落ちたり、窓枠が落ちたりという可能性もあると。非常に危険が伴う古い学校であることが確認できたというふうに私は認識をします。そのような学校を使用する根拠が疑われるところでございます。

なお、時期が来れば身延中学校大規模改修、全面改修、新築することを検討すると。身延中も遠い時期ではないとのお答えですが、そういう答弁であったと思いますが教育委員長、そのとおり理解をしてよろしいかどうか、お答えください。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

そのとおりであります。耐用年数を超えた然るべき時期に現在の身延中学校は大規模改修、あるいは全面改修、あるいは新築を検討しなければならないとそういうふうに考えています。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

大規模改修、全面改修も遠い時期ではないと。とんでもないように私は思われます。子どもたちのことを真剣に考えてください。大規模改修や全面改修より先に遠距離通学の解消が先決です。しっかり先々のことを見通して子どもが主体の計画をぜひともお願いをいたしまして次の質問に移ります。

いくつか伺ってきましたが不同意の親御さんの心境、その思いを子どもたちのために真摯に受け止めるべきであると考えます。現状、不同意が多い状況の中で私は町民の代表として負託を受けて議席をいただいております、町民の声を反映することが私の使命としております。

したがって、不同意の要因を払拭しなければ改正学校設置条例は決まらないではないですか。行政であっても、あまりにも強引に乱暴なやり方では理解は得られないわけでありまして。7月31日の回覧文書で議会に委ねるとしてありますが、現状の状況では議会に委ねられる段階ではないと判断いたします。

そこで私は町の中央に新たな中学校の建設を進めるため、身延町立中学校建設推進検討委員会を立ち上げ、早急に検討に着手することが不同意を払拭する唯一の道ではないでしょうか。

今、本町が最も重要な教育環境を整えるために新たな中学校建設は必要不可欠であります。中学建設推進検討委員会の立ち上げと中学校建設について町長のお考えをお聞かせください。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員の質問にお答えしますけども、検討委員会の設置なるものは教育委員会の所管でございます。したがって今現在、首長が教育委員会に対し許される行為の範囲でお答えを申し上げたいと思います。

先ほど来お話がありましたけども、すでに教育委員会では適正配置審議会の答申を受ける中で当面、既存の校舎を使用しますと、こういうことで決定がなされておりました。皆さんも、議会の中でも議決をいただいていることも事実でございます。しかしながら先ほど来、お話がありますとおり身延中学校の校舎につきましては耐用年数も数年後には迎えると、こういうことでございますから当然のことですけども、これを利用する場合においては長寿命化工事、または改築、つまり同じ敷地内に造り直す、あるいは建設適地を別に求めて新築するといったことが考えられます。議員は長寿命化工事とか改修とか、そんなものはないと言いますが、これはやらなければ生徒の安全が確保できませんので、当然これは検討すべきだろうと思います。また校舎適地を別に求めることについてはこれはまた別ですけども、校舎の物理的な耐久性からして当然考慮していくべきだろうと、私はこういうように理解をしているところでございます。

この検討には一定の期間を必要とするわけでございます。その結果、新たな場所に新築するというのであれば、さらに土地の買収やら造成等に相当、期間を費やさなければなりません。したがって中学校統合後に統合に関する諸般への対応を考慮しながら、可能な限り速やかに関係者による検討委員会なるものを設置するよう、教育委員会に働きかけを行ってまいりたいと思います。

この働きかけは首長も許されておりますので、そのように申し上げるところでもございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、町長から検討委員会なるものを設置するについては教育委員会に働きかけをすると、こういう発言がございました。教育委員会としては、私は検討委員会なるものではなくて、建設推進検討委員会、推進するための検討委員会を求めているわけでございますが、それについて教育委員会としてどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

答弁します。

検討委員会あるいは建設推進委員会の、いずれにしても、先ほども町長も答弁で申されましたように、現在の校舎をどのように使えばよいのかも検討しなければならない。それから統合がどのような結果だったのかということも検証しなければならない。それから新しい校舎を造るのかどうか、いろんな面から検討をしなければならないということになるわけです。ですから検討する内容はあくまで新築するというのではなくて、いろんな面から多角的に検討するのが妥当だろうと私はこのように思っていますけれどもいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

今、保護者会の皆さんは通学距離に不安を持っている。通学時間、これに不安を持っている。だから皆さん平等に、通学に対する労力を平等にするために中央へなんとかしていただきたい。これが保護者の皆さんの願いであります。だから建設推進検討委員会をとお願いをしているわけでございますが、いずれにいたしましても耐用年数が数年後にきておまして長寿命化改修とか全面改修とか、これでは中学校の子どもたちがかわいそうではないですか。勉強に集中できない、そんな思いがするわけです。ぜひ推進検討委員会を早期に立ち上げて、その対応をぜひともお願いをいたしまして次に移ります。

学校建設をするための財政的内容について伺います。

学校建設をする場合の補助金制度の内容および補助残の起債等の充当内容、さらに学校建設および用地取得等に使える現在の基金の保有高をお示しください。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

それでは学校建設にかかる、中学校建設のことだと思いますけども補助制度および公的資金の内容についてお答えをいたします。

まず財源といたしましては国庫補助金、起債、特定財源としての基金繰入金がございます。学校にかかる国庫補助金には一般的に改造事業、統合による既存校舎の改造事業、長寿化改造事業などがありますが、ここではご質問だと思われる統合校舎の新築事業でご説明を申し上げます。

まず国庫補助率でございますが、これは過疎法の適用となりますので校舎および屋内運動場は10分の5.5です。しかしプールは補助率3分の1ということでございますので、ここでは全体に補助率はざっくりと建設費の全体の2分の1と考えていただきたいと思います。

次に起債でございます。

本町がいわゆる借金をしようとする場合、過疎対策事業債が最も有利とされるわけでございますけども国庫補助残に100%充当、3年据え置き12年償還、元利償還金の70%が基準財政需要額として交付税措置がされます。しかし、ここでは念のために学校建設では一般的な学校教育施設等整備事業債でご説明をいたします。充当率は財源対策債を含み90%。償還期間は25年。ただし学校プールは20年となっております。それから交付税措置は70%と過疎債と変わりません。過疎債と大きく違うのは償還期間で、どちらかを使うかは利子等を含めた総合的な判断が必要になるかと思えます。また交付税措置が70%あるとはいっても、ご承知かと思えますが基準財政需要額、簡単に言えば町の自主財源から留保財源を除いた金額と相殺されるので、70%が満額交付税措置されるということは基本的にはございません。

最後に教育施設整備基金を繰り入れて建設費の不足財源といたします。この基金は平成25年度末残高で3億5,288万9,713円となっております。3億5千万円強の基金です。別途、公共施設整備等事業基金10億9,716万6,468円。10億9千万円強の基金の活用も可能となっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

国庫補助金があり、有利な起債の充当も可能である。なお、基金の繰り入れ可能額は今の説明だと約14億円、保有しているという状況かと思えます。中学校建設は十分可能な財源確保がなされているわけでございます。資金的には問題ないと私は思います。したがって、一刻も早い建設に向け取り組まれますようお願いするものであります。町の中央に学校建設するため、一刻も早く早期に検討が開始されますことを期待するところでございます。

子どもたちを取り巻く環境は複雑化、深刻化傾向にあります。子どもの幸福そのものが目的とされる教育のための社会の構築へすべての大人が心を合わせて取り組むべき時と思われまます。魅力ある学校教育をつくり上げ、他町から転校する子どもが多数出現するくらいの教育システムの構築を切望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

次は通告の3番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦隆君。

○7番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成19年5月25日、教育委員会が小中学校適正配置審議会に諮問をし、10回の審議会が開催されまして、平成20年8月22日に1中2小との答申がされました。それから6年が経ちました。その間の経過は今回、省きますが議会でも何度ともなく議論され、また一般質問も数多くされました。

5月末に同意・不同意がなされた時点で、教育委員会では保護者とも双方意見は出尽くしたとしておりました。私は各保護者会と教育委員会の間で、先ほど同僚議員からも指摘がありましたけども、一番大切な信頼関係、これが構築されておらず何か腹を割って話し合いができないような状況をつくっている。そのような気がしております。教育委員会の考えを一方向的に押し進めようとしている。そういう姿勢も見え隠れしているような気がしてなりません。その中において当事者である保護者、また子どもたち、大変不安の中でこの問題を真剣に考え、どうすることが一番正しいのか現在模索していると思っています。その思いを重く受け止めて私は一般質問をさせていただきます。

先ほどの同僚議員と表題は同じですけども、私の別の視点と観点で質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、議長に通告の変更をお願いいたします。

1番の保護者の同意・不同意についてと2番の統合計画を継続するとの教育委員会の決定について、これの入れ替えの許可を願いたいと思っておりますがお願いいたします。

○議長（河井淳君）

それでは1番と2番の順番の入れ替えを許可いたします。

○7番議員（松浦隆君）

議長の許可をいただきましたので、執行部にはよろしくお願い申し上げます。

それでは2番の統廃合計画を継続するとの教育委員会の決定について。

質問、なお統廃合計画を継続する根拠は何か。このことについて伺いたいと思います。

この後期統合計画の実施が教育委員会の会議で決定されたと報告を受けました。この決定はどのような経過で決定されたのか。またその会議の中で実際に異議を申し立てる、そのような意見はなかったのか。また反対見直しの意見が保護者の中に多くある中で継続をすると決定された、この根拠をまず伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんが質問になられたように教育委員会では統合の同意・不同意の結果を得て教育委員会を6月に開催いたしました。その中で慎重審議をして計画どおり進めていくという結論に至ったわけですけども、当然その中にはいろんな論議がございました。議員さんもおっしゃいましたように反対の声も挙がっている中でこのままいくのか、あるいは一部変更や凍結はどうか、それらのいろんな多角的な検討をいたしましたけれども身延町の今の子どもたちの

状況を見ますと統合するのが一番で、教育上の配慮として今やらなければならないという結論に達しました。それで計画を進めたわけでございます。

統合計画を継続していくという根拠は何か説明いたします。

統合計画を実施しようとする理由につきましては、ちょっと長くなりますけどもお願いいたします。3町合併前後から現在まで10有余年にわたり繰り返してきた議論であることは、議員さんも重々ご承知だと思います。3町合併当時と平成26年当初を比べますと小学生が396人、半減いたしました。中学生は259人、これも減少いたしました。今も26年度は対前年度比で児童生徒が63人、減少している状況でございます。これは1年間に1割にも及ぶ驚異的な割合でございます。複式学級が小学校7校中4校、6クラス生じているというこの状況。また小規模校にはよいところがあるということもおっしゃいますけれども、このようなことも配慮した上で、なお統合は必要ではないかと思うわけでございます。

議員は平成23年の9月16日に議会に提出し可決されました小中学校の適正配置に関する意見書の3名の提出者のうちの1人であります。この中に議会の全員協議会で1中学校3小学校にしていくことがよいという結論に達したと明記をされております。さらに「本意見書を熟慮した中で今後の学校統廃合計画を策定されることを求める」と結んでおられます。どのような事情であれ議会の総意が示されている以上、これも大きな理由の1つでございます。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

いろいろ根拠ということで出させていただきました。10年以上前から議論している、それも承知しています。しかしながらこれは議会も含めてですが、その10年以上も議論している間、いろんな紆余曲折がありまして、こっちがいいではないか、あっちがいいではないかということでいろいろありました。ただ僕はずっと町にも教育委員会にも訴えさせていただいたんですが、その子どもが減少する傾向にあるということは私たちも認識していたんですが、そのことに対する対策というものはぜひ、教育ビジョンも含めて将来ビジョンを進めるべきではないかということを含んに私は話をさせていただいた。これは私も議員の一人として、また議会としても大きな反省をしなければいけないことだろうとは思いますが、それと同時に教育委員会そのものもそういう将来のことを予想がつくにもかかわらず、なぜその統廃合問題の議論と同時に同じような方向で今後どうするべきかということも提案するなり、考えるなりしてもよかったのではないかと。そのことを私は、まず訴えたいと思います。

それから今、答弁にありましたけども私もその1中3小に対しての名前を連ねております。ですから、この間も全員協議会の中で1中3小というのは議会の中で決定されたことですからそのことは重く受け止めながらも、しかしながら議会の中で適正配置に対しては今まで議論をしていなかったと。そのことを今後、議論するべきではないかと、そういう話もさせていただいた。その中で、あとで質問の中に出ますけども適正配置について議長から教育委員会のほうになんらか伝わっていると思いますけども、そういう経過もありますし、私も1中3小と議会で決定されたことに関して曲げようなんてことは思っていません。そのへんはぜひご理解いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

教育委員会が議会報告にあった保護者会から同意・不同意の数値、今、先ほどの答弁にもありましたけども同意・不同意の数ですね、保護者会の意思と見られる実施決定がなされたか。そういうふうに捉えていいんでしょうか。いかがですか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育委員会では保護者に集まっていただきまして、説明会をしてそのときにお伝えをしたわけです。同意・不同意の意思を表してくださいということをお願いしました。したがって今、寄せられた同意・不同意はそれぞれの保護者会のお考えだということは当然、受け止めております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ではその保護者の考えが同意・不同意に反映されていて、その同意・不同意をもとにして今回の実施に向けて決定されたというような理解でいいですね、もう一度お願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

同意・不同意の意思は当然、重く受け止めております。ではこれをどうしようかということで、先ほど申しましたように委員会では今の現状を考える中で結論を出したわけでございます。議員さんがおっしゃるとおりでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

そうするとこの同意・不同意、同意の数がいくつ、不同意の数がいくつ、それが教育委員会のこの後期統合計画の実施に向けて決定された大きな要因だったということは、そういう理解でいますけどもよろしいですね。はい、次に移ります。

先ほど申し上げましたけれども、議長から報告があったと思いますけれども議会で8月12日の全員協議会の席において今後、後期統合計画の適正配置について審議することが決定されました。先ほどの同僚議員の質問にもありましたけども身延中ありきの改修、また建て替えと答弁がありました。その点も含めて私たち議会が今後、適正配置について審議する、そのことに対する教育委員会のご見解を伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

教育委員会の考えは、先ほど議員さんからもお話が一部ありましたように教育委員会で決定をしておるわけです。したがって、一刻も早くこの計画が実現されるようにしていただきたいとこのように願うばかりであります。議会でもこのようなことをしたいと、会議等を開いて検討していくというお話だと思うんですけども、委員会とすればこれは結論を早くして今の子どもたちの教育環境を少しでも良い方向に持っていきたいという願いがありますので、その

へんはぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それは議会もおそらく、議員の皆さんも承知していると思います。やはりここまで、こういうふうに通った状態、子どもたちの人数が少なくなって今後どうするべきか。大きな曲がり角にいたことは承知していますし、またそのことを早くしなければ、今後の子どもたちの教育環境にも影響してくるということは十分承知していますので、私たちもそのことは理解した中で審議をこれからしたいと思います。

次の質問に移ります。

続きまして先ほど入れ替えてもらいました1番の保護者会の同意・不同意について、そちらのほうの質問に移らせていただきます。

質問 についてです。

同意・不同意の決定を保護者会へ求めましたね。そのことに関しては統合計画に賛成か、反対か。その結論を出してほしいという、そういう趣旨で依頼したということで理解してよろしいですか。再度お伺いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

この点も何回か申しておりますけども、後期統合計画についての同意・不同意ということをお伺ったわけでございます。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

僕が次に質問しようとしたことを教育長からお答えいただきましたけども、今、答弁の中にありました保護者に同意・不同意の結論を求めたのは小中学校後期統合計画に対してということで、今、答弁がありました。そういう理解でよろしいですね。はい。分かりました。そうすると後期統合計画に対する同意・不同意ということで確認させていただきました。

小中学校後期統合計画に対する同意・不同意を決定するにあたり、各保護者会では苦渋の選択があった、これは先ほど同僚議員の質問の答弁にもありましたけども苦渋の選択があった。教育委員会はこの保護者会の決定を後期統合計画の実施決定に今後どのように反映していくのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今まで保護者会からいろんな意見、要望等があり教育委員会と文書のやりとり等で質問、あるいは回答という形でいくつかの点が出てきております。これらにつきましては今後、名前はまだ決定していませんけども統合に向けた準備委員会なるものを立ち上げて、細部については検討していかなければならないだろうと、これは当然そういうことだと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

やはり最初に私が言いました、また先ほどの同僚議員も話をしました。こういう統合計画、また大きな子どもたちに影響を及ぼす、また町の統合計画は町の人口の推移にも影響を及ぼす、そういう大きな問題だと思っているんです。その点は教育委員会も認識していると、今までの質問、また答弁でも聞いていますので、そういう部分の中において一番大事なことは何かと言ったら、やはり住民、また保護者との信頼関係があってはじめてスムーズにことが進むのではないかと、私はそのように考えますのでぜひそのことを基本にして教育委員会では、今後のいろいろな話し合いを進めていただきたい、交渉も進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

平成26年5月26日に西島小学校保護者会が、そして5月21日に原小学校保護者会が同意書を教育委員会に提出しています。議事録に残りますのであえて手元にありますけども、これをちょっと読ませていただきます。

同意書

身延町教育委員会教育長 鈴木高吉殿

西島小学校保護者会は身延町立小中学校後期統合計画における久那土小学校と西島小学校の統合のみに同意する。

平成26年5月26日

小学校統合に関する西島小学校保護者会 会長名です。

それに付随しまして身延町教育委員会教育長 鈴木高吉殿

平成26年5月13日

小学校統合に関する西島小学校保護者会 会長名

小学校統合にかかる協議結果のご報告

平素より西島小学校のPTA運営につきまして、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、かねてより協議事項となっていた後期統合計画における久那土小学校と西島小学校の統合に関し、西島小学校保護者会の見解がまとまりましたので下記のとおりご報告いたします。

1. 久那土小学校との統合について

標件につき平成26年4月18日に第3回保護者会を開催し、後期統合計画の町内1中とする計画とは切り離し、小学校統合の決定が中学校統合になんら影響を及ぼすのではなく、かつ両小学校の統合のみにつき判断するならば、久那土小学校が西島小学校へ統合することについて同意するとの結論に達しました。

2. 町内1中について

同日の保護者会では、保護者の皆さまが町内1中になることを大変懸念していることから意見集約を行ったところ保護者全員が身延中学校への統合は、距離および通学時間等がかかることから反対であるとのことでしたので申し添えておきます。

小学校統合について同意した場合、中学校統合計画が原案どおり進んでしまうのではないかと心配する保護者が大多数で今回の小学校の同意・不同意の取りまとめが難航したのも事実です。中学校統合が前提ならば、この同意という結果には至らなかったことをぜひともご理解いただきたく存じます。

重ねてお願いになりますが教育委員会の皆さま、関係者の方々には児童にとって最良の道が示されるよう保護者の意見を最大限尊重し、本件に反映していただけるよう改めて伏してお願い申し上げます。

続きまして、原小学校の同意書です。

同意書

身延町教育委員会教育長 鈴木高吉殿

原小学校保護者は身延町立小中学校後期統合計画における下山小学校、下部小学校との連合に関してのみ同意する。

平成26年5月19日

小学校統合に関する原小学校保護者会 会長名になります。

両校の保護者が小学校のみとした同意書だったわけですが、教育委員会では5月中に各保護者会から同意・不同意の報告を受け6月26日の教育委員会第4回臨時会、この中で後期統合計画の実施を計画どおり進めると決定したと聞いております。7月14日の議会、そして7月15日の各保護者会、また7月31日には町民へと回覧で周知し矢継ぎ早な周知、また報告をしていただきました。伺います。このことは時系列的に考えても、この内容についても間違いないかどうか確認をお願いします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんがおっしゃったとおりの時系列で間違いありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

次の質問に入る前に、実はここで資料を配布したいと私は考えていました。議長に確認したところ教育委員会の許可があればとのことでした。そこで教育委員会に伺いたいと思います。西島、原小学校からの「後期統合計画における西島小学校および原小学校の同意書への解釈について」、この文書とそれから教育委員会から「原小、西島小学校の保護者会への身延町立小中学校後期統合計画に関する西島小学校および原小学校保護者会の同意書の解釈について」という回答ですが、この2つを資料としてこの議場の中に、議員また執行部のほうに配布してよろしいでしょうか。ちなみに保護者会からは了解をいただいておりますがいかがでしょうか。

基本的に今まで、教育委員会に申し上げたいのは今までのそういう書類的なものはお互いの相互の保護者会の認識、それから誤解が生じないようにということで、そのことをすべて公表していますね。この部分に関してはなぜか知らないんですが、今のところ公表されていません。ですからあえてこの場で公表させていただいていいかどうか、時間がありませんのでご答弁をお願いします。

日にちは原小学校、西島小学校に出したのは8月5日。それと教育委員会からの回答が8月8日、第193号です。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、教えていただきました文書、これはどうぞ配布していただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

それでは私の一般質問の時間内で配布をさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

時間もありませんので、配布をしてもらいながら質問を続けたいと思います。

平成26年8月5日に西島小学校と原小学校の保護者会が連名で「後期統合計画における西島小学校および原小学校の同意書への解釈について」と題して紳士的かつ低姿勢で質問しています。この内容を読み上げたいと思います。

身延町教育委員会教育長 鈴木高吉殿

平成26年8月5日

西島小学校保護者会 会長名

原小学校保護者会 会長名

後期統合計画における西島小学校および原小学校の同意書の解釈について

平素より西島小学校および原小学校のPTA運営につきまして、ご指導を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、先般の山梨日日新聞および議会だよりの内容と町議会議員の方々との意見交換会をしたところ、両校保護者会の同意書が意図に反する見解がなされているように受け止めました。

保護者会としては中学校統合とは切り離して検討し小学校統合のみに同意し、後期計画全体についての同意ではありません。町内1中および身延中学校への通学については反対であるため不同意と位置づけております。

しかしながら先般の新聞や議会だよりの町議会議員への説明では保護者会の意に反し、後期統合計画全体について同意されているかのように明記されています。

つきましては、両校保護者会の協議報告書および同意書の内容が誤解を招くような文面になっていたかもしれませんので、町教育委員会はどのような解釈をしているのか、文書にて8月25日までご返答くださいというふうになっています。

中学校統合とは切り離し、小学校統合のみ同意し後期統合計画全体での同意ではないというふうに明確に表明しています。教育委員会ではこの質問書を受け取っていますよね。内容も確認していますよね。そのことについて。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

当然、文書も受け付けておりますし、回答もいたしております。内容についても承知をしております。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

この質問に対して8月8日付けで教育委員会からの身延町立小中学校後期統合計画に対する

西島小学校および原小学校保護者会の同意書の解釈について（回答）というふうにあります。お手元の2枚目の資料になりますけども、こちらのほうも読ませていただきます。

西島小学校保護者会 会長名

原小学校保護者会 会長名様

身延町学校教育課発第193号

平成26年8月8日

身延町教育委員会教育長 鈴木高吉 公印省略

身延町立小中学校後期統合計画に対する西島小学校および原小学校保護者会の同意書の解釈について（回答）

平素より本町の教育行政には深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて平成26年8月5日付けで照会のありました表記につきまして、次のとおり回答いたします。

まず西島小学校および原小学校の保護者の方々にさまざまなお考えがある中で、同意書をお取りまとめいただき感謝申し上げます。

たしかに両校からは、特に町内1中学校としたときの通学問題に関する懸念から小学校統合のみ賛成する同意書をいただきました。このことに対する新聞社の記事をはじめ必ずしも詳細が伝わっておらず、両校保護者会にとっては不本意であると拝察いたします。

一方、教育委員会からは議会へは去る7月14日の報告会で両校とも中学校の統合問題を排除して協議した結果として、当該小学校間だけの統合に同意したとの旨を明記した資料を提出し説明をいたしました。

その後は、議会から正式な手続きを経てなされた要請により7月28日に全校分とともに両校の同意書と5月13日付けで西島小保護者会からありました協議結果の報告書のコピーを送付しました。

それでも事実が正確に伝わっていないのであれば教育委員会としては誠に残念であります。教育委員会は当然に両校とも小学校に限った同意内容であったことは承知しています。その上で今後、中学校の統合が決定し次第、通学問題についてはスクールバスによる円滑な通学方法を保護者の方々と協議いたしますこと、また統合後は当面、既存の校舎を使用するとはいえ、いずれ老朽化が顕在する校舎の大規模改修、あるいは改築の際には当然に町内全域を見渡した中学校配置の検討もあり得ることをぜひご理解の上、統合問題にご協力いただきますようお願い申し上げますという文書になっております。

このやりとりで両校から1中学校での通学問題の懸念で小学校のみに賛成する同意書をもらったとありましたが、続けて新聞記事で詳細が伝わらなかった。保護者会にとって不本意であると拝察しているという教育委員会からの保護者会に対する同情の念も示していただきました。また両校とも小学校に限った同意内容であると承知していると教育委員会も明確に認めているわけでございます。

この2つの、今ここではあえて資料と言わせてもらいます。1部は保護者会から出された書類、1部は教育委員会から返ってきた公文書でございますが、あえて資料と言わせてもらいますが、すなわちこの西島小学校保護者会、原小学校保護者会の同意書は今の資料を見ますと、身延町立小中学校後期統合計画にかかる同意書としては認めていないとの認識でよろしいですか、お伺いいたします。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

後期統合計画に対する同意書は全面的な同意であったとは思っておりませんが、少なくとも小学校に関しては同意するという文面で1枚の同意書をいただいております。それとは別添で、中学校に關すれば別の意見があったということを報告するので、それは教育委員会としても十二分に承知しておいてほしいと、保護者の方々が意見を付したものだと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今の答弁、ちょっとおかしいのではないですか。というのは後期統合計画、1中3小に対して同意・不同意を求めているんですよ。それで教育委員会は保護者会、また私たちも聞いていますけども保護者会に条件付きそのものは認めないという話でしたよね。今の学校教育課長が話をされたことに関しては小学校のみで認めた。基本的にはこれを後期統合計画のかかる同意書ではないというふうに認めているわけですね。しかしその中で小学校に關してのみ認めたと。中学校はそういうふうな考えのもとで出したんだというふうに言えば、ある意味でこれは条件付きとみられるのではないんですか。いかがですか、どうぞ。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

話をはじめから整理させていただきたいと思うんですけども、まず最初に同意・不同意を何に対して求めたかということでございますが、これは昨年10月8日に保護者代表に対する説明会で説明したとおり、後期統合計画全体に対して同意・不同意を出していただきたいということです。ただ、そのときに関係する小中学校は単独で結論を出すのではなく、例えば下部小学校だけで結論を出すと下部中学校が立ち行かなくなるということもありますので、関係する小中学校は単独で結論を出すのではなく、情報の共有や協議をし、検討過程で同じ方針を取っていただければありがたいというふうにご説明を申し上げました。

結果的に自校の統合に限り統合に同意するとした保護者会がありました。これは今、議員さんのおっしゃっているとおりですけれども、もともと今までの議会の場で指摘を受けたような保護者に責任を押し付けるというふうな考えは毛頭ございません。

全11校ある統合計画でございますので、11校すべてについて正確に、これは統合でよいか反対であるかということを一保護者会が議論するというのは非常に大変なことだと思いますので、原小学校、西島小学校の回答書はそのまま受理したということになります。そして、それについては同意・不同意の内容の中の特に不同意についてはどうして不同意になったのか、そのような結論に至った保護者の考えをのちのち教育委員会が精査するために、こういうことだったよということで理由を付けていただいたということでございます。

それから条件付きは認めないということをおっしゃっていただくと、議員さんは盛んにおっしゃっていただくと、条件付きは認めないという強い口調で言ったということはないと思います。それは学校統合にかかる同意・不同意の回答に条件を付さないでいただきたいという文脈でお願いをしま

した。この条件を付さないでいただきたいというのはどのようなことかという、私たちがそのときに想定してお話ししたのは学校名はA小学校とする、あるいは使用する校舎がB小学校であるなら、あるいはC校独自の活動を統合校でも行うなら、統合の時期を1年ないし2年先送りするならという、そういう条件を付した同意はなるべく避けていただきたい、そのようにご説明したわけです。

これはなぜかと言うと、そのような条件が付されると後期統合計画の根底に関わることで直ちに対応ができません。管内11校ですべてに同様な条件が付されれば、これはもう後期統合計画は収拾がつかいませんし、また統合が決まったあとでなければ保護者などの関係者で協議することができない事柄が多く予想されたからです。したがって条件を付すならば不同意としてもよいが、それでは教育委員会では検討のしようもないので、そのよすがとして、手がかりとして理由を記入してほしいというふうに説明をいたしました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今までの流れも伺いました。だけど、しかしながら小学校統合のみ同意して後期統合計画全体での同意ではないと表明した、このことは今の答弁にもありましたけども、西島、原小学校がそのようにしたということは認めたくはなから、そのことで結構でございます。

それと同時に先ほどの文書にもありましたけれども小中学校統合計画に対しては不同意であるとしたということも教育委員会では認めていると、そういうふうに理解させていただきます。

今の話で言いますけども、なんのために同意・不同意を保護者会にお願いしたのか。この問題になると思うんですが保護者会は大変苦労されました、このことに関しては、今、答弁にもありましたけども、教育委員会でも先ほどの答弁にもありましたけども保護者会の同意・不同意が基本的には保護者会の意思だと、そのように認めていただきました。また教育委員会では保護者会に出している文書の中で、今ちょっと資料を持っていないんですが、その文書の中で当該中学校に関しては今後、小学校の児童生徒がその中学校に通学する関係があって、中学校と小学校に関しては連絡を密にして話し合っていて結構ですよという、そういう文書も出していますよね。ですからこの西島小学校、原小学校の中学校後期統合計画に関しては、大きな意味を持つというふうに私は思っています。

次の質問に移ります。時間があまりありません。

実施を決定した限りの時点で、西島、原の保護者会から同意書の解釈についての質問書は、これは出ていませんね。8月5日に質問をして8月8日に回答したわけですから、これは6月26日でしたか、第4回臨時会のときにはこの原小と西島小の保護者会からの同意書の解釈についての質問書は出ていません。その時点では先ほど読み上げた小学校のみとした同意書と、それから平成26年5月13日に西島小学校が出した協議結果の報告だけです。そうするとどう考えても会議の際に教育委員の方々、教育委員会で会議なされたわけですけども、先ほどいろいろ意見が出されたという話でしたけれども、その教育委員会の決定に対する審議をする時点では基本的には教育委員会が私たちに議会報告をなされた、管内保護者会による後期統合計画への同意等の状況、この中で教育委員会にもそれを資料として出していると思うんですよ。その教育委員会の決定する会議の中で西島、原の保護者会からも同意をいただいたと報告し決定がなされたのか。もしくは西島、原の保護者会は小学校のみと理解しつつ、それでも決定に

至ったのか。決定をもっていったのか。この2つしか私としては考えがつかない、説明がつかないというふうに思うんです。この西島小学校、それから原小学校の保護者会からの報告書、この同意とカウントして教育委員会の決定は、第4回臨時会の中においてどのような形で委員の方に報告をして決定されたのか、その点について伺いたい。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

同意書、不同意書、それからあるいはそれに付随しているものにつきましては事務局が受け取った段階で直近の教育委員会にすべて報告をしております。今、手元にそのときの定例会の会議録とか資料がございませんので申し上げられませんが、間違いなく、そのときまでであった、前日までであった状況についてはリアルタイムで教育委員会に報告し、ご協議をいただいています。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

では今のことでいきますと、その教育委員会の第4回臨時会で決定される席において、事務局として報告したのは管内保護者会による後期統合計画への同意等の状況、もしくは平成26年に身延町管内小中学校保護者会から提出された同意、または不同意にかかる書面の写し、これを出しているはずなんですね。そうすると同意が6、不同意が3、保留が2、もしくは1になるわけですね。その同意6、不同意3、保留2で教育委員の方がその資料をもとにして、そのことを審議したのであれば、これはちょっとおかしい話になるんじゃないですか。その点、どうぞ。先ほど教育長も私に答弁していただきました。この同意数、不同意数を非常に重く受け止めた中で、この統廃合の後期計画を実施することを決定するかどうかということで審議して決定したというふうに話されました。ということはこの同意6、不同意3、保留2、この数字を重く受け止めて報告して決定されたということですよ。そういうことですよ。はい。では、それをちゃんとマイクを使って答えてください。今のそのことだけでいいです。答えてください。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほども申しましたように同意・不同意の状況を事務局から報告を受けて、教育委員会では会議の中でいろんな意見が出まして、最終的には6月26日に決定をし、計画どおり進めていこうという結論になりました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

これが、ここがすごく大きな問題だと思うんですよ。ちょっと長くなりますけども、この議場にいるすべての皆さんに分かるように時系列も含めて詳しく説明させていただきます。その上で皆さまに判断していただきたいと考えますが、教育委員会にはそのあと質問させていただ

きます。

7月14日に行われた議会説明会で示された資料、管内保護者会による後期統合計画への同意等の状況、それから学校数、そのときは学校数9校で同意6、不同意2、保留1とありました。しかしその後、小中一体の保護者会が2保護者会であることも勘案すると学校数でいえば同意6、不同意3、保留2となります。これが当日の教育委員会からの議会に対する説明でございました。

その中に保護者会から提出された書面、これは公文書ではないということで、そのとき入っていませんでしたので請求したんですが、出していただけず、議会を通じて議長名で申請を出して、あとから出てきたという経過もございました。この同意が、そのときの書面に提出された同意・不同意数の数というのが同意6、不同意3、保留2とあります。この同意が多い数字なわけですね、この時点では、6、3、2と、ぜひ皆さんにも記憶してもらいたいんですが、この同意6、不同意3、保留2の中に先ほど私が質問したところの西島、原小学校の保護者会も入った同意の数なんです、これは、この先ほど僕が許可をいただいて皆さんに配布した中身を見ていただくと、この2つの保護者会の同意書が、中身は基本的に後期統合計画の同意ではないと。そういうふうに言っているわけです、保護者会が。それに対して教育委員会も公文書でそれは理解していますよ、認めますよと。また今、学校教育課長もそれはそのとおりですというふうに認めていただいたわけですから、そうすると回答、今の答弁を、すべてを勘案するとすなわち同意4、不同意5、保留2になるわけです。それが教育委員会で同意6、不同意3、保留2をもとにして協議して決定されたとするとなんか実際には同意4、不同意5、保留2、この中の下部小中学校の保留の内容も、中を見ると同意が9名、不同意が13名、条件がいろいろ付いていましたけども、不同意の保護者の数が多くなっています。厳密に言えば、それももし入れるとすれば同意4、不同意7というふうな数になるわけですよ。下部小中学校は保留ということで出していますから。それをそのままにしても、保留にしても不同意が多いということがこれは事実だと思うんですよ。この状況下で協議した結果、教育委員会としては多くの統合反対意見があることも承知しつつ、教育的観点から見ると学校統廃合は計画どおり進めることが最適であると判断しますという意見で合意を得たとして、後期統合計画の実施が決定されました。この一連の経過、これはどう考えてもおそらく、僕もそうですが保護者の方もまた町民の方もこれは納得いく状況ではないと考えるんですが、これは私が思うに下手すると決定されたそのものがおかしいではないかということで話が出てくる可能性もあると思うんですよ。私が一番言いたいのは後期統合計画に対する不透明な同意・不同意の求め方、一部同意書が不同意であるということ認識した中で、しかしながらそのまま報告、作為的に決定された不透明な教育委員会の合意と混乱を招く可能性のあることを認識できる状況で議会、各保護者会、町民へ周知したこと、このことを私はすごくおかしいと思うんですよ。

それでこの今言った不透明な教育委員会の合意の前にありました作為的に決定された、この作為的はなぜそういうふうに私が言うかといいますとこの原小学校、西島小学校の保護者はこの文書を出す前に教育委員会に電話で確認していますよね。電話で確認したときに小学校のみで結構ですよと。教育委員会からそういう指導を受けながらこの文書を出しているわけです。ということはその時点ですでに5月末以前の時点で西島、原小学校の保護者会は統合計画には反対であって、しかしながら小学校のみは教育委員会からの指導で、小学校のみを出していただいて結構ですよという指導を受けたからそういうふうに出した。ですから私たちの意思と違

うことが新聞に報道されたり、いろいろな場面でそういう話を聞くから、私たちはおかしいと思うからということで、私たちの表現が悪かったのかということで質問をしているわけではないですか。そういうことを勘案するとどう考えてもおかしいことだと思いますし、私はこのことを、真実の部分をやっぱり究明すべきだと、追及すべきだと思うわけです。

本当に時間がなくなりました。一般質問の中でこんなに時間がなくなるとは思っていませんでしたけども、以上が私が納得いかない、真実を追究すべき事柄だと思います。この一連の流れを総括すると、これは私の考えですよ、教育委員会自らが進めようとしている後期統合計画で反対の声を押さえ、有利に運ぶようなそういう形をつくるために保護者会の同意・不同意の結果を作為的に操作し、多くの同意を得られたごときの結果の状況をつくったのではないかと、そういう疑惑が頭をよぎります。そのことについての教育委員会の見解を伺います。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

一連の事務を取り扱っていますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

教育委員会がまず議会にお示しした資料ですけれども、西島小学校と原小学校についてはこれは中学校については統合の問題を排除した結果、小学校のみについて同意したというものをすでにお配りがしてあると思います。

それから話がちょっと前後いたしますけれども、西島小学校の保護者会長さんたちに例えば小学校だけの統合に対する同意だけでもいいかと言われたときに、先ほど言いましたとおり全11校あるところを全部カバーするような協議というのは非常に難しいので、その胸中を察してそれではいいですよ、ただその理由を付けてくださいということをお願いしただけです。

それから私たちが数字を操作しているということを言われますけども、それは実に不本意です。また、私たちは学校11校の保護者会の多数決で多いところのほうを採択して、それで統合するというふうなご説明は1回もしたことがありません。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、話がありましたけども、操作してということで、もし僕の、自分が考えている作為的という言葉がそれはおかしいということであればそれは私、撤回してもいいですよ。では逆に言わせてもらいます。作為的ということを省くのであれば、教育委員会が教育委員会の中で保護者と対等しているんな話をする中で、私たちには知らない中で先ほどの西島小学校、原小学校からの電話の連絡、そういうこともあって、そのことを承知した上でその第4回臨時会にそのことを、私たちが言ったと言いましたけども、中学校統廃合を排除して協議した結果との報告があり、ただし当該小学校間の統合に関するものというふうに書いていますけども、しかしながらその中で先ほど話をしたように、6、3、2のそういう報告をしているのではないですか。そういう形の中で審議しているんでしょう。そうすると教育委員会の事務局の作為的というのが駄目であったらミスでもいいですよ。けども実際にはそうやってやったということは事実ですよ。それを重きにおいて教育委員の方々が皆さんで審議して実施すべきということで進んだわけではないですか。その事実は変わらないわけです。そうするとそういうことが、なぜそうなったのかというのを逆算していくと、この部分でおかしいというのが私だけではなく

て、ほかの方々も、おそらく保護者の方もおかしいぞという話になると思うんですよ。ですから私は今回こういうふうに追及させていただきました。

分かりました。もう時間もありませんので、次の質問とかいろいろあるんですけども、これは私はしっかりと調査して議会も、また町民も保護者も納得するような形を取るべきだと思うんですよ。ですから、われわれ議会の中に与えられている調査権というのは百条調査、これしかありません。しかしながら、百条調査をやるということは私は今、言いません。しかしながら百条調査を視野に然るべき手続きを取らせていただきたい。そしてこの中身をしっかりと検討して精査して誰もが納得するような、そういう形を出していただいた中で決定という。そうすれば保護者の方も私たちも「なるほどな、納得しましょう」という話になると思うんです。そういうふうにしていくべきだと思いますので然るべき手続きをさせていただきます。さしあたり教育厚生常任委員会の継続審議に小中学校統廃合問題、この問題についての継続審議がございます。その中で所管事務調査を願い出てやっていただく、そういうふうにあります。

本当に時間がなくなってきました。このような状況で時間がなくなったこと、本当に私の時間の配分ミスで申し訳ないんですが、これ以上、質問を続ける状況にありませんので、統廃合問題に関したことに關して、このへんで終わらせていただきたいと思ひますし、それについても基本的にこの私の通告に従って答弁を、時間をかけてしていただいた執行部の皆さんには心から陳謝を申し上げながら私の一般質問を終わりたいと思ひますが、その前に1つだけ、議長に了解をいただきたいと思ひます。

一言だけ発言をさせていただいて、それで締めるという形でよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

質問以外ですか。

○7番議員（松浦隆君）

統廃合問題に關した問題です。

○議長（河井淳君）

質問以外ですか。

○7番議員（松浦隆君）

以外です。時間内だから大丈夫ですか。

○議長（河井淳君）

とりあえず発言は大丈夫ですけども。

○7番議員（松浦隆君）

では許可をいただきましたので、発言させていただきます。

去る8月29日に久那土小中学校の児童生徒が町長、教育長、議長宛てに手紙を書いて提出させていただきました。これは私もあとから聞いてびっくりしたんですが、このことは後期統廃合計画の実施が決定されたあとであることもありまして、反対する保護者会の意を受けての行動ではないかというふうに危惧され、また疑われた部分もあったように聞きました。しかしながら、あとでその親御さん、それからその子どもとも話をしましたけども、児童生徒が自発的に自分の通っている学校、そしてまたその母校に対する思い、そのことを純粋な気持ちで手紙に綴ったと子どもたちも言っていました。そしてまたその綴ることを一人の子どもが始めたことで、ほかの児童生徒がでは私も書こう私も書こうと、そういう形の中で自発的に仲間が増えていった。その結果で、あの手紙を提出させていただいたというような経緯がございましたの

で、その点をぜひご理解いただいて、子どもたちの思いを胸の中に留めていただきたいと、このように考えます。

大変いろいろ話をさせていただきましたけれども、最後には先ほどの問題に関しては議会でも調査をしていただくこと、またそしてお互いに納得のいくような形の中でやっていく、このことがベストだと思いますので、ぜひそのような形でお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（河井淳君）

松浦隆君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○6番議員（芦澤健拓君）

6番、芦澤健拓です。通告に従って質問します。

憲法第99条には天皇または摂政および国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと規定されています。つまり総理大臣をはじめとする国务大臣や国会議員、裁判官、県知事や市町村長などすべての公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと定められています。これは第2次世界大戦により国民が大きな犠牲を被ったことから生まれた平和憲法と呼ばれる日本国憲法の基本的な考えであり、憲法が他の法律と異なり行政・立法・司法に携わるすべての公務員を束縛し、多数派や権力の横暴から少数派や国民を守るという、いわゆる立憲主義という考え方に基づくものです。

国家権力の横暴から国民の権利を守ることを目的に制定されたのが日本国憲法であり、憲法は法律を超えた、いわゆる超法規的な法律であり、それを守る義務が立法府、行政府、裁判所にもあるというのが立憲主義です。

安倍首相は一貫して戦後レジウムからの脱却とか日本を取り戻すと言ってきましたが、このキャッチフレーズの意味は日本国憲法を制定し守り続けてきた戦後体制、すなわち戦後レジウムを否定して戦前の体制下の日本を取り戻したいということだと推測されますが、彼は敗戦後の日本で占領軍によって決められた現憲法を改正したいという強い思いを持っているように感じられます。

従来、法律の解釈を司る権限を有する内閣法制局の憲法第9条の解釈は戦後70年近くにわたって個別的自衛権は認めるが、集団的自衛権は認めないというものでした。しかし安倍首相は法制局長官に自分の都合のよい人材を任命し集団的自衛権を認めさせようとさえしました。しかしこれに失敗し、とうとう与党の一部である公明党との極めて短時間の協議の末に今年

7月1日、集団的自衛権行使容認を閣議決定するという乱暴な方法で憲法解釈の変更に踏み切ったわけです。

第96条にはこの憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には特別の国民投票、または国会の定める選挙の際、行われる投票においてその過半数の賛成を必要とすると定められているように憲法は簡単には改正できないようになっているわけです。

したがって、与党間だけの協議に基づく閣議決定によって、憲法解釈を変更するというのは立憲主義を尊重しないということで、まさに憲法と立憲主義の危機であるといっても過言ではありません。

憲法第96条の憲法改正手続きにもよらず、内閣法制局の憲法判断も無視して安倍首相のまったく私的な諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、略称、安保法制懇と言うらしいんですが、これの報告書に基づいて閣議決定するという前代未聞の乱暴な方法で重要な憲法解釈の変更を行ってきたわけです。このような手法が認められると憲法のどのような条文の解釈も時の政権の思うがままということになります。

ここで町長の立憲主義に対する見解をお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

議員おっしゃるとおり、日本国憲法は国民が国家権力を縛るものであり、国に守っていただくものであると思います。これがすなわち立憲主義であると思います。その根拠が第99条であるというように考えております。ついては地方議会、私どもの町村の議会の中で憲法議論を行うことについてはどうかと考えますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

町長が正しいお考えをお持ちであることがよく分かりました。

次に今年5月3日の憲法記念日に山日新聞に掲載されました県内27市町村に対する集団的自衛権の是非調査というアンケート結果についてお聞きします。

これは集団的自衛権行使を認めるかという設問と閣議決定による憲法解釈変更を認めるかという設問のアンケートでした。

最初の集団的自衛権行使を認めるかという設問に無条件で認めるとしたのは山梨市、南アルプス市、北杜市の3人の市長とわが町の望月町長の4人でした。一方、内閣の判断による憲法解釈変更、すなわち閣議決定による憲法解釈の変更については町長が支持すると答えています。

私だけの考えかも分かりませんが、従来、町長はこのような国政に関するアンケートには国の方針は国会で議論して決めるべきであるなどとして、明確な回答を避けてきたように思いますが、なぜ今回だけはこのように明快に集団的自衛権行使を無条件で認めるとか閣議決定による憲法解釈の変更も支持するとお答えになったのか、その理由を改めてお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

これにつきましては私にも思想とか信条の自由があるのかなと考えておりますし、私のアンケートについては、町長としてではなくて望月仁司個人としてお答えをいただきたいということでしたので、ここに書かせていただいたのは事実でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

よく靖国神社の参拝などで私人としてとか、自分のポケットマネーで玉串料をあげたとかというそういう話をよく聞きますが、私はこれは絶対違うと思うんですね。町長はあくまでも身延町長であり、公人としての立場以外にこういう、特にこの場合は県内27市町村の長に聞いているわけですから、これを個人的な考え方というふうにして、今お答えになったようですが、これは私の個人的なそれこそ意見ですけども、これは間違っていると思います。

今まで、町長がさっきも言ったようにこういう問題については、はっきりとそういう答えをしてこなかったのに、なぜ今回だけはこういうふうにお答えになったのか。それをたぶん町民の皆さんもなぜかなというふうに思っていると思いますし、実際そういう声も聞いておりますので、この点についてもう一度、答弁をお願いします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

反問権がございませんのでちょっとお答えにくいんですけども、私が答えたことが実は町の行政に不利益を被っているのか、利益を被っているのか。私はその解釈は不利益も利益も被っていないだろうと思いますので、そのへんはともかくとして私の考えを、私もここで答えた以上、私の考えだけはお聞きいただきたいなと思います。

私個人の考えと言いますと、また議員がおっしゃいますけども、私の考えはご案内のとおり国連憲章でも個別的自衛権と集団的自衛権、これも双方があると規定されているように思います。わが国では米国との間に日米安保条約を結んでおります。これの行使も当然、自衛権に含まれると私は思っています。にもかかわらず、わが国では集団的自衛権を結ぶ権利はありますけれども行使はできないという、私に言わせると奇妙な解釈が何十年も続いてきたように思います。もちろん私は憲法学者ではありませんから、違っているかもしれませんがそういうふうに思います。

今、わが国を取り巻く国際環境は大変厳しさを増していることはご案内のとおりでございます。中国の尖閣諸島の領有権の主張、あるいは北朝鮮では独裁体制のもとミサイルを中心に防衛力の強化、韓国ではイ・ミョンバク前大統領の竹島上陸、ロシアは依然として北方領土の領有権の主張などでございます。このような考えの根底には日本はもう大国ではないという、わが国軽視があるように私は思います。

この状況を打開するためには、集団的自衛権はいつでも行使できるという意思表示をすることが抑止力を高めることにつながると思います。

日米安保時には戦争になるとか戦争に巻き込まれるとの議論もありましたが、ご案内のとおり日米安保条約は半世紀以上、東アジアの安定に大きな役割を果たしてきたと私は思います。私はすべての集団的自衛権の行使に賛成をしているわけではありません。範囲は限定されるべき

であると思っています。平和を願うのは誰しも同じであるからであります。あくまでも不測の事態を避けるために抑止力となる自衛権の行使を謳うことが必要であると考えております。

私の考えが先ほど申し上げましたとおり町行政に対し不利益を生じているのであれば、これは私がお詫びを申し上げますけども、そんなことも含めこれ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

これ以上の答弁は差し控えさせていただきますということですので次の質問に移ります。

憲法第9条第1項には日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。

第2項には前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないと規定されています。

単に戦争しないというだけではなく武器を持たない、戦力を保持しない、交戦権を認めないというのがわが日本国憲法が平和憲法と呼ばれるゆえんでもあり、PKO、国連平和維持軍でイラクへ派遣されたときにも相手方の軍隊に自衛隊は攻撃するなという指令が出ており、戦闘による死者も負傷者も出なかったというのは有名な話であり、この平和憲法を戦闘の相手方でさえも十分に理解しているという証左であります。

世界の国々は日本は平和裏に紛争を収め得る世界でも稀な国家であると考えているわけで、われわれ国民はこれを誇ってよいことと考えますが憲法第9条に対する町長のお考えをお聞きます。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

私も日本国憲法第9条については誇り得る条文だろうと、こういうようにも理解をしているところでございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

憲法第9条のことをご理解いただいた上で、先ほどのような集団的自衛権の行使容認を認めるというのは、ちょっと私としてはなんか納得がいかないんですが次に移ります。

安倍首相は集団的自衛権の行使容認を限定的に行う。先ほど町長の答弁の中にもありましたが限定的に行行使容認を行うと言っています。しかし私はそんなことは不可能であると考えます。同盟国であるアメリカが行行使容認を歓迎しているということは、アメリカが関与する戦争に参加することを求めてくることは明らかですし、アメリカは世界の警察というふうに自分たちのことを言っておりますのでいろんなところで戦争をしている、一番戦後で戦争している国はアメリカ合衆国ではないかと思えますけども、そういうことも考えるとやっぱり限定的に行うというのはほとんど無理なことであろうと。

それから先ほど町長の答弁の中にもありましたように一触即発を狙っている中国、北朝鮮等

も戦争を挑んでくる恐れが十分にあります。そしていったん戦争が始まれば限定的などという事はまったく通用しません。戦争になれば戦闘地域も戦闘方法も限定することなどできないわけですから、自衛隊から多くの死者が出ることは否定できません。

先ほどまで幹事長でありました自民党の石破さんは、あるテレビ討論で自衛隊員から戦死者が出れば1人4億円から5億円の損害賠償を出さなければならないだろうという見解を述べていました。平成24年3月31日現在で陸自、海自、空自、合わせた定員は24万7,746人だそうです。実際に戦争が始まれば、とてもこの人員では対応できるはずもなく、いずれは徴兵制が施行されることになると思います。万一、徴兵制が敷かれるようになれば私たちの息子や孫を戦争に送り込むこととなります。町長はこの徴兵制が敷かれるような事態にはならないというふうにお考えでしょうか、あえてお聞きしますけども徴兵制という大変重いこの制度について町長のお考えをお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

質問の趣旨が戦争になったらという仮定の話であると思います。国家的判断に委ねる問題であると思います。しかしながら徴兵制ということに限定した私見を申し上げさせていただきます。

今の憲法では認められていないという現政府の見解を私は支持をする考えでございます。それと先ほども言いましたように戦争になるとか、戦争に巻き込まれるとの議論は60年安保のときにもまさに聞こえてまいりました。私はそのときにはある程度、年をとっていましたが承知はしておりますけども、その日米安保が抑止力となり、わが国は平和が続いている、このことも事実でございます。したがって集団的自衛権も十分な抑止力になり、今後も平和が続く国であってほしいし、そうあるべきだと考えるところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

集団的自衛権の行使容認というのは、私は大きく戦争への道を踏み出したというふうにかえます。今まで、個別的自衛権だけでいたから日本は平和を守る国であると。だからさっきも言ったように自衛隊が戦地へ行っても自衛隊を攻撃するなというような指令が出ていたということで、私は今までの自衛権と集団的自衛権の行使容認ということとはまったく状況が変わってきていると思います。

したがって戦争にはならないということは絶対に言えませんし、むしろ戦争へ踏み込むためにこの集団的自衛権の行使容認ということを開議決定なんていう、大変乱暴なやり方で認めたということが私は理解できません。この問題について、これ以上話をしても平行線になると思いますので、この件につきましては終わりにして、次の中部横断自動車道の問題についてお話しをしたいと思います。

はじめに中部横断自動車道建設促進連絡協議会の会長でもあります町長に中部横断自動車道と、それから3カ所予定されているインターチェンジの利活用等についてお聞きしたいと思います。

南部町では、南部インター付近の土地を工業用地として2億1,500万円で購入したということです。また富士川町では道の駅ふじかわを建設し今現在、営業しております。道の駅の反対側には今春ショッピングモールがオープンしています。8月30日の山日の記者メモというコラムで町長がおっしゃっているように本町には3カ所のインターができるんですが、この3カ所のインターチェンジをどのように活用しようと考えているのか、町民も大変興味があると思いますので、いくつかこの点についてお聞きします。

以前、同僚議員が八木沢にできる仮称、身延インターを下部温泉インターという名称にできないかという質問あるいは要望を出しました。和田地内には身延山インターができる、それから下田原地内には中富インターができるというわけですから、この身延インターを下部温泉インターというふうに改称してもよいのではないかと考えますけどもいかがでしょうか。そういう見込みがあるのかどうか、まずこの点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

平成24年9月第3回定例議会で、草間議員の一般質問に対してご答弁した内容と重複いたしますがご承知願います。

インターチェンジの名称の決定権は、あくまでも事業主体であります国土交通省にあります。おおむね供用開始2年ぐらい前に準備に取り掛かるようです。国土交通省、甲府河川国道事務所にて素案が作成され、身延町へ素案についての意見の照会があります。町はそれに対して意見を報告します。

次に山梨県道路適正化委員会にて審議が行われ、その結果を踏まえ名称の原案が作成され関東地方整備局長に上申されインターチェンジの名称が決定されます。町は素案についての意見を報告する立場にあることから、どのような名称にするのかは今後、町民の皆さまの意見を聞きながら検討していきたいと、そういうように考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

国交省から意見照会があると。そのときに身延町としても意見を言えるわけですね。町民の意見を聞いてというのはどこでどういうふうな方法でお聞きになるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

これにつきましては、意見照会がどういう格好で出てくるかということもまだ分かっておりません。このことにつきましては今後、町の中で意見照会をしたときにどういう名称がいいのかということは、どういう方法になるかは今のところ決まっていますので答えられません。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

それはだから結局、町に聞いてくるので町で答えるのか。あるいは今の時点でいろんな話をして、その中で町民にいろんなアンケートを取って聞くとかという方法にするのか。あるいはその照会が来た時点で町長をはじめ主立ったメンバーで決めることになるのか、そのへんはどうですか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

国土交通省から素案が出てくることは、それは確かに素案が出てきますけども、ではその素案に対してそれが良いのか悪いのか、町民の皆さまに意見を聞くということを答弁していますので、それはどういう方法になるかは今、具体的に方法は決まっています。それは今から内部で詰めて、どういう意見の集約の方法があるのか、それを詰めて意見の集約としたいと考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

分かりました。それではこれは要望になるかも分かりませんが、その素案をつくる時点でもおそらく国交省からなんらかの問い合わせがあるんじゃないかと思しますので、その節にはぜひ下部温泉インターの名前を強く打ち出していきたいと思えます。

それから下田原に設置される予定の仮称、中富インターですが、このアクセス道路として下田原から八日市場への52号線と結ぶ橋、富士橋ですか、今の富士川橋の代わりになる橋だと思いますけども、それが架橋され、反対側には300号線と結ぶ下田原・市之瀬トンネルというものが開削されるというふうに聞いていますけども、これは本当かどうか。まずこのアクセス道路の工事主体は県になるのか、それとも新直轄区間の関連工事ということで国になるのか。それから工事費用は橋とトンネルを併せて、およそ何十億円になるのか。またこのような大工事の場合には費用対効果、B/Cが課題になると思うのですがB/Cの値はどれほどになっているのか。いずれも分かる範囲で結構ですのでお答えください。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

仮称、中富インターチェンジへのアクセス道路は県が事業主体で行うものであります。東は県道割子・中富線、下田原・深町からインターチェンジまでの間、西は国道52号、八日市場からインターチェンジまでの間とインターチェンジを形成するランプの建設も含まれております。延長2,200メートル、幅員7メートルの二車線道路で主な工事内容は富士川をわたる橋梁227メートル、連続高架橋184メートル、切土による道路部500メートル、インターチェンジを形成するランプ橋が2カ所と総額約60億円であります。議員さんが申された国道

300号から中富インターまでの計画という質問がありましたけども、それは今段階では要望段階ということで、県の認可工事には至っておりませんのでこの計画には入っておりません。

次に県の公共事業事前評価調書によるとアクセス道路の整備目標は1として生活圈中心都市および拠点機能へのアクセス向上。2として災害に強い道路の確保が掲げられております。評価として本アクセス道路は身延町の地域拠点から、中部横断自動車道へのアクセス機能を担うことから極めて公共性が高いと評価されております。経済の効率性、いわゆる費用対効果は建設費等の金額に対して走行時間短縮などの便益等の金額を比べた結果、便益金額が建設費用等の金額の1.5倍となり、国の採択基準1.0を超えており経済の効率性があることが県の公共事業事前評価調書の中で示されております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

よく分かりました。

先ほどちょっと下部温泉インターの話をしてしまいましたが、中富インターはこのように素晴らしい費用で、素晴らしい橋や道路ができるということですので、下部温泉インターについてもご配慮いただきたいと思います。

中部横断自動車道は現在、片側一車線の計二車線で開通する予定でありますけども、将来は片側二車線の計四車線になるということが甲府河川国土事務所発行の資料に書かれています。なぜはじめから使い勝手のよい四車線にしなかったのか。どのような条件がそえば四車線が実現されることになるのか、この点についてお聞きします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

中部横断自動車道はご承知のとおり、静岡県静岡市新清水ジャンクションから長野県小諸市の佐久・小諸ジャンクションに至る総延長約132キロで暫定二車線の高速自動車国道であります。計画上は四車線で計画されていますが、当面の交通量が少ない場合に二車線のみを暫定的に開通するものが暫定二車線であります。

ご質問の四車線化について、国土交通省からは開通後、交通量の推移や周辺の状況等を勘察し、必要に応じて検討を行うと聞いております。四車線化になるには四車線化に見合う交通量の増加が一番の条件となり、いつとは申せませんがそのときの国の政策、経済状況、この道に対する沿線住民の熱意が左右するものと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

そうですね。それはよく分かりますけれども、これは片側二車線にしないで一車線のままで非常に使い勝手もよくないし、たぶん交通事故なんかも多発するんじゃないかなというそういう懸念からお聞きしました。

次に同じ甲府河川国土事務所発行の資料では高まる地震の発生確率という図がありまして東海、東南海、南海地震で6強以上の震度が予想されるという区域に中部横断自動車道の半分以上が含まれていることが分かります。当然、この中部横断自動車道は震度6強に耐えられる設計になっていると考えますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えします。

震度6強に耐えられるとは東海、東南海地震の想定マグニチュード8と想定されていて、それに伴い身延町南部の地域が震度6強と想定されているためのご質問だと理解しております。

芦澤議員さんご承知のこととは思いますがマグニチュードとは地震そのものの大きさを表すもので、震度とはある大きさの地震が起きたときの私たちが生活している場所で揺れの強さを表したものであります。

国土交通省からご質問の中部横断自動車道の橋の耐震設計に用いている設計地震度はレベル2地震動と聞いております。駿河トラフ、南海トラフ沿いのおおむね100年から150年周期で発生するとされているマグニチュード8クラスの地震がレベル1地震動とされ、発生すれば甚大な被害をもたらす恐れがあり、あらゆる可能性を考慮したマグニチュード9程度の地震がレベル2地震動とされていることから東海、東南海地震の想定はクリアされている設計で震度6強に耐えられるものと理解しております。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

75%がトンネルと橋という、この中部横断自動車道ですからその震度6強に耐えられる、マグニチュード9に耐えられるということで非常に安心をいたしましたけども、今後この道を町長のおっしゃるように52号線の代替道路としても使う可能性があるということですので、その点は非常に町民の皆さんも関心があるところであると思います。

またこの資料によりますと国際拠点港湾との連携ということで、清水港と新潟港までの接続が書かれております。町としてこの海との接続について、あるいは港との接続についてなんらかの計画があるのでしょうか。道の駅富士川では清水港からの魚介類が販売されておりました。われわれ山里に住む者には、やはり新鮮な魚介類への憧れがあります。せめて新鮮な魚介類の流通で生活を豊かにしたいと考えますが、例えば新鮮魚介類市場のような構想はないでしょうか。先ほど紹介したコラムの中で町長は人口が増え、子どもの声がたくさん聞こえる町にしたいとおっしゃっておりますので、そのための施策がどんなふうなものがあるのか。町長の施策や構想が目に見える形で示されていないように思いますので、あえてお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

現在、町内を通る物流につきましては国道52号を利用して静岡県と山梨県、長野県および

新潟県方面を結んでおりまして、昼夜、大型トラックが奔走しておる状況でございます。中部横断自動車道が開通になりますと、清水インターチェンジから身延町の町民が利用できる最北端の仮称、六郷インターチェンジまでは55.2キロということで約1時間で結ばれることになります。また現在、国道52号を利用している物流のほとんどが中部横断自動車道を利用することになると予想されます。道路網の整備および冷凍技術の進化によりまして物流は格段に時間短縮が図られておりまして遠隔地や山村地域にも届けられております。

今後、本町において考えられますことは地域の農産物や特産品を販売している直売所などでも新鮮な魚介類が店頭に並んでくることが考えられております。これらの施設や既存の施設の受け入れ態勢を整えていくことが必要ではないかと考えております。

また町内の工業団地や製造業の会社においても流通の大幅な時間短縮が図られ、雨量規制のために国道、県道の通行止めにより製品配送のストップ、働く人の通勤ができなくなるような事態は避けられまして、安定した生産と供給ができることになるということで大いに期待されております。

なお、他町へ通勤をされている方やこれからUターンやIターンを希望して移住されてくる方等につきましても通勤時間の短縮やエリアの拡大および職業の選択肢が広がることから定住促進としまして鎮守の森構想を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

目に見える形かどうか、ちょっとそのへんがはっきりしなかったように思いますけども、たしかに町長がおっしゃるように「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」とか鎮守の森構想というのが1つのキャッチフレーズということが目標のようになっているわけですけども、同僚議員からも何回も質問があったようにビジョンというか、せつかく3年後にはいろんなところとつながるわけですから、そのことをもっと分かりやすくというか、町民にアピールするような形での施策、あるいは構想というものがないのかどうか、そのへんがちょっと私、今の政策室長の答弁でははっきりしないように思いましたけれども、一応、これはその点を今後もうちょっとよくいろんなことを考えた上で、また町民に示していただきたいということを希望しておきます。

それから政策室長がせつかく答弁していただきましたので、最近なんかテレビで空き家バンクのことでリフォームができるような空き家がほしいというふうな話を聞いておりますので、その点についても今後検討して、もっと空き家が利用できるような形にしていきたいと思います。

その次の質問に移ります。

ある同僚議員が先ほどの話の続きになりますけども下田原・市之瀬間のトンネルは既定の事実であると。これができれば本栖から国道300号線を下ってきて、このトンネルを抜ければ中部横断道にも乗れるし下部温泉にも行けるようになるというふうにおっしゃってございました。

たしかに300号線に今、計画中のループトンネルができたり、本栖方面からの交通量が増えることになれば非常にありがたいことだと思いますし、良いことだとは思いますがこの下田原・市之瀬間のトンネルは、今のところはまだ要望事項であって決定ではないということです。

ので申し上げるわけですが、下部温泉からすれば下田原とか中部横断に通り抜けなくて、むしろ国道300号を下部温泉までまっすぐ来ていただいたほうがありがたいわけです。

下部地区の多くの住民がその下田原・市之瀬トンネルについて話すと、この言い方が気に障る方もいらっしゃるかも知れませんが、そんなところにトンネルができるのになぜ三沢・市之瀬トンネルはできないのか、そういう反応が返ってきます。今までも何度か、この場所でこの件につきまして町長にお願いしてまいりましたけれども、なぜ下田原・市之瀬トンネルは、今の様子ではこちらのほうが先にできそうな状況のようでは下田原・市之瀬トンネルができるのであれば三沢・市之瀬トンネルのほうができないわけではないと思うんですが、当然これは県の仕事ですので県土整備部のほうで管轄していることだと思いますけれども三沢・市之瀬トンネルについてどのようにお考えなのか。あるいは今後どのように進めていただけるのか町長にお聞きします。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

先ほど中富インター周辺のアクセス道路、橋、トンネル工事のうんぬんのところでうちの課長からお答えを申し上げました。これの中にもありますとおり、仮称の中富インターからは東は県道割子・中富線の下田原インターから接続をする、こういうお答えをさせていただきました。したがって、なんか議員さんはもうすでに仮称の中富インターから300号までトンネルができる、こういうような情報を持って私どもに質問をしてきているのかなということを考えているんですが、この点は先ほども申し上げましたとおり、できるということは一切ございません。その点をまずお断りを申し上げたいと思います。しかも三沢・市之瀬間の道路につきましては、今までも議員さんの中から定例会の中でも質問を受けております。重複しますが、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

ご案内の道路は先ほど芦澤さんもおっしゃっているように、私どもが施工主体ではございません。県道でございます。私も就任以来、さらに就任前、私がまだ現役の時代にも下部町等々からぜひ三沢・市之瀬間の道路を施工するように、こういう陳情をされたことも承知しております。

したがってこれは身延町民の悲願である、こういうことは私も承知をしております、私が町長になってからも毎年、県のほうへはお願いをしているところでもございます。しかし残念なことにやはり山梨県では甲府が中心でございますので、甲府のほうから施工をしております。したがって今現在、黒沢バイパス等の施工をしております。このようなことから三沢・市之瀬間の道路についてはいまだ着工に至っておりません。これは私の力不足でございますので、ここでお詫びを申し上げたいと思いますが今後も一生懸命、頑張らせていただくつもりでございます。

中部横断自動車道の仮称、中富インターチェンジからでございますけれども、これからの道路につきましては先ほども申し上げましたとおり、まだ造っていただけるということでは一切ございませんのでその点をご理解いただきたいし、先ほどもおっしゃるように中富インターから市之瀬間のほうが早くなるとか遅くなるとか、そういう議論の段階ではないことをまずお答えをしたいと思います、下部の住民の皆さんも300号から仮称の中富インターへ結ぶこと

によって、富士山へ来るお客さんの西の玄関になるだろうというような意見もございますので、それらも含めて、もちろん三沢・市之瀬間のトンネルも含めて強力に県に要望していきたいなと考えております。

もしできるというような情報を議員さんがお持ちであればその情報を、私はのろまでございますから県に向かって早速お礼にも行きたいなと思いますので教えていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

変なところで変な話が出ましたけども、この三沢・市之瀬間のトンネルがないばかりに旧下部町は非常に苦しい生活を送ってきたということをぜひご理解いただきたいと思います。現在でもやはり旧下部町、下部地区の生活圏は、もともとが西八代ですからどうしても市川方面とか、あるいはその先の甲府方面とかということになっておりまして多くの通勤者が前にも申し上げましたように北川のトンネルを抜けて特に冬季には霜の道を、あるいは雪の道を滑ったり転んだりはないですけども、車をぶついたりしながら何十年も通ってきているわけです。この52号線の住民の方々と下部地区の住民の皆さんと、やっぱり相当な不便さというか、逆にいうと便利さというかそういうものが違っている。まったく言ってみれば非常に苦しい生活を強いられてきたのが下部地区であり、本当はもっと下部町の前の町長さんですとか、そういう人たちが頑張って三沢・市之瀬トンネルを開ければよかったんですけども、今はもうそういう時代ではありませんので、今後は身延町長にお願いして今後のトンネル問題を解決していただきたいなと思います。

下部地区の人たちはこのトンネルの問題をやはり大変重要視しているのと、それからトンネルがないばかりに今の学校統合問題でも非常に苦しい思いをしているということをよく理解していただいて、町長が今後、下部地区に対しても当然、公平・公正な町政を敷いていただけたらと思いますので、今後ぜひそのへんを勘案していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河井淳君）

芦澤健拓君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（河井淳君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の5番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

11番、渡辺文子です。

私は身延町立小中学校後期統合計画について質問をいたします。

まず第1点目、7月31日付け教育委員会から町民への回覧文書について質問をいたします。

この回覧文書は教育委員会は教育的見地から学校統廃合問題を提起し保護者や住民に説明した。保護者や地域住民からいろいろな意見を聞いたが統廃合は避けられないと判断し計画どおり進めるといふことと理解しましたが、この理解に間違いはないでしょうか。教育委員長、お願いいたします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

小学校がなくなれば地域がなくなるというご意見が質問通告にはあったわけですが、駐在所、あるいは農協支所、あるいは郵便局等がなくなったり縮小したりしていく・・・失礼しました。これはのちほどございました。申し訳ございません。そのとおりです。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。まず確認ということで、この判断で間違いはないかということなんです。

この1枚の回覧文書で保護者の皆さんや住民が納得できると考えているのでしょうか。私はまったく納得できないと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

納得していただけるように努力してきたつもりであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

この回覧文書で、今まで22回の説明会をしたり保護者とも文書でやりとりしたりしましたが、この一遍の回覧でこれで住民の皆さんが納得できるという判断をしてこの回覧をまわしたんですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

これはまず保護者の皆さまについては、別の文書で通知をいたしました。町民の皆さまについては、今回ご質問の回覧の文書をお出しさせていただいたということで、これは教育委員会の決定についての報告という形で、意思を固めた以上できるだけ早く、保護者の皆さん、また町民の皆さんにお知らせをしようという判断のもとで出したものであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

ではこれで納得していただくとかなんとかではなくて、一応、教育委員会はこの方向でいきますよ、さっき確認したその方向でいきますよということで、皆さんにお知らせをしたという文書と理解しますけれども、この中で教育的見地から統廃合を提起したとありますけれども、教育的見地とまちづくりは一体で考えていくものだと私は思うんですけども、整合性の問題ですね、これについて教育委員長の見解をお尋ねいたします。

○議長（河井淳君）

渡辺議員、この質問の内容でよろしいですか。 の。

○11番議員（渡辺文子君）

教育的見地から学校統廃合を提起したというふうになっていますので、そこを詳しく聞いたんですけども。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

子育てや住民、町を守る、あるいは町の活性化を進めるといふ部分と学校を存続させるといふ部分についてはそれぞれの立場があって、教育委員会とすれば子どもたちの学校環境をよいものに整備をしていくとそういう見地から人口増、あるいは町の活性化を考えているわけでありまして、その部分を担当してきていると考えています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それが町の行政との整合性が問題になっていると思うんですね。例えばコマのところに住宅の造成をしましたけども、あそこも売り出しをしていますけども、すぐ近くの学校をなくしてしまう。それはやっぱり整合性がないと住民の皆さんがおっしゃるのは当然で、教育委員会は教育委員会で教育的見地からやるのかも分からないけども、そこが行政と一致しないと効果は得られないではないですかね。それを別々にやるということが私にはちょっと理解できないんですけども、そのところはどういうふうにお考えですかというふうに聞いています。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、委員長のほうから教育委員会としては教育的な部分を担当させていただいているというお話がありました。私もそのように思います。町をどのように建設していくか、町をどのように運営していくか、また町民にはこういうことを期待したい、あるいは今後の町はこうあるべきだということは町の総合計画、今、後期計画でありますけれども、この中に謳ってございます。これをもとに町はいろんな分野の施策をしておるわけでありまして。この中に教育分野における今後の方向性もはっきりとした形で謳われておるわけです。そこに学校の統合問題も出ております。これを私どもは実現をしていきたいと、こういう立場で今までやってきましたし、ぜひ実現をさせたいと思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは実現をするのはそうだと思いますけども、ただ、それをつくるときに、その整合性の問題を考えてきちっとつくっているのかどうなのかという、そこが私は問題だと言っているんですね。今までずっと町民の方からもそういう意見を伺って、町のやっていることは整合性がないのではないかと指摘をされています。私もそのとおりだと思って、そういうふうには。だから教育委員会は教育委員会だけのことを考えるのではなくて、町の中の子どもたちをどういうふうに育てるのかというところが教育的見地だと思わすけれども、教育条件を整えるというところで、ただ、それが町の施策と合致していないとなんか変なことになるのではないかなと思わすですけども、なんか明確なお答えをきちんといいたきたいなと思わすですけども。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

子どもが今、しようとしている統合計画はまちづくりの計画に合致していると、私は確信しております。先ほども言いましたように本町の各種計画にもはっきり出ていますし、また議員さんたちの今までの審議の中でも意見書等もいただきました。そういう意味からして明らかにまちづくりに合致していると私は思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私、今まで何回も質問をしてきた中で学校がなくなったときから地域の崩壊が始まると。具体的に廃校が招いた過疎とかそういうNHKの放送の文書とか、それから久那土の地区で古関と統廃合して近隣町村と比べて子どもたちの数がガタッと減っている。そういうような数値を示して、やっぱり学校がなくなったときから地域の崩壊が始まるということをずっと言ってきたんですね。それがまちづくりと合致しているというのは、私はどうもそここのところが理解できないんですけども、そここのところもう1回、教育委員長に具体的にちょっとお聞かせいただきたいと思わす。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

今、教育長が述べたとおりでありまして総合計画の中でまちづくりと、学校教育の方向性については完全に合致していると思っております。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

思っているということではなくて、私が今までのような事実を一般質問の中で述べてきたことと、そことなんかおっしゃっていることが、それはそう思うのは自由ですけども現実にはそういう数値があるし、具体的にお示ししましたよね。そういうことを考えて、どうお考えなのかということをお聞きしているんです。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

子どもが減っていく状況を何にもまして早く解決しなければならない、これがやっぱり学校統合を先行させる、いくつも同時進行しなければならないことではありますが、学校統合を先行させる大きな理由になっています。そういうわけで数値的にも、子どもたちの減る数については示してきたところであります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか理解していただけないみたいなんですけども、そうやって学校をなくすことが地域の崩壊の始まりなんだということを何回も私は言っているんですね。学校を地域からなくすことは地域そのものがなくなってしまう。消滅してしまうことにつながる大きな問題です。学校がなくなったときからその地域の崩壊は始まっている、そういう具体的な例がありますよね。そのことは日本中で起こっていることで各地で証明をされています。

過疎が進み人口の減少を食い止めることができずにいるこの町で、なぜ今、学校の統廃合を進めなければならないのか。学校は地域の拠点です。学校を残して、いかに地域が生き残るかを考えるのが行政の仕事だと思うんですね。実際、近隣町村では学校は地域の活性化の源だと、まちづくりを進めているという町長もいらっしゃいます。そういう意味で今まで何回も言っているんですけども、学校をなくすことはまちづくりとは相反することだと私は思っているし、そういう事実が具体的にあります。そのことについて教育委員長はどうお考えですかということとを再度お尋ねします。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ご質問は小学校を地域からなくすことは地域そのものがなくなってしまうということだと思います。小学校がなくなれば地域がなくなるというご意見でございますけども私はまったくそうは思いません。学校は今の小学校、中学校の子どもたちが学ぶところでございます。地域が衰退するということを、例えば今お話がありましたように古閑地区でのうんぬんということもありました。しかし過去においても例えば駐在所とか、あるいは農協の支所とか、あるいは郵便局がなくなったということがあったと思うんです。このときには、縮小していくというときには声が挙がりませんでした。地域のコミュニティの悪化、まさにそのとおりだったと思うんです。ここにきて私どもがしようとしている小学校や中学校を統合して子どもたちの教育環境をつくっていかうというときに、このしようとしている子どもたちだけの統合を担保にして議員さんがおっしゃっているような地域から学校がなくなることによって地域がなくなってしまうというのは、これはちょっと論点が違うのではないかと私は思うんですがどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

前にお示した廃校が招いた過疎の資料とか、それから保護者がお尋ねをした答えの中にもあったんですけども、学校の統廃合が実行されるということで久那土地区とか常葉地区から引越してしまった方たちがかなりいる。それは知らないというふうに答えたんですけども、

現実にそういう例がありますよね。そのことについては、ではいかがですか。それが崩壊の始まりではないんですかね。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

そのことは私は存じません。これ以上、申し上げられません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

存じませんではなくて、保護者の方たちの質問の中にそういう質問があったんですね。それは知らないというようなお答えだったんですけども、今もその見解で間違いはないんですか。相変わらず知らないということですか。いいや、古閑ではなくて久那土の地区の統廃合を・・・。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

知らないというのは、私すごく無責任だと思うんですね。やっぱり自分たちが出したそのことによってどういう影響を与えるのか、住民や保護者や子どもたちがどういう思いでいるのかということをしっかり把握していないから、そういう知らないなんて無責任な言葉が出るのではないですか。実際に常葉の地区でとても遠い中学校に通うことができないということで、お話を聞いた方は出て行かれたということを知ったんですね。久那土でもそういう話を聞いています。実際そういうことがあるにもかかわらず教育委員会はそれを把握していない。そこが私は問題ではないかなというふうに思うんですけども。教育委員長は。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

お答えします。

学校統廃合の問題を契機にして出て行かれた方がいらっしゃるということですが、そのようなことを私たちがどのような状況で把握すればいいのか、その方法がまず分かりません。転出していく方がいらっしゃるかもしれませんが、それを事前に把握する方法もございませんし、現にまだ学校統廃合が決まっていない状況で出て行ったということは、前々から出て行く準備をなさっていたのではないかと普通はそう考えるのが妥当だと私は思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはどう考えようが自由ですけれども、実際問題そういうことで出て行ったとお話を聞いているんです。それでやっぱり地域の方たちがどう思っているのか。保護者や子どもたちがどうなのかという把握が私、弱いと思うんですね。それは自分たちが計画したものを進めるといってはそれはそれで大切なことだと思いますよ。でもそれを本当に子どもたち、地域のため、みんなのためになるのかどうなのか、そうだから進めていらっしゃるんでしょうけども、だから住民の皆さんの声や、子どもたちやいろんな意見を聞く必要があるのではないで

すか。突っ走ったっていい結果は得られないと思いますよ。そういう人たちの声を聞いたりいろんな声を聞く中で、本当にやっていることがどうなのかというところに立ち返る。そういう必要があると思うんですね。

ここに前の同僚議員の質問にもありましたけども、子どもたちからの手紙があって、議長宛てということでコピーもしていただきました。町長とか教育委員長さんに対して子どもたちが切実な思いをどうしても言いたいということで、子どもの本当に純粋な気持ちから出してきましたよね。この手紙を教育委員長さんはお読みになったのでしょうか。教育委員長は見ましたかと言っているんです。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

宛て先が教育長でしたので、私は見ていません。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

あまりにも無責任ではないですか。教育長に出したって、教育委員会、同じでしょう。その長の教育委員長が子どもたちのこういう思いが出たと思ったら真っ先に見るのが普通なんではないですか。前期統合計画のときにも下山中学校の子どもたちが手紙を出したという事例がありましたけども、やっぱり子どもたちの思いというのをきちっと受け止めた中でいろんな判断をしていかないと、いくら子どもたちのため、教育的見地からといったって、それは私は本当に子どもたちのためにはならないんじゃないかなというふうに思うんですね。そのところはどいうふうにお考えですか、教育委員長。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

読まないことが子どもたちのためにならないというふうには思っていないです。時間的な経過があってまだ読ませてもらっていませんけども、しっかり読ませていただきたいと思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

行政として一番大事なことは、やっぱり住民の方たち、そして当の子どもたちがこの計画についてどいうふうを考えているのか、そのことを知ることでないんですか。自分たちの計画だから一方的に進める。そうではなくて、では住民の皆さんはどいう思いを持っているんだろうか。そのところを吸い上げながら計画を進めていくということが大切なんではないでしょうか。どいう観点があったならば手紙なんてどいうのは、私は真っ先に読むべきだと思うんですけども、その気持ちが大切ではないかなどいうふうに思っているんですけども、そこについて教育委員長はどいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

ご意見として十分承っておきたいと思います。

先ほど言いましたように昨日から議会が始まったわけで、たぶんおとといぐらいにいただいたものだと思うので、読ませていただく時間がなかったということをまず申し上げたいと思います。

それから前もって子どもたちの意見を聞くということにつきましては、いろんな問題があるというか、判断力の問題等も含めて子どもたちから意見は取らないということになってしまったので、そのことは前にたぶん説明会のところで申し上げてきたと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私、一般質問の中でも当の子どもたちの気持ちをやっぱり聞いてほしい。親たちもそういう願いを持っているんです。そういうのが実現できないから、子どもたちがなんとか自分たちの気持ちを伝えようということ、自然発生的に手紙を出そうということになったんだと思うんですね。やっぱり子どもたちの気持ちということ、判断能力がないではないですよ。きちっと判断していますよ。この手紙の多くの内容はなぜ今、統合しなければならないのか分からない。統合はしないでくださいと訴えています。当の子どもたちも保護者も地域の人たちもなぜ今、統合しなければならないのか、そのことが分からない、そう言っています。つまりどこに対しても明確な統廃合の理由を語っていないということなんではないでしょうか。

ここで改めて伺います。

なぜ今、統廃合をしなければならないのか、お聞かせいただきたいと思います。教育委員長、お願いします。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

繰り返しになりますけども、子どもたちの状況自体は先ほど言いましたように現在、身延町小学校7校のうち複式学級6学級、持っていますね。つまり国の基準等でいきますと本当は12学級あるはずですよ。それが今、現状6学級という状況があるわけです。複式解消は現在やっておりますけども、手立てをしなければ6学級もある、そういう状況が今あるわけでありまして、これをなんとか早く解決したい。第一番に解決していきたい。それで今、急いでいる、そういう状況です。そのことを散々申し上げてきたところでございまして、それが急いで、今やらなければならない大きな理由の1つであります。

それから1中3小の問題につきましてはすでに議会で決めていただいて、それから3年も経過して、それが理由の2つ目であります。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちの手紙にもあったけども、子どもたちは本当に生き生きとした学校生活を送っているんですね。それは、数は少ないかも分かりません。でもそれ以上にお互いに思いやりな

が仲良く学校生活を送っているんです。それを数が少ないという一方的な理由で、子どもたちが統合しないでください、保護者も子どもたちやこの地域のため、そして地域の人たちは子どもたちや地域や町のためにも今なぜやるんですかという、そういう声が聞こえている中で人数が少ないから、それだけで早く統廃合しなければいけない、その理由が私にはよく分からないんです。ということは、今、進めている学校教育は本当に子どもたちのためになっていないということなんでしょうか。だからちゃんとした大きな学校の中で子どもたちの教育をするほうが子どもたちのためというふうに思っているということに理解を私はするんですけども、それでいかがですか。

○議長（河井淳君）

渡辺君。質問の内容が教育委員会から町民への回覧文書についてという題での質問になっていますが。

○11番議員（渡辺文子君）

だから、その回覧文書で教育的見地からこういうふうに提起して今までやってきたと。それに対して言っているんです。

○議長（河井淳君）

質問に書いてあることを。

○11番議員（渡辺文子君）

いちいち質問に書かないと質問できないんですか。趣旨は合っているではないですか。

○議長（河井淳君）

この書いてある趣旨の内容を見ますと、後期統合計画そのものに対する同意・不同意うんぬんとありますよね。そこについての教育委員会の見解を聞こうとしているわけですよ。その部分についての質問をお願いします。通告してある部分の質問をお願いいたします。

○11番議員（渡辺文子君）

だから回覧文書でこういうふうに出ているから。これについて一言一句、全部書かないと。

○議長（河井淳君）

質問すべきことを提出していただくということになっていますので。通告に従った質問をお願いいたします。

○11番議員（渡辺文子君）

私は従った質問だと思っているんですけども。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

先ほどの、議長さんのお話の前の質問にお答えしますと現在、身延の各学校で行われている授業、教育に対しては非常に素晴らしいものだと思っています。特に今、一番問われているコミュニケーション能力、教育課程の言葉を使えば言語活動について、各学校、非常に熱心にやっただいて、これは小規模という問題を越えて一生懸命やってくれています。

ですが、例えばコミュニケーションというのはまさに大勢の相手があればあるほど、そういう能力が高まる部分もあるわけでありまして、そういう点で適正な人数の学級があれば、これはさらにこの部分については伸びるだろうという思いを持っています。そういう意味でも統合が必要だというふうに考えています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

さらにということなんですけども、今本当にどこの学校でも素晴らしい教育をやっていると思うんですね。小さいながらもやっぱり子どもたち一人ひとりが主役になったような教育がされていると思うから、だから子どもたちが楽しく学校生活を送っていると思うんですね。いろんな問題はあるのかも分からないけども、一般的にやっぱり楽しいというふうに子どもたちが言っているわけだから。そのところをなぜ大きくしていかなければいけないのかというのが分からないし、それから8月31日に山梨日日新聞で早川町教育委員会で「小さいけれど笑顔は大きい」という新聞に掲載をされましたけども、これをお読みになったでしょうか。小さいけれども、日本一人口が少ない町の素敵な学びができる学校ということで少人数でもこんなに素晴らしい学校で教育しているんだということを早川町の教育委員会は自信を持って、こういうふうに出してくれているんですね。少人数でもやっぱり素晴らしい教育をしているのに、なぜ今、統廃合をしなければいけないのかと。子どもたちも地域も保護者もそのところを聞きたいというふうに思っているけどもなかなか住民の皆さんに理解できるようなお答えがない。私はそういう住民の皆さんの代弁者としてここで、私自身も分からないので納得できるお答えをいただきたいということで質問をしているんですけども。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

早川町につきましては、私も2小1中ということで大変児童生徒を集めるのにご苦労なさっていると承知をしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり日本の学校制度というのは40人学級が基本であって、県のレベルでいけば35人、そして請願で紹介議員の方々が出してきたものであれば30人以下を求めるということでございますけども、この場合、30人以下ということまでは分かります。ただ、1学級ではなくて1学年が1人、2人という状況が好ましいかという、これは必ずしも好ましくないと考えます。ですから議員さんは何人であればよいのか、1人でも構わないというふうに思っているかもしれないかもしれませんが、教育委員会はそのような状況に陥ることを未然に防ぎたい。今の段階できちんと統合を進めていきたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

私何人であればいいなんていうことを答えられるわけがないではないですか。そうではなくて学校の統廃合というのは私、前からも言っているんですね。保護者や地域の方たちが、もうこれでは困るよと。そういうときにはじめて俎上にのってることが一番いいのではないのでしょうか。まだまだ残してほしい、そういう思いがいっぱいある中で、なぜ強引に押し進めなければいけないのか分からないんですね。だからもっと説明をきちんと丁寧にする必要が、前の同僚議員の質問にもありましたけども、子どもたちや地域や保護者の方たちにまだまだ不安や不満とかいっぱいある中で、一方的に7月31日にこういう回覧を出した。これではやっぱ

りあまりにも不誠実ではないかなというふうに思うんですね。もっとやっぱり本当に自分たちが自信を持って進めているんだったら、こういうことで進めていますということをもっと地域に入ったり、保護者の人たちに文書のやりとりではなくて、きちんとして説明するような、誠実な対応ということが求められていると思うんですけども、それが全然、見当たらないんですよ。だから町民の皆さんも不信感や不満やらがあって、それでこの紙切れ一枚が来たというところで本当に私たちが馬鹿にしているという声が本当に多く出てきているんですね。私もそう思っています。この紙切れ一枚で納得してくれなんてとても無理だし、もっともっと、やっぱり町の存続にかかる大きな問題を今、論議しているわけですから、住民の皆さんに、全部が全部納得するまではいかないでしょうけども、そういう働きかけをすること自体が必要ではないでしょうか。このことについて、教育委員長どうでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

紙切れ一枚という激しいお言葉をいただきましたけども、先ほど来お聞きしていると教育委員会は実に一方的で無責任で住民・保護者の方を無視して不誠実だという言葉が盛んにお使いになりますけども実情は紙切れ一枚ではありません。紙切れ一枚は報告です。この報告に至るまでの経緯があるあったわけです。10年以上の経緯があったわけです。旧下部町のことも申し上げたいわけですが、のちほど申し上げるかもしれませんが、旧下部町の議会の中でも平成8年、12年ごろに統合問題があったということは議員さんもたぶんご承知のことだと思います。紙切れ一枚でかたをつけたというのではなくて、今までの経緯に基づき決定したことを単に再度事実として報告しただけです。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

では事実として報告して、あとは住民の皆さんに説明なりなんなりするということですか。ちゃんとした説明をするということで理解していいですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ですから今までの経緯があって、この報告を出したということです。教育委員会のスタンスが変わっているわけではありません。変わっているわけではありませんけども、再度、今までと同じように教育委員会は統廃合を進めさせていただきますということを申し上げたわけです。ただ、それに先立つことを昨年春先には説明会を何回もいたしましたし、894人の方にもおいでいただきました。保護者の方々にも説明をしました。そして見解も出しました。保護者の方々とは今年に入って80項目、31ページにわたる回答文書をお読みいただきました。ですから、いきなりこれが出てきたというわけではありません。十分な説明は果たしてあります。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

22回の説明会をして、そのあと住民の皆さん、いろんな意見が出ましたよね。不安や不満。それに対して何の対処もしないで、いきなりこれが出たと普通は思うのではないですか。では、なんか対処はしたんですか。それは保護者の方たちにはそういうやりとりがあったかも分からないです。住民の皆さんに対しては何かやったんでしょうか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

住民の皆さまに対する説明責任をまったく果たしていないというふうなお言葉でございますけども、私の考えですけども昨年の4月に入って全戸に後期統合計画を配布しております。それから説明に入っていったわけなんですけど、説明を果たしていない、これからどうするんだという議員さんのご質問のほうは私はむしろいぶかしいような気がいたします。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん後期統合計画の冊子は各家庭に配られました。そのあとそれを持って説明しましたよね。その中でいろいろ出たでしょうと私は言っているんです。そのことに対してお答えが何にもなくて、そのままにしていきなりこれが出たんです。だから住民の方たちもこの紙切れ一枚で済むのか、そういう怒りの声が挙がっているのは当然だと思うんですけども、なんか対処したんですか。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

住民説明会、保護者説明会等を22回行う中でそれは昨年5月、6月でございましたけども、そのいただいたご意見等を総括する形で見解というものも、これも全戸に配ってあると思います。ですがそれ以降、しばらくは住民の方々がいろんなことをおっしゃられたということは特にございませぬ。もちろん久那土小中学校の保護者会は別にしてもですね。下部地区の皆さんが最近になって、統合に対して反対をなさる立場の会を発足したということは承知しておりますけども、それも極めて最近のことであると承知しております。ですから、かなり相当ブランクがありました。私たちは絶えずはじめから地域の皆さんからご意見をいただいてきたわけではございません。その間、相当なブランクがあったのは事実です。ここにきて教育委員会が今までどおり粛々と事務を進めている中で9月の定例会に議案を出そうと思っていたわけなんですけど、そういう動きに対して住民の方々もそれを契機にといいますか、声がやはり大きくなってきていると思っておりますが、いずれにしても十分な期間は置いたと教育委員会は思っております。昨日決めたから今日、では議会に出すとかそういうことをしてきたわけでは絶対ございません。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

久那土の保護者会とか、それから常葉の地域の人たちとかそういう団体としてはあると思うんですね。ただ、住民の声として組織化されていない住民の声というのを私たち議員は聞いているんですね。その中でその教育委員会のやり方がおかしいというのはどこでも出ているし、これは下部だけではなくて中富や身延地区の方たちからもそういう意見が出ているのを承知しているんですね。だから教育委員会は十分にやったというふうにおっしゃって、説明責任を果たしたとおっしゃっているけども、受ける住民の方たちはそうは思っていないんですね。そのところのギャップをどういうふうに埋めるかということで、やっぱりもっと説明を私にするべきだというふうにさっきも言ったんですけども、今の状況で十分やったんだからもうこれ以上やることはないというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

先ほど課長が申しましたように22回の説明会のときにいろんな意見が出ました。このことについては全体を総括する中で見解を出しました。したがって町民の声にはお答えをしていると思います。また今後、例えば説明会なり、今、議員さんがおっしゃったような形でやるつもりはあるのかどうかというようなご質問だと思うんですけども、教育委員会では慎重審議の結果、これは進めるべきだという結論を出しました。それを回覧というような形でもうお示ししてあります。その理由は今まで話しましたように論議は尽くされたと私どもは思っています。いろんな意見が出たことは事実です。それらも全部、私どもは受け止めています。また先ほどの議員さんからのお話にもありましたように今後どうしていくんだということでありますが、これらは今後、統合に向けた検討会が何回か開かれますので、引き続いてご意見を聞いていくと。またいろんな方の意見を聞くという機会をもっていきます。このように思っています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

統合を決定してから意見を聞くのでは遅いんですよ。統合を決定してから意見を聞くのでは遅いんだと思いますよ。教育委員会は論議を尽くしたとおっしゃっているけども、今日だって一般質問を6人中4人ですよ。統廃合について。そして住民の皆さんの中にも論議を尽くしたと思っている人たちがいると思いますか。これで十分だと思っていると思いますか。そうではないからいろんな不安や不満を抱えて皆さん、運動しているのではないですか。私のほうにもいろんな意見が入ってくるのではないですか。私はそういう皆さんの声を代弁してここで言わなければ私の仕事は終わらないんですよ。その方たちが教育委員会はいくら言っても自分たちの声が届かない。「なぜ届かぬ保護者の願い なぜ響かぬ地域の声」と久那土の人たちが会報に載せていましたけども、私これを見たときになるほどというふうに思いました。私たち議員の声すら届いていない。もう教育委員会は進める、何があっても進める、それで住民の声や保護者の声や子どもたちの声を聞こうとしないではないですか。もっともっと柔軟に、それは行程表があるかも分からないですけども、今一番大事なのはやっぱり住民の皆さんの声を聞く。それを反映させることだと私は思うんですね。これを何回ここで言ってもなかなか聞いていただけないというのは、私としてはすごくつらい思いなんですけども、でもやっぱり住民の皆さま

んの声を代弁しなくてははいけない。多くの方たちがそう思っている、そういう声を私は代弁するしかないですから、もっともっと住民の皆さんと話を、住民の皆さんも話をしたいと言っているんですよ。説明を聞きたいし膝を突き合わせて話をしたいと言っているんですよ。なぜそういう思いに応えられないんでしょうか。本当にやっていることがこれでいいというふうに思うんだったら、自信を持って住民の中に入っていけるはずではないですか。そして保護者の方たちにしたって文書でやりとりする、それはあまりにも誠意がないやり方だと思います。もっともっと何十回やりとりしたって、顔を合わせて話をしないと理解できないことっていっぱいあるではないですか。そういう保護者の方たちも、前にも私、言いましたけども保護者の方たちは来てくださいと、いろんなところからそういう要請があったではないですか。どうしてそういう声を無視されるようなやり方をされるんでしょうか。教育委員長。

○議長（河井淳君）

教育委員長。

○教育委員長（望月忠男君）

まったく無視をしているとは思っていません。前も何回も同じような答弁をしてきたと思いますけども、文書によるやりとりについても齟齬のないように、正確を期すために行ったと捉えていますので、これはこれで十分、私どもの考えを伝え、あるいは住民の方の意見も伺ったと捉えています。ですから無視をするということはないと、また長い間かかってここまで、議会に提案するところまでやってきたと考えています。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは教育委員会の捉え方で住民はそうは捉えていないんですよ。もっと話をしたい、説明してほしい、そう言っているのになぜできないんでしょうか。なぜそういう思いというのは届かないんでしょうか。私はそれが不思議で仕方がないです。後期統合計画についての同意・不同意を保護者にさえ取っていないということが、いろんな、今までの午前中の審議でも本当の後期統合計画そのものについての同意・不同意というのは、本当の意味で取っていないということが分かりましたよね。この後期統合計画は町の将来に本当に影響を与える大きな問題です。住民に今までみたいに22回説明会をしたけども、教育委員会はこういう見解ですと出しただけで、住民にこの問題について意思表示をする機会を与えないということはやっぱり住民の権利を奪うということになると思うんですね。せめてやっぱりその声を聞いたり、教育委員会の見解を話をしたり、そういう中でやっぱりこの町に住んでいる者としていろんな主張ができるんじゃないかなと思うんですけども、それが全然なくて、保護者ですら後期計画の同意・不同意もきちんとした形で取らなかった。これはやっぱりこの計画は大きな問題を抱えているというふうに私は思うんですけども。教育委員長。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今の質問にお答えいたします。

このままだと保護者や地域住民の意思表示をする権利を奪うということの質問だと思うんですけども、誰が奪うのでしょうか。住民の法的な権利を奪うということは、そんなことはでき

ないと思うんです。もうすでに議員さんもお承知のように、いろんな形で意思表示をしているではないですか。また住民にはいろんな法的な訴え方ももちろんあるんですけども、われわれはその権利を剥奪したり、またそのような権利を行使することができなくするようなそんなようなことをこれっぽっちも思っておりませんし、また過去にもそのようなことはいたしておりません。

すでに久那土、あるいは下部地区では会が立ち上がり何回か私どもに要望書等も出ていないですか。したがって権利を奪うというような、これはちょっと言葉が違うと思います。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

法的な権利ということではなくて、ここに住んでいる人たちがいろんな問題を一緒に考えたり、意思表示をするそういう権利なんですね。町はやっぱり町民との信頼関係の中でまちづくり、協働のまちづくりを進めていくと思うんですね。ここに住んでいる住民がいろんなことに対してやっぱり意思表示をする機会がないということが問題だと思うんです。そういう法的な権利ということではなくて意思表示、会として聞くとかという問題も1つあるけども、一般の住民に対してそういう機会をつくるべきではないかなということをおさきからずっと私、言っているんですけども。

○議長（河井淳君）

学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺明彦君）

ですからこの10年来、住民の方々の代表に適正配置審議会等に入らせていただきまして慎重に審議してきた結果が今日に至っているわけです。住民の方々につきましても今、教育長が申し上げたとおりさまざまに自分たちの意思を表示することは、それはできるわけです。いろんな書面をもって私たちに要求を出すとか、もっと突き詰めて言えばそれを広く町民の方々に配布して自分たちの主張を知らしめるということもできますし、住民には直接請求なり住民投票なり、あるいは普通選挙において同じ考えを持つ皆さま方議員を選出するなど民主的な意思表示を行う権利はいくらでもあります。私たちがそれを奪うなんてことができるわけがないではないですか。その住民によって議会議員は直接公選され議会を構成し、この議会において住民の意思が反映されることになっています。議員は選良です。ご質問の内容は地方自治における議会の議決権を自ら軽んじているものだと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

さっきから言っているように住民の方たちとか、そういう保護者の方たちとかそういう人たちが集会をしたり、そういうことはあると思うんですね。そうではなくて普通の一般の人たちが、ここに住んでいる人たちが意思表示をする場がない。そういう機会を、だから22回の説明会をしたあと、そういう機会がなかったではないですかね。そのことを言っているんです。

もういいです。いくら言ってもこれはもう平行線なので時間もないですから。住民説明会や

保護者から教育委員会に対して多くの不安や不満が出されました。これを全部無視して結論を議会に持ってくることは住民に対しても議会に対しても不誠実な対応だと私は思っています。この31日の回覧の中で、今後学校統合についてその可否を議会の議決に委ねるべく条例改正に向けて取り組んでまいりますとありますけども、やっぱり教育委員会は教育委員会の仕事をきちっとした中で議会に委ねてほしい。それが私はまだ、きちんと仕事をしていないように思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員さんのご質問の趣旨には承服を致しかねます。これまで行ってきた保護者、また地域に対する説明会、保護者への回答文書の内容も議員さんは承知をしていると思います。それを棚に上げて議会に対しても不誠実であるという根拠は一体なんでしょうか。23年9月に議会でも1中3小と決議をしたではないですか。1中3小の統合計画を推進する教育委員会を3年経った今でも不誠実とおっしゃる、その理由が分かりません。私たち教育委員会はぜひとも渡辺議員さんから検討に値する、学校統合に関する具体的な提案をいただきましたかったわけです。すでに遅きに失しています。ただ住民の声をもっと聞くべきだ、あるいは誠意を持って対応すべきだとおっしゃいますけども、私たちはすでに各保護者の皆さま、あるいは町民の皆さまの意見は承ったというように、先ほども言いましたように理解をしておるわけです。したがって、もうすでに議論は尽くしたので、これは最終的な議会の決定しかないということ結論としているわけです。

以上です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

議論は尽くされたと教育委員会はそう思っていらっしゃると思いますけども、住民はそういうふうには思っていないんです。それでもう時間がないから、ちょっと最後まで質問はできないんですけども、同意・不同意を取って不同意の保護者の方たちにもなんの調整も説明もなく、そしてこういうふうには決定した。それはあまりではないですかね。それは本当にやることをやった、教育委員会のやることですかね。私は違うと思いますよ。せめて不同意を出したところに、同意にしたっていろんな思いがいっぱいあの中に詰まっているではないですか。そういう不安や不満に対して、教育委員会はきちっと応えてから結論を議会に委ねるべきだと思うんです。それを中途半端にして、まして不同意を出した保護者には紙は出したかも分からないですけども、きちんとした調整とか、調整すると言っていましたよね。不同意が出た場合には調整するというふうにおっしゃったけども、その調整もしないし説明もないままに、ただその結論を出してしまった。そこが私は問題だというふうには思っているんですね。

○議長（河井淳君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、調整という話が出たんですけども、これは説明会でも申しましたように同意・不同意のいろんな意見が出たら教育委員会はこれを調整する。要するに委員会の中で、いろんな意見

がある中をどのような方向に導くべきかということを審議をして調整をしていくんだと、そういう意味です。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうしたらそういう経過をきちっと保護者に伝えるべきではないですか。保護者は調整をするというふうに言っているから、その意見をちゃんと調整してくれるというふうに思っているんです。だから文書なんかでやりとりするから、そういう誤解が生じるんです。きちっと目の前にして説明をしないから、その同意・不同意にしたって誤解を生じることになるんですね。やっぱりもうちょっと教育委員会は住民の声を聞く、その姿勢に立ってきちんと進めてもらいたいと思います。今はもう時間がないですから、なんか今まで私、いろんな提案をしなかったというふうにおっしゃっていましたが、毎回、議会のたびにいろんなことを私、言っていたつもりです。それを聞いてくれなかったのは教育委員会だというふうに私は思っています。これ以上言ってもあれですから、以上をもって私の質問は終わります。

○議長（河井淳君）

渡辺文子君の一般質問は終わります。

次は通告の6番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君、質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○3番議員（田中一泰君）

3番、田中一泰です。

通告によりまして質問をいたします。

今回は防犯灯、街路灯のLED化に対する補助制度、そしてもう1点、子育て支援策の充実の2点について質問をいたします。

まず防犯灯のLED化です。現在、各区などで負担している防犯灯、街路灯などについてですけれども、節電、省資源、そして明るさを確保し防犯対策の向上のために蛍光灯からLED化への必要があります。またそれをすることによって、区民の負担の軽減としてもLED化は効果的に思われます。町として交換工事、そのLED化に対しての補助制度を考えているでしょうか。

試算によりますと現在、防犯灯1灯あたり大体40ワットの蛍光灯ですけれども1カ月315円かかります。LED化にすることによって10ワット、1カ月148円という電気料になるんですけれども、かなり大幅な節減が図られることとなります。

一例ではありますが今、実際にある区では防犯灯を27灯、設置されています。現在の費用で試算をしますと電灯料と蛍光灯の維持管理費を含め、そしてLEDはLED器具を付け、そしてLEDに更新し、そして新しい電気料を計算に入れまして10年間の差額を計算しましたら蛍光灯の電気料と器具交換の費用を入れますと124万770円。それに対してLEDの器具を付けまして、そして電気料を払うと91万3,330円になり10年間で32万7,440円の節約になるという試算が出ました。LEDの変更の工事費用だけを見ますと6年ほどでその費用が回収できるという。あとは電気代がずっと安くなるというような状況になると

ということです。

ただ単に、先ほど言いましたように40ワットの315円、10ワットの148円という、その電気代だけを考えると10年間で50万円以上の節約になるということです。これが今言いましたように1つの区のことですけれども、町全体で考えればかなり大きな効果が期待できると思います。そしてLEDによって灯りも明るくなり安全性も向上できると思います。

このような状況で電気代が、基本的にはこのへんは東電に払うわけですが、この節約した部分は、本来その節約ができなければどんどん町からお金が出ていく。しかしその節約した部分は、実際は町というか町民がお金をそこで稼ぎ出したと同じ効果が表われる。そういう意味で投資的支出であると思われるので町民、区民の負担の軽減、そして町自体の省資源、そして防犯の一層の向上ということも考えまして、ぜひとも町としてLED化の促進の検討を考えていただきたいということですが、町民の考えをお聞きいたします。

○議長（河井淳君）

総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは、お答えいたします。

町におきまして平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で電力不足が表面化して以来、本町におきまして各施設に応じて白熱灯からLEDライトに変えるなど消費電力の抑制に努めておるところでございます。

ご質問の街路灯、防犯灯のLED化については今年度の区長要望の中にもいくつかの区からLED化の要望が挙がっております。これについては、夜間における各種犯罪を未然に防止することを目的として行う防犯灯建設事業に対して、身延町防犯灯建設事業にかかる補助金交付規則により事業費の2分の1を限度として予算の範囲において補助金を交付することができますので、この補助金交付制度によりLED化の推進を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

そういうことでLED化をますます促進していただきたいと思います。

それでは続きまして2点目ですが、子育ての支援による充実に対する現在の状況とこれからの目標とかを聞きたいと思います。

現在、人口減少等、少子化の急激な進展に対する対策が求められています。若者の定住促進のためにまずは子どもを産み子育てしやすい環境の整備と町および地域住民の支援、バックアップという体制が大切だと思います。町としての取り組みと基本的な考え方について、どう思っているのでしょうか。

たしかに子育てに対する補助、支援は金銭的にもいろいろな支援策が実施されていることはよく分かっています。ただ実際にその支援が若い人たち、そして子育て中の親が望む支援、よりきめ細かく有効に求められている支援策ができているかどうかということをよく検討してもらいたいと思います。

金銭的な支援はたしかに助かりますけれども、本当に子どもを育てる中でこうしてもらいたいというものに沿った施策が求められているのではないかと思います。子育ての環境とおよび

教育の環境、教育の質、身延ならではの教育をしているよということ、そして今現在、子育てをしている人たちが本当に身延の町にいてよかった、みんなが支えてくれているというふうに思われることが大切だと思います。

一例ですけれども、例えばこの間、議員研修で長野の南箕輪村に行ってきましたけれども、そこは県内でも人口が増えていると。唯一のところだというようなことを聞いてきました。その中でもやっぱり子育てに対する支援をいろいろ充実させているというような話を聞いてきました。そういう中で今、保育料などについても順次、率を下げているということを続けているそうです。身延においてもそういう保育料、一番身近に負担になるところなんですけれども、保育料の基準額についても努力をして、なお一層の補助を検討してほしいと思います。そういうことによって、少しでも子育て世帯の負担を軽減することが大切ではないかと思います。

まず抽象的な表現ですけれども、安心して子育てできる支援体制、環境を整えること、そして若い親に信頼される取り組みというものを実行していただきたいと思います。

今、行われている学童保育のより充実した子どもたちのゆとりある環境の整備、そして保育時間の問題等、本当に求められている時間帯、保育をしてもらってよかったと思ってもらえるような対応などについての取り組みについてもお聞きしたいと思っています。

とりあえず、今のところで回答をよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

それではお答えいたします。

わが町の総人口は住民基本台帳によりますと今年8月1日現在で1万3,720人であり、そのうちの14歳以下の人口は980人であります。また合併した翌年の平成17年4月1日現在では総人口が1万7,182人であり14歳以下の人口は1,640人でありました。率にしますとおよそ10年間で総人口は20.1%の減、14歳以下の人口は40.2%減とわが町にも人口減少と少子化の大きな波が押し寄せております。この減少はわが町だけではなく全国的に大きな社会問題となっております。

そうした中で国では急速な少子化や待機児童問題など子育てにかかる課題を解決するため幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度を平成27年度から始める予定です。

身延町ではこの新制度の事業実施のため、5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を身延町子ども・子育て会議を中心に現在、策定中であります。計画には学童保育教室の充実も含め子育て支援に関する諸事業を盛り込む予定であり、地域の実情に即した実効性のある内容にしていきたいと考えております。

先般、田中議員はじめ町議会議員の皆さまにお配りしましたアンケート調査報告書は町内の子どもを持つ保護者の方々からお寄せいただいた子育て支援に関する質問に対する回答を集計したものであり、本計画を策定するための基礎資料として現在、活用しているものであります。

このアンケートによりますと子どもの看病のために仕事の休みが取れない、あるいは取りにくい状況にある保護者のためのサービスや就業形態の多様化により、休日の保育を望むことがあるなど子育て中の保護者の方々が見る子育て支援サービスは、まさに多岐にわたるところであります。学童保育教室もその1つで、当町では町内の5カ所を実施し登録児童数は197人

で1カ所の1日平均利用者数は25.6人であります。先のアンケート報告書におきましても保護者の方々から、この事業により安心して仕事ができると好評をいただいている事業であります。

学童保育教室は実施要綱により午後6時までと規定されており、保護者の方には原則としてこの時間内に迎えに来ていただくようお願いをしております。また就労の都合などやむを得ない事情のある場合にはその都度、状況に応じて対応をしているところであります。

さらに町では今年度から新たに病児・病後児保育事業と町立保育所における土曜日の一日保育を実施いたします。年度の途中からではありますが、子育て中の方々の就労支援のため大きな役割を担ってくれるものと期待をしているところであります。

町といたしましては厳しい財政事情の中ではありますが、今後も子育て中の保護者の皆さんがより働きやすい環境となるように子育て施策の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（河井淳君）

田中君。

○3番議員（田中一泰君）

今言われました25年度の子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートを見せていただきましたが、その中でちょっと気になるところがありまして、このお子さんの子育てに関して気軽に相談できる先はという問いがありましたけども、それに対して保健所、子育て支援施設、自治体の子育て関連窓口とかは民生委員とか児童委員、ここの数がすごく少ないんですよ。だからおそらく体制は整えてあると思うんですけども、そこが結局、利用しにくいのか、時間的なこととか堅苦しいから行けないのかということが当然あると思うんですけども、そここのところをもっと利用しやすいように、たぶん行政のほうからそういう親たちのところに踏み込んでいくというような対応が必要ではないかなと思います。だからその公的支援がもっと、行政でちゃんと支えてくれているよというふうに思われるようなことに取り組んでもらいたいと思います。

そして今、身延の中を見ても気軽に集まる場所というのはなかなかないですよ。そういうものをこのアンケートの中にもありましたけども、子どもの親の交流場所の設置希望というのがありますけども、こういうものも町ではぜひつくってもらいたいなと思います。それは公民館とか図書館とかありますけども、もっと自由に使えるところという、申請をして許可を受けて使うということではなくて、自由にいつでも使えて、そしてそこでお茶を飲みながらでも話をするというような場所をぜひ考えていただきたいなと思います。

まちなかですとファミリーレストランとかあいうところがあって、友だちとこういうふうに長く話をするという場所もありますけども、あいにくこの地域は本当にありません。そういうものをぜひつくってもらいたいなと思います。

先ほどの学童保育についても現に時間外になるお母さんたち、親にはそれなりに対応しているということですけども、ぜひそういうことを続けていってもらいたい。本当に困って、どうしても、親にすれば少しでも早く子どもさんのところに帰りたいということは当然だと思うんですよ。ただそれができないときにちゃんとその対応をしてくれているという安心感、そういうものが行政に対する若い人たち、町民の信頼感につながっていくというように思います。その時間で何時から何時までだよと切らない、できるだけ対応していくというようなことを続

けていってもらいたい。そして問題を掘り起こしていく。何も言われていないからいいやではなくて、困っていないかな、どんなことがあるかなということで行政が、行政というか、そういう支援の課の人たちはもちろんですけども、町全体の中でそういうものに踏み込んでいくような行動をしてもらいたいと思います。

この少子化については本当にこの町の存続がかかっていることで、子育て支援課だけでは到底対応できることでもないし、本当に全体で子どもを育てている親たちの力になっていかなければいけないと思います。特にその人が住んでいる地域の隣近所との関係がうまくいくということが大切で、そこに住んでいることが苦痛でないこと、幸せを感じられるような状況をこれから目指して、町もその地域も協力していかなければいけないというふうに思います。

子育てについては本当にこれから大変な問題ですけども、やりがいのあるところだと思えますのでこれからの町の将来に本当に関わっているところですので、ぜひ今まで以上に頑張っ  
て良い町にするようによろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（河井淳君）

田中一泰君の一般質問は終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これもちまして、本日は散会といたします。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立を願ひます。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時35分

平成 2 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 8 日

平成26年第3回身延町議会定例会（3日目）

平成26年9月 8日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 同意第1号 身延町公平委員会委員の選任について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(20人)

町長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者	笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長	佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長	村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長	遠藤庄一	教育長	鈴木高吉
学校教育課長	渡辺明彦	生涯学習課長	高野博邦
福祉保健課長	穂坂桂吾	子育て支援課長	佐野昌三
建設課長	竹ノ内強	産業課長	千頭和勝彦
土地対策課長	佐野勇夫	観光課長	柿島利巳
環境下水道課長	深沢香	水道課長	望月真人

5.職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わし、始めます。  
ご起立を願います。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまでございます。  
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。  
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。  
なお、望月教育委員長から欠席の申し出がありましたので報告します。  
質疑に入る前に第1日目の議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）の説明について、深沢環境下水道課長から追加の説明があります。  
深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

おはようございます。貴重な時間をありがとうございます。  
4日の本会議におきまして議案第72号、歳出の説明において上之平地区維持管理費、11節需用費の14万8千円ならびに議案第73号、歳出の角打丸滝下水道事業維持管理費、11節需用費の15万8千円の説明をいたしました。  
それぞれが施設の重要な個所であり、緊急のことでありましてのすででに修繕をさせていただきましたが、本来の事務処理を怠ってしまいました。  
今後はこのようなことのないように最大限の注意を図り努めてまいりますので、どうかご理解いただきますよう切にお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（河井淳君）

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいまの件で私のほうからも一言お詫びを申し上げさせていただきたいと思います。  
ただいま環境下水道課長が説明いたしました補正予算につきましては本来、議会の議決をいただいたのちに執行することが大原則であり当然であります。このような不適切な事務処理をいたしましたことは弁解の余地はございません。私の監督不十分であり衷心よりお詫びを申し上げます。  
今後このようなことのないように財務規則に則った事務処理を徹底させますので、誠に申し訳ございませんでした。  
以上でございます。

○議長（河井淳君）

本日は質疑の日程になっております。

認定第1号中、財産区特別会計決算12件および同意第1号を除く議案等については各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

認定第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

一般会計のほうでお願いします。

36ページなんですけども、企画費の報償費ということで510万円ということを出ているんですけども当初が520万円だったんですね。それで10万円減額補正をして、そして不用額が163万円出ているんですね。ある程度、これは結婚祝金とか出産祝金とかこういうもので残しておかなければいけないという部分は分かるんですけども、それにしても10万円しか減額補正していなくて163万円残っている。こういう理由とか、それからその下の委託料でこれは当初、公園の草刈り3回で13万5千円が当初予算で盛ってありました。それが増額補正をして結局使ったのは支出済額が8万9千円ということで、不用額が12万9,604円ということのでかなりの額が出ているんですね。この場でいちいちこれを全部言うわけにはいかないんですけども、私が見たら結構こういう不用額が多い。それから増額補正をされていて、それより不用額が多い。そういうところが多々あったんですね。どういうふうな見極めをしながら予算を執行しているのか。やっぱり不用額がこんなに出るといことは、ちょっと予算の使い方として、もうちょっときちとした予算を盛るべきではないかなと思います。今2つ言ったのは一例で、他にいくつかあったので、ちょっとそのところは一つひとつ、こういう理由だと言っただけであればいいんですけども、ちょっと理解に苦しむところもありましたので、全体としてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず補正予算等を計上する場合につきましては、当初予算で計上いたしました予算以外に必要なものが出てきたような場合につきまして補正をさせていただいています。その際につきましては、見積もり等をいただく中で予算計上をしているわけでございますけども、それを実際に執行する場合につきましては、非常に財政が厳しい本町でございますので、補正で予算計上させていただいた金額よりもなお安くということで、入札等を行う中でどうしても不用額等も出てきてしまうということもご理解いただきたいと思います。

また契約等に基づいて支出するようなものにつきましてはある程度、金額も分かっておりますので、その時点で減額補正等もさせていただくわけなんですけども、先ほどの定住促進の補助金

のような申請に基づいて支払いをするもの。また月々使用したものについて請求がきて支払いをするというものにつきましては、やはり年度末まである程度予算を確保しながら執行させていただくということになりますので、どうしてもこういった形で執行残が出てしまうということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございますか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

私の見方が間違っているのかどうか、決算付属資料の1ページの翌年度に繰り越すべき財源というところの繰越明許費繰越が3,750万390円というふうになっています。この一般会計の最後のページを見ると繰越明許の合計が1億1,790万2,450円となっているんですが、これはどっちを見ればいいのでしょうか。一般会計の最後の実質収支に関する調書にも3,750万円というふうに記載しているんですが、これの見方が私のほうが間違っているのかどうか、そのへんをお聞きしたいと思います。

それから歳入の2ページですね、県支出金がすべて減額になっている主たる要因と言いますか理由はなんなのか。これを教えていただきたい。

それからふるさと納税というのが最近いろんなところで話題になっておりますけども、本町のふるさと納税の金額はどのくらいで、どこに記載しているのかについて説明をお願いします。

それから14ページの土木使用料のところ住宅使用料の減が載っておりますけども、最近というか昨日、新聞に高額所得者が公営住宅に入っているというふうな記事がありましたよね、こういう。本町でも収入超過した25名、括弧内は公務員ということで2名というふうになっておりますけれども、この取り扱いがどういうふうになっているのか。県と9市町ということで居座りを続ける男性県職員に明渡しを要請とかいろんな手続きをしているようなんですが、本町ではそのへんの取り扱いがどのようになっているのか。私は教育厚生の方でございますのでこの点については質問ができませんので、この場でお聞きいたします。

それから同じく16ページの土木費国庫補助金のところで、社会資本整備総合交付金というのがありまして、24年度はかなり大きい金額の社会資本整備総合交付金が出ていたようなんですが、25年度はちょっとそのへんが減額になっている。その理由を知りたいので、その点についてご説明をお願いします。

それから次のページの地域の元気臨時交付金、これは消防費国庫補助金ですか。それからその次の総務費国庫補助金のところに過疎集落等自立活性化推進交付金、それから農林水産業費国庫補助金のところにも地域の元気臨時交付金というふうにありますけども、この地域の元気臨時交付金とか過疎集落、この過疎集落というのは大体分かるような気がするんですけども、こういうものはすべて、いわゆる目的別に交付されるものなのか。あるいはまったくそういう関係なく、ひも付きでなくてどこでも使っていいよというような交付金なのか、その点をお聞きします。一応、そんなところをお願いします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

それでは一番最初にご質問がございました決算の付属資料の1ページの翌年度に繰り越すべき財源3,750万390円と決算書の最後のページの1億1,790万2,450円との金額がどういふふうなことなのかというご質問でございますけども、これにつきましては決算書の103ページに記載されております翌年度繰越額というのは事業費の総額でございます。付属資料の1ページのところに翌年度に繰り越すべき財源というものは、この中で一般財源繰越金の中に含まれている明許繰越事業に充てる部分の金額ということで、こちらのほうに記載されているということでご理解をいただければと思います。

また繰越計算書でもこれにつきましては、明細を説明させていただいています。翌年度に繰り越す事業の全体の事業費が1億1,790万円余ということであります。その事業に充当する財源が繰越金の中に含まれているということで3,750万円を充当していますので、こちらのほうに記載させていただいております。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国庫補助金の中の総務費国庫補助金、17ページの説明ですが、過疎集落等自立活性化推進交付金ということで1,100万円いただいております。これは静川村の事業ということでいただいたお金でございます今回決算で計上させてもらっております。

ふるさと納税の関係でございますが、歳入でいいますと寄附金ということで処理をさせてもらっておりまして、26ページになります。ふるさと納税は指定寄附金で決算へ載っております。そういうことで処理をさせていただいております。

それぞれ指定されますので各課で振り分け、このように使ってくださいという意味を示されます。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

主に福祉ということで寄附金をいただけるのですが、その中でも学校のほうへもとかということで指定をさせていただいておりますので、こういう形で分けさせてもらっているということでございます。

税額の控除が受けられますので、ふるさと納税という形でこちらからもPRさせてもらって、ただ寄附だけではなくて、ふるさと納税をしたほうが有利で税額控除がされますのでそういう形でお話をさせてもらいながら申請書を送ったりするというような形でさせてもらっております。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

14ページの住宅使用料の件でございます。

収入超過者、高額所得者の扱いについてということで、先般9月7日の山日に出たとおりでございます。この新聞の記事にも書いてありますけども今年度から収入超過者、高額所得者が急増したということで本町でもその傾向はあるわけでございます。改正公営住宅法で収入超過

者の世帯の収入月額が引き下げられたということが一番の要因ということで、この方たちにつきましては退去していただきたいということで、事務方からお手紙のほうを出しているということです。

公務員の2名についても役場の職員2名ということで、役場の職員についても同じような扱いで超過していますよという通知は差し上げております。

以上です。

続きまして16ページの社会資本総合整備交付金が減額になったということで、一番の原因は今年、68ページの道路新設改良費の中で使われているわけですが、15節の工事請負費へ充当しています。今年、社会資本でやっております事業としては白雲橋の耐震補強とか、あと橋梁の修繕工事、長寿命化、あとは峡香橋の架け替えなんかがあるわけですが、工事の多くが前金払いということでありますので、繰越事業になっています。そのことが原因で減っているということになります。

以上です。

○議長（河井淳君）

県支出金のことについては、  
財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

2ページの県支出金が総体的に減額になっているという部分でございますけれども、これにつきましては大きな理由といたしましては、民生費の医療費の減額等によりましてこちらの県の補助金等が減額をしてきているという部分が理由の1つとして挙げられると思われま

す。それからあと1つといたしましては、26年度への明許繰越事業の関係で、こちらに予算計上してあります財源が26年度のほうに繰り越しになるという部分で減額になっているという、この2つが大きな理由だと思います。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますでしょうか。  
芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

さっきの繰越明許の関係なんですけども、どちらの数字が正しいということはないんですか。ということは私たちが見るのはこの決算書で、最後の数字で見えるわけなんですけども、それと繰越事業費うんぬんということでおっしゃっていましたが、事業費総額ですか、それが1億1,790万円で繰り越すべき財産と違う、意味がちょっとよく分からないんですけども、もう一度ご説明いただけますか。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

こちらにつきましては先ほども申しましたとおり、6月の議会でも繰越計算書に基づきましてご説明させていただきましたけれども、26年度、次年度への繰り越す事業につきましてはこちらの繰越明許費ということでこの部分が繰り越されることになります。こちらの財源といたしまして、25年度からの繰越金の中に含まれて26年度への繰越明許費の財源として充てられる部分があります。それがこちらの決算書の付属資料のほうで翌年度に繰り越すべき財源

ということで表されているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

たしかに決算総括表で見るとこの数字でなければ最後の実質収支額というのが合わないことになるんでしょうけども、そういうのこの決算の最後の103ページの数字というのがどういう仕組みでこういうふうになっているのか、ちょっとそのへんがよく分からないんですけども例えば歳入総額が101億4,007万6,612円というのがこの総括表の数字で、こちらのほうの最後の数字は96億2,703万4,957円ですよね。予算現額。支出済額が91億6,113万7,679円なんですけども、この歳入総額というのこちらのほうの予算現額の合計とはかなり開きがあるんですけども、その開きの部分がこの1億とその3,750万円の差額になるんですか。1億1,790万2,150円と3,750万390円との差額がこの歳入総額というふうに書いてある101億円と、それから予算現額の96億円というのも差額になるというふうに考えればいいんですか。なんかよく、全然違う数字が書いてあるのでよく分からなかったんですけども、そのへん。ではもうすでに繰越明許はここで議決されていますよね。だからそれはそれで3,750万円なんでしょうけども、この数字のからくりというか、内容がいまいち理解できないのでもう一度ご説明をお願いします。

○議長（河井淳君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

こちらの決算付属資料の1ページに書いてございますものは、あくまでも歳入の収入済額につきましては決算書の31ページの収入済額、歳入合計のところの101億4,007万6,612円が入っています。歳出総額につきましては103ページの支出済額の歳出合計91億6,113万7,679円。この差し引きしたものがこちらの付属資料の歳入歳出差引額で9億7,893万8,933円になります。これが一応、繰越金という形になるんですけども、この繰越金の中に先ほども申しましたように26年度に繰り越される事業の財源として充当されるものがすでに含まれておりますので、それが3,750万390円ということでありませう。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はございますでしょうか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

3点ほど伺います。

先ほどの住宅のほうの関係ですが、収入月額基準が下がったという説明がありましたが基準額がいくらまでになったのか。それと2名の職員に対しての通知を発送したということですが、その後どのような対策を講じるのかについて伺います。

それからもう1点、この一般会計の関係ですが93ページ、和紙の里運営費の中の賃金で臨時職員賃金が299万円。その下にその他の賃金として652万9千円が計上されております。それから現代工芸美術館の関係ですが、次の94ページ、報酬として276万円。またその下のほうに臨時職員賃金として256万4,400円が計上されておりますが、この賃金内容についてご説明を求めます。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

14ページの住宅使用料について、お答えいたします。

収入超過は月額20万円が15万8千円に引き下げられたということで、先ほど申したとおり役場職員2名おりますけども、今年度から対象になってしまいました。すでに収入超過ですよということで通知はしてありますけども、今後、今年のことですからすぐ退去しますとか何年後に退去しますとか、相手方からはそういうやりとりはまだありません。

以上です。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

先ほどのご質問の件にお答えいたします。

和紙の里の臨時職員の関係なんですが、臨時職員の賃金につきましては臨時職員1名を雇用しております。その者の賃金を計上してございます。そしてその他の賃金につきましては、パート職員を6名雇用させていただいておりますのでその賃金となっております。

現代工芸美術館についてですが、美術館につきましては臨時職員これも1名、雇用しております。そのための臨時職員の賃金です。あと報酬につきましては、これは館長の報酬となっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この現代工芸美術館の館長の報酬問題は、前にもちょっと報酬額について議論があったと思いますが、今現在この館長が実際こうやって非常勤職員という形で報酬が払われているんですが大体年間を通じて何日ぐらい、月何日ぐらい美術館へ見えられるのかそのへんを伺います。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

館長につきましては月額の報酬を支払っております。美術館の運営にあたって展覧会等の準備、企画、折衝、交渉等、主な活動場所としては都内等、例えば全国という形になるんですが、そういう形で携わっていただいております。

美術館に来るのは展覧会の間際、あと展覧会の準備をする段階でそのときどきによって変わってはきますけども、平均ということであれば月3日ぐらいは現地のほうへお出でいただく。ただこの回数につきましては、先ほどご説明しましたように展覧会の前後、展覧会の数等によって変わってきております。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、答弁をいただいたんですが、美術館自体はたしかに収益を上げるのが目的ではないことは事実です。しかしながら、ああして会館を運営していく上において、いかに経費の節減をするかということが一番問題だろうと思うわけです。特にあそこは、企画展等においては輸送費をはじめかなりの経費をかけて展示をされていると。これはやはり10年先の経過の中で、こうした経費の削減を伴って今後の運営の仕方自体も検討する必要があるんじゃないかと。しいて言えば入館者自体もあまり伸びないというような状況の中で、町でも非常に財政的にも厳しい中をこうした経費を使わなければならないということは非常に町としても厳しいわけですから、こういった面をもう少し検討する必要があるんじゃないかと考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありますか。

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

14ページをお願いします。

先ほど先輩議員が質問をされていましたが住宅使用料、収入済額、調定額から比較しますと大変、過年度分も含めて努力をされた形跡が伺えますけども、収入済額、この中に現年分と過年度分があと何世帯でどういう具合なのか、そのへんを1点教えていただきたいと思えます。過年度分と現年度分の内容。

それからこれもやはり先輩議員が質問していましたけれども、ふるさと納税の件数をお願いします。このふるさと納税ですね、各市町村とも非常に協力をしていただくために推進をしているようでございますので、どのくらいの件数があるのかそのへんを1点。

最後に私もこの中のどこに含まれているのか、あるのかないのか分かりませんが、飯富病院への負担金、または補助金、交付税の再配分等があるのかないのか。あるとしたらどこほどの程度、決算されているのか、そのへんをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

14ページの住宅使用料について、収入未済額の人数ですけども29名あります。

現年、過年の区別はしておりませんので、その細かい数字は今出てきません。

以上です。

○議長（河井淳君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

ふるさと納税の件数でございますが、すみません、手元に資料がありませんので早速、調べてお答えさせていただきます。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

飯富病院への交付税の配分につきましては4款衛生費、ページは57ページになります。4款衛生費、1項2目予防費、これの19節負担金、補助及び交付金、この中で飯富病院のほうへ支出をしております。

飯富病院および老健施設、これを合わせましてそこに負担金、19節の項に出しております8,583万5,940円。これがそのままの金額となっております。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありますでしょうか。

ほかにありませんか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第1号の質疑を終わります。

日程第3 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

議案第63号から議案第66号までを一括で質疑を行います。

質疑はありますか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

身延町条例等、これは議案第65号でございます。一部改正する条例について質問いたします。

平成26年度の国の税制改正によりまして、自動車取得税の交付金が減額になると。それに対して地方税である軽自動車の税を導入する話が出てきたところでございます。そこで軽自動車税の増税の背景、狙いについて、また増税が町民、町に及ぼす影響についてどのようにお考えなのか、今のところで回答をお願いいたします。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

軽自動車税の増税についての狙いということでございますが、政府の見解といたしまして今回の増税につきましては、米国が非関税障壁として改善を求めている自動車税との登録者の税額の開きを是正するとともに、2015年10月に廃止する自動車税取得税の代替要因に一部これを充てるといふふうに聞いております。

現在わが町の軽自動車の台数としましては、登録台数は7,317台となっております。そのうち三輪車、四輪車以上につきましては、増税額が27年4月1日以降に購入される新車に限られておりますので、税額が改正された段階でうちのほうで増税になるものは1,700台

が該当いたしましたして約190万円の増額になると見込んでおります。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありますでしょうか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

同じ65号の町税条例の一部を改正する条例なんですけども、第34条の4中で法人税割を引き下げて、今おっしゃった軽自動車税を引き上げるということで、今、軽自動車税の引き上げのお答えがあったんですけども、この法人税割がどのくらい額として引き下げられるか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

税務課長。

○税務課長（村野浩人君）

法人税割の税額でございますが、これにつきましては今年の10月1日から事業年度が始まる法人について税額が引き下げられます。ですので、これについてどのくらいの税収の減があるかどうかというのは、その申告を待たなければちょっと分からない状況です。ただ概算ではありますが、2.6%という金額がどのくらいになるかと言いますと法人税の法人税割額で6千万円くらいありますのでその約2割強という感じになります。

以上です。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありますでしょうか。

（なし）

他に質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第63号から議案第66号までの質疑を終わります。

日程第7 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第67号から議案第73号までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

議案第67号について、お伺いします。

14ページの土木費、住宅管理費で補助金604万円というのがありまして、これが身延町建築物耐震化促進事業補助金、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断ということで下部ホテル

の名前が出たようですが、ちょっとなんか名前を出すことがちょっと私、それ自体、疑問があったんですけども、この補助金の内容をもう一度、説明をお願いしたいと思います。

それから16ページ、教育費の第13節委託料で下山分館建設用地調査測量業務、旧北小跡地排水路測量設計業務というふうにありますけども、下山分館はすでにできているのになぜここで建設用地調査測量業務が入るのか、その点についてお伺いします。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

14ページ、8款5項1目19節補助金でございます。内容につきましては昭和56年5月以前の古い耐震基準で建てられた建物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され平成25年11月25日に施行されました。この改正により病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の公表を平成27年12月31日までと義務付けされました。県において、その結果を公表することとしています。

病院、店舗、旅館等については3階以上、かつ床面積の合計が5千平方メートル以上が対象でございます。本町では下部ホテルがその対象となります。耐震診断のための補助金で、町を通じて補助金交付を行うわけですが補助率は国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1、その他国から所有者に対して直接6分の1が補助されますので、所有者の負担は6分の1になります。

なお下部ホテルにつきましては西館、東館がありまして東が6階、西が8階、合計の延べ床面積は1万789平方メートルとなっています。他町村を見ても甲府市と笛吹市にこの対象となる建物があり、県下で3市町村が対象となっております。

以上です。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

16ページの公民館費の委託料、下山分館建設用地測量業務の関係ですが、議員さんおっしゃるとおり下山分館につきましては本年4月に竣工式を迎えて現在、運営をしております。この下山分館の建設時点での予定地、これは下山の10133番地という土地なんですけど、これは公図上1筆となっております。下山分館を建設する際の県との協議の中、すなわち建築申請確認の段階において開発行為の許可要件、これを満たすようにということで、建設に要した面積を確定するようにというふうな指導がございました。これに基づきまして、この補正を計上させていただきました。

以上です。

○6番議員（芦澤健拓君）

旧北小跡地排水路測量設計業務の内容は、

○生涯学習課長（高野博邦君）

旧北小の跡地につきましては、建物の取り壊しからずいぶん年月が経過しております。その間、広場という形で草刈り等の手入れをしていたわけですが、広場の段下に住家がございます。

その方、あとまた下山区からの要望もありまして、その石積みが老朽化していると。また雨が降ったあとなんかは石積みの間から水が多量に出てくると。石積みの崩壊の危険があるのではないかというふうな現状が報告されております。これが平成24年度の段階でした。その時点では経過観察をということでお答えをしていたわけですが、経過観察を進める中で広場の一部に低いところがあり、そこに雨が降った際はかなりの水が溜まることが確認されました。石積みを全体的に改良ということになりますと、一部用地に境界の確定が未確定なところがあり、それらの要因もあり、まず排水処理を考えようということになりました。今回その排水処理溝の調査測量と用地の立会い等の境界確認が必要になりますので、その測量委託費を計上させていただきます。

以上です。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

建築物耐震化促進事業ですけども、該当するのは本町では下部ホテルだけということで、ほかに該当する病院、旅館、店舗などはないということで理解してよろしいでしょうか。

それから今の排水路の測量ですけども、これはこのあと、まだ石積みとかいろいろ作業が考えられるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（河井淳君）

建設課長。

○建設課長（竹ノ内強君）

お答えいたします。

ここでいう耐震診断の義務化されているのは、昭和56年5月以前の古い基準で建てられたもので、3階以上かつ床面積5千平方メートル以上の建物ということで下部ホテルのほかにはございません。

以上です。

○議長（河井淳君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

排水路の改良でございますが、この補正で用地測量設計の業務委託費を計上させていただいて、工事につきましてはそれに基づいて平成27年度ということになるかと思います。

石積みの件なんですけど、現在で判断する状況では、排水処理を行えば石積みからの水は治まるという判断のもと、排水路のみの調査測量ということになっております。

ただ石積みにつきましてその処置をしたあと、どんな状況が見られるのか、これはまた経過を観察しなければならないと思っていますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありますでしょうか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第67号から議案第73号までの質疑を終わります。

日程第14 同意第1号 身延町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

よって、同意第1号については質疑と討論を省略します。

お諮りします。

これから同意第1号についての採決を行います。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって同意第1号 身延町公平委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会および教育厚生常任委員会に、お手元に配布しました議案付託表のとおり付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

各常任委員会での審議をよろしくお願いします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時03分

平成 2 6 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 2 日

平成26年第3回身延町議会定例会(4日目)

平成26年9月12日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
日程第5 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定について  
日程第6 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第4号)  
日程第9 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第10 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
日程第11 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第12 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第13 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第15 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書  
日程第16 請願第5号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める請願書  
日程第17 請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願  
日程第18 請願第2号 憲法解釈の変更による集团的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願  
日程第19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について  
日程第20 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

- 日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について  
 日程第 2 2 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について  
 追加日程第 1 同意第 2 号 身延町教育委員会委員の任命について  
 追加日程第 2 発議第 1 号 身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	深澤勝	2番	赤池朗
3番	田中一泰	4番	広島法明
5番	柿島良行	6番	芦澤健拓
7番	松浦隆	8番	福與三郎
9番	草間天	10番	川口福三
11番	渡辺文子	12番	伊藤文雄
13番	野島俊博	14番	河井淳

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	樋川信
会計管理者		笠井喜孝	財政課長	笠井祥一
政策室長		佐野文昭	町民課長	遠藤基
税務課長		村野浩人	身延支所長	藤田政士
下部支所長		遠藤庄一	教育委員長	望月忠男
教育長		鈴木高吉	学校教育課長	渡辺明彦
生涯学習課長		高野博邦	福祉保健課長	穂坂桂吾
子育て支援課長		佐野昌三	建設課長	竹ノ内強
産業課長		千頭和勝彦	土地対策課長	佐野勇夫
観光課長		柿島利巳	環境下水道課長	深沢香
水道課長		望月真人		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会議務局長 中村京子  
録音係 佐野和紀

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。  
相互にあいさつを交わし始めます。  
ご起立を願います。  
相互に礼。  
（ あ い さ つ ）  
ご着席ください。

○議長（河井淳君）

本日は大変ご苦労さまです。  
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。  
本日は議事日程第4号により行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。  
本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表として配布したとおりです。  
なお、本日は追加案件として人事案件1件、意見書案1件が提案されております。  
議事に入る前に第5日目の質疑に対する答弁を佐野政策室長および穂坂福祉保健課長が行います。  
政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

9月8日、本会議の提出議案に対する質問の中で、ふるさと納税に関する質問につきましてご答弁をさせていただきます。  
ふるさと納税の受け入れに関しましてでございますが、一般会計決算書の26ページ、17款1項2目指定寄附金の全額がふるさと納税と説明をさせていただきましたが、これ以外にもありました。1項の一般寄附金の118万3,939円のうち74万5千円もふるさと納税でいただいております。  
よって、ふるさと納税でいただいた金額は一般寄附金で74万5千円、指定寄附金で565万1千円の合わせて639万6千円でございます。説明につきまして誤りがございましたことをお詫びいたします。申し訳ありませんでした。  
また、ふるさと納税の件数ということでご質問がありました。一般寄附金で8件、指定寄附金で13件の合わせて21件いただきました。よろしくお願いたします。  
以上でございます。

○議長（河井淳君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

同じく8日の本会議におきまして、深澤勝議員の質問に対し私が答弁した内容に間違いがありました。大変申し訳ありませんが、この場で訂正させていただきたいと思っております。  
平成25年度一般会計歳入歳出決算書の57ページ、4款衛生費、1項2目予防費中19節

の決算額の説明で支出済額8,583万5,940円全額を飯富病院へ支出していると申し上げましたが、正しくは身延町が受け入れた飯富病院分の普通交付税のうち早川町への再配分負担金2,740万3千円が含まれておりました。

したがいまして、飯富病院に対して支出したのは病院および老健施設起債元利償還金の身延町負担分として5,843万2,940円ということになります。答弁に間違いがありました。お詫びして訂正いたします。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（河井淳君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

はじめに、総務産業建設常任委員会に付託しました議案および継続審査の請願第2号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、柿島良行君。

○総務産業建設常任委員長（柿島良行君）

報告いたします。

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

柿島委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会へ付託しました議案の委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

平成26年9月、第3回定例会における教育厚生常任委員会審査結果の報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（河井淳君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

次に討論を行います。

はじめに、総務産業建設常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

総務産業建設常任委員会委員長報告について、反対討論いたします。

議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例について

この条例に反対する理由は第1に第34条の4中、法人税割の改正です。これまで100分の12.3だったものを100分の9.7に減額するものです。今回、消費税の請願書が提出されていますが、福祉のためでなく法人税減税の補てんのために使われるのは明らかです。

第2に今回の改正の2点目は、原動機付き自転車や軽自動車税の引き上げです。原動機付き自転車はこれまで税額が1千円だったものを2千円に倍の税額です。自家用軽自動車は7,200円が1万800円に、貨物用の軽自動車は4千円を5千円にそれぞれ増税するものです。これらの原付自転車や軽自動車は、高級自動車に乗っているお金にゆとりのある人たちの自家用車でなく多くの町民の足であり生活必需品です。本町の影響額は法人税減税分が確定ではないが、ほぼ1千万円のマイナス。原付自転車などは190万円ほどのプラスだという答弁がありました。今回の改定が国の地方税法改正に伴うものであり、町がこの改正をしなければならぬのは分かっていますが、安倍内閣の下で進められている大企業、大金持ちのための政治、その一方で生活が困難な国民をさらに苦しめる政治を許すことができません。

請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願の不採択について、反対討論いたします。

9月8日発表された4月から6月期、国内総生産GDP改定値は8月に発表された速報値よりマイナス幅を広げました。消費税増税前の駆け込み需要の反動減だけでなく、国民の暮らしと日本経済の低迷がもたらした落ち込みです。アベノミクスで大企業が空前の利益を上げる一方、消費税増税や賃金抑制で国民の生活はますます深刻化しています。安倍政権は財政再建を言いながら大企業には減税です。来年度からは法人実効税率を現行の約35%から20%台に引き下げることに着手します。また社会保障のためといって増税を強行しながら小泉政権時代に行ってきた社会保障給付の自然増削減を復活させました。来年以降も社会保障の負担増が目白押しです。そもそも消費税は低所得者ほど負担が重い弱い者いじめの税金で社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、今でさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし、福祉優先に切り替え法人税率を見直し、大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。

町民の切実な実態と声を受け止め、国に対し消費税増税の撤回を求める意見書提出をすべきだと思い反対討論いたします。

請願第2号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願に対する不採択に対し、反対討論いたします。

集団的自衛権の行使とは日本が直接、攻撃を受けなくても他国を守るための戦争に参加することです。集団的自衛権について歴代内閣は国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使してわが国が直接、攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を

実力で阻止することは憲法9条の下で許容される自衛権の行為の範囲を超えるものであり、許されないとしてきました。国連憲章にある集団的自衛権の規定は、国連の統制を受けずに軍事行動ができるようアメリカなどが持ち込んだものであり、ベトナム戦争やアフガニスタン戦争などでその口実として使われました。

安倍首相は非現実的な事例や個別的自衛権で対応ができるような事例を挙げながら、国民の命を守るためとして、憲法解釈を変更して限定的に集団的自衛権の行使ができるようにしようとしています。このことは日本が海外で戦争ができる国になり、自衛隊員だけでなく国民の命や暮らしが脅かされるだけに留まりません。歴代政府が長年守ってきたこの憲法解釈を一内閣の判断で変更することは憲法が権力を縛る立憲主義の否定であり、選挙で多数を取りさえすれば時の政府が思うままに憲法解釈ができる前例を残すこととなります。日本国憲法前文は政府の行為によって再び戦争の戦火が起こることのないように決意し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意したとしています。

日本が戦後68年間、ただの一度も海外での戦争に参加せず世界から平和国家として信頼されてきたのは、この憲法前文に沿った憲法9条と集団的自衛権は認めないという歴代政府の憲法解釈があったからです。世界では今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが流れとなっています。軍備増強や軍事同盟強化では平和が実現しないことはいまや世界の常識であり、憲法を生かしアジアと世界の平和に貢献する道こそ日本は進むべきです。集団的自衛権行使反対の意見書は8月31日現在、全国191議会在が可決しています。憲法解釈による集団的自衛権行使容認に反対する、この請願は採択すべきです。

○議長（河井淳君）

他に討論はありますでしょうか。

広島君。

○4番議員（広島法明君）

今、反対討論がありましたので賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例についてですけれども、これにつきましては、渡辺議員からもありましたように提案理由、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行に伴って町の税条例の一部を改正するということですが、その中の項目的には2つ、法人税と軽自動車税のことについての反対ということですが、法人税の税率改正につきましては、従来の法人町民税の税率が引き下げられますが、地方法人税が新たに創立され、地方交付税の原資となりまして町のほうにも地方交付税として交付されるようになります。これによりまして、地方間の税源の偏在性が是正されることになるという国の考えも1つあります。

そしてもう1つの軽自動車税の見直しにつきましても、今まで普通自動車税額と軽自動車税額の格差が広がったための是正も1つの要因にあるということで、これも自動車取得税の軽減、また廃止に伴う地方譲与税の減収を補うものであり、やむを得ない措置であるためにこの議案第65号に対しては賛成をいたします。

そして次に請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願についてですけれども、委員長報告、請願審査報告書にもありますように委員会の意見としましては社会保障の安定財源の確保等を目的とした法案であるため、意見書の提出について請願の願意は妥当ではないということでしたけれども、これにつきましてもこの消費税増税の法律そのものが法

律第68号(平成24年8月22日)で出されたものですが、正式な名称が社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律ということになっていて、もともとは請願の中にも個人負担がどんどん増えていることも謳っていますけども、社会保障への個人的な負担増を緩和することも目的の1つとした安定財源確保の措置だと思います。国においても先ほど言いました正式な法律名、社会保障の安定財源の確保をしっかりと厳守することを願うとともに、本町においても今現在、消費税8%のうち地方消費税として1.7%、決算書にもありますけども6款1項1目、平成25年度の決算は収入済額が1億4,021万1千円、そしてまた平成26年度の予算額は1億4,300万円。町に入るからいいではないかということもありませんけども、国の政策で決まったことについて、その本意をしっかりと受け止めて、町のほうにつきましてもその地方消費税1億4千万円の歳入を介護予防や子育て支援等に活用することも希望しまして、今回の意見書提出を不採択とすることに賛成します。

そしてもう1つの請願第2号、継続審査になっていますこの憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてですけども、これにつきましても委員会の意見としましては7月に閣議決定されたこのことについて、意見書の提出について請願の願意は妥当ではないということで最終的に意見統一されました。これにつきましても本年7月1日に開催されました国家安全保障会議におきまして、新たな憲法解釈により限定的な集団的自衛権の行使を容認することが閣議決定されたということです。この限定される裁量権、皆さんもご存じかと思いますが、1つとして密接な関係にある他国が武力攻撃を受け国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある。2番目に国民を守るために他に適当な手段がない。3として必要最小限の権力の行使。以上の3要件に該当する場合に限り自衛の措置として憲法上、許容されるとしました。

安倍首相は外国を守るための武力攻撃は今後ともない。日本が外国の戦争に巻き込まれる可能性は断じてないと述べています。それぞれ誰を信じ何を信じるかは自由かもしれませんが私も安倍首相の言葉を信じたいと思います。

この委員会の意見にもありますように、内閣で閣議決定されたこのことにつきまして個々の賛否はあるとは思いますが、町の議会で反対することは望ましいことではないので不採択とすることに賛成します。

以上です。

○議長(河井淳君)

他に討論はありませんか。

(なし)

他に討論がないので、討論なしと認めます。

次に教育厚生常任委員会委員長の報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺君。

○11番議員(渡辺文子君)

教育厚生常任委員会委員長報告に対し、反対討論いたします。

認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての反対の1点目は一般会計の3款民生費、老人医療費についてです。県の単独事業で、これまで住民

税非課税世帯の68歳、69歳の方を対象に、医療費にかかる自己負担額を1割にする制度の廃止で24年度に比べ減額の決算です。お隣の市川三郷町では今年度から88歳以上、全員を対象に月3千円支給する長寿医療費給付制度が実現しました。全国には75歳以上に支給する町もあります。県が廃止したから町も廃止するのではなく、どうしたら町民の負担を軽くすることができるのかを検討すべきです。

平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計決算についてです。

この後期高齢者医療制度は無年金の方や、これまで家族に扶養されていた方を含め75歳以上のすべての高齢者が保険料を支払わなければなりません。所得が少ない方には減額制度があるといっても無年金や年金が少なく、天引きできない普通徴収の高齢者の方たちやそのほかの高齢者からも年金が少なくなり、保険料の支払いが大変だと聞いています。決算でも多くの滞納が出ています。75歳になったとたん、それまで加入していた公的医療保険から無理矢理切り離され、別建ての医療に困り込み負担増と差別医療を押し付ける高齢者いじめの仕組みです。保険料は改定のたびに引き上げられます。75歳以上の人口増加と医療費の増加が保険料に直接跳ね返る仕組みになっているためです。お年寄りいじめのこの制度は廃止しかありません。

平成25年度身延町介護保険特別会計決算についてです。

昨年、介護保険料が値上げされ、年金から天引きできない普通徴収の高齢者の生活は深刻です。今年の決算では昨年より多い滞納がありました。保険料を無理して支払っても利用料が払えず、必要な介護サービスが受けられない。施設は何年も待たなければ入所できない状況です。家族介護から社会で支える介護へという最初の看板に反して介護保険は繰り返し改悪され、負担増や介護の取り上げが進められてきています。一人暮らしや高齢者の世帯では在宅でのサービスには限度があり、特に採算が取れない過疎の山間地の本町では民間企業も少ない中、介護行政の努力は大変なものがあると思います。元気な高齢者も多いので日常的に予防ができるような工夫や施策が早急に必要です。

平成25年度身延町簡易水道事業特別会計決算についてです。

4月からの水道料超過料金の値上げ分599万2千円の増加の決算です。水道事業は人間が生活を営む上でなくてはならないものです。公共の福祉を増進するという考え方を最大限尊重しながら運営すべきであり、地方自治体としても最も重要視しなければならない行政サービスです。関係する皆さんがご苦労され、低所得者に十分配慮されたことは評価していますが、24年度の決算に比べ現年度分の収入未済額が増えていることから多くの町民の暮らしが厳しいことがうかがえます。

○議長（河井淳君）

他に討論はありますでしょうか。

野島君。

○13番議員（野島俊博君）

それでは、私のほうから賛成討論をさせていただきます。

まず1番目でございますけども認定第1号 平成25年度身延町一般会計、老人福祉費、補助金についての賛成討論をいたします。

この件につきましては、町独自の財源が必要でございます。当委員会での質疑によりまして町当局の関係者の答えや意見を聞くなど調査・研究をして今後に備えていくと。大変な努力がうかがえます。現段階ではこれがぎりぎりの選択であると判断するとともに、これは平成

25年度も論議がされておりますことにより賛成をいたします。

続きまして認定第1号 平成25年度身延町後期高齢者医療特別会計について賛成討論をいたします。

この件につきましては、本年3月定例会において論議をされている件でございます。県下市町村全体が連合して、みんなで維持しているもので大変優れた制度でございます。連合会においても後期高齢者医療制度を堅持する上において、町独自で反対することはできないということにより私はこれに賛成いたします。

続きまして認定第1号 平成25年度身延町介護保険特別会計について賛成討論をいたします。

この件につきましても平成26年3月定例会において論議されているものでございます。要支援は全国で150万人余りが認定を受けて、その3分の1が要支援を占めているとされております。そしてこの負担を押し付けられるのが市町村でありまして少子高齢化が進んでいるところほど苦しくなっております。

今後においては要支援の方々の心身のリフレッシュ、声かけなど心の健康対策など誰でもこれはできるということでありますので、周りの人が、皆さんが進んで少しでもお役に立てることを期待して私は賛成をいたします。

続きまして認定第1号 平成25年度身延町簡易水道特別会計について賛成討論をいたします。

この件につきましては25年3月定例会において論議をされております。そしてその内容は利用者にできるだけ負担がかからないような形での値上げで賛成するというものでございました。現段階においても水を安心して使えるようになるには、いろいろな人たちの努力が必要でございます。水を確保する人、水を送る人、水をきれいに保つ人の働きがあり、そして水源がある地域の人々の理解と協力があってはじめて水が皆さんのもとへ届くということでございます。

よって、このたびの委員会のやりとりによって安全・安心、また経費節減の大変な努力がうかがえることによりまして私は賛成といたします。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に討論はありませんか。

（なし）

他に討論がないので、討論なしと認めます。

以上で委員長報告に対する討論を終わります。

お諮りします。

委員会付託が省略されております認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について一括して討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件については一括討論・一括採決をします。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について一括討論を求めます。  
討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に採決を行います。

認定第1号中、財産区特別会計歳入歳出決算12件について原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、

認定第1号中、平成25年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町西嶋財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町曙財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町大河内地区財産区特別会計歳入歳出決算について

認定第1号中、平成25年度身延町下山地区財産区特別会計歳入歳出決算について

以上12件については、原案のとおり認定することに決定しました。

これから日程に従い採決を行います。

日程第3 認定第1号 平成25年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

認定第1号に対する各常任委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 議案第63号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 身延町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 身延町地域情報通信施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 平成26年度身延町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 平成26年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 平成26年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 平成26年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

議案第70号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 平成26年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号 平成26年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第73号 平成26年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については委員会に付託され、本案件に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 請願第5号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める請願書については委員会に付託され、本案件に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって請願第5号 手話言語法(仮称)の早期制定を求める請願書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17 請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については委員会に付託され、本案件に対する委員長報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって請願第6号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願については委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第18 総務産業建設常任委員会の継続審査であります請願第2号 憲法解釈の変更による集团的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求める請願について、本案件に対する委員長報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって請願第2号 憲法解釈の変更による集团的自衛権行使容認に反対する意見書提出を

求める請願については委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第 1 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 0 教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 1 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第 2 2 議会広報編集委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は 1 0 時 2 0 分といたします。

休憩 午前 1 0 時 0 8 分

再開 午前 1 0 時 2 0 分

○議長(河井淳君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

お諮りします。

本日、人事案件 1 件および意見書案 1 件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提案されました案件は本日の日程に追加することに決定しました。

議事日程中、追加日程第 2 発議第 1 号の件名について提出者から修正の申し出がありましたので身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書に修正をお願いします。

追加日程第 1 同意第 2 号 身延町教育委員会委員の任命について

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

同意第 2 号 身延町教育委員会委員の任命についてでございます。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町三澤1551番地  
氏 名 今村文子  
生年月日 昭和21年8月17日  
平成26年9月12日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

平成26年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じた。については委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。よろしくお願いたします。

○議長（河井淳君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については詳細説明を省略します。

お諮りします。

この案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略して、同意第2号の採決をします。

追加日程第1 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命についてを採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって同意第2号 身延町教育委員会委員に身延町三澤1551番地、今村文子氏に同意することに決定しました。

追加日程第2 発議第1号 身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書についてを議題とします。

発議第1号の提出者の説明を求めます。

赤池朗君。

○2番議員（赤池朗君）

発議第1号

平成26年9月12日

身延町議会議長 河井淳殿

提出者 赤池 朗

賛成者 伊藤文雄

〃 深澤 勝

身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり身延町議会議規則第14条第1項および第2項の規定により

提出します。

#### 提案理由

平成23年9月身延町議会定例会で議決された1中3小の学校統合は、統合後に使用する中学校が当面、身延町の南端に位置する身延中学校と位置付けがなされているため、保護者会においては通学距離、通学時間等の不安を不同意の最大の理由としている。

これを同意していただくために町の中央に新しい中学校建設に向け、身延中学校建設推進検討委員会を早い時期に立ち上げ、早期建設の推進に努めるよう強く求める。

これがこの議案を提出する理由である。

#### 身延町立中学校新校舎建設推進に関する意見書

今、学校教育では子どもたちの現状をふまえ「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視している。

特に中学校においては、各教科の専門性が求められることから教諭等の配置数が大きな課題であり重要視される。このため中学校統合により教諭等の配置が大幅に改善され、教育の質の向上が期待でき、小規模化、過小規模化の歯止めとなり、教育環境の改善と教育の質の向上により特色ある学校づくりが可能となる。

平成23年9月身延町議会定例会での1中3小の議決を重く受け止め、学校統合は推進すべきである。

しかしながら統合後に使用する中学校が当面、身延町の南端に位置する身延中学校と位置付けがなされているため、保護者会においては通学距離、通学時間等の不安を不同意の最大の理由としている。

身延中学校は昭和46年に建設されており、施設設備の劣化はますます顕在化していくが、最小限の手当に留め全面改修あるいは長寿命化改修には着手することなく、町の中央に新しい中学校建設に向け身延中学校建設推進検討委員会を早い時期に立ち上げ、早期建設の推進に努めるよう強く求める。

なお、身延中学校建設推進検討委員会の会議の内容は必要に応じ身延町議会に報告されたい。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

#### 提出先

身 延 町 長 望月仁司殿

身延町教育委員長 望月忠男殿

以上の意見書を提出いたしたく、よろしくご理解の上ご審議ください。

#### ○議長（河井淳君）

以上で提出者の提案理由の説明が終わりました。

これから、発議第1号に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺君。

#### ○11番議員（渡辺文子君）

この意見書ですけども、統廃合については議会の中で大体の方向性を教育厚生常任委員会を出して、そして全協で話し合いをするということになっていたと思うんですけども、今なぜ追加議案ということで最終日に突然これが出てきたのか。その理由を教えてくださいと思います。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

同意・不同意の理由を見ると、この内容にもありますように学校が遠いということで不同意が多いと感じました。そういうことがありますので、これは私たちがするべきではないかと思ってそういう意見書を出しました。

○議長（河井淳君）

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろんその同意・不同意の中にそういうものがあるということは、みんな承知しているんですね。だけでも議会でそういうふうにしたことをなぜ守らないで、いきなりここに出てくるのか、その理由が私には理解できないんですけれども、それについての確にお答えいただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

深澤君。

○1番議員（深澤勝君）

すみません、私から説明をさせていただきます。

実は過日の一般質問の中で、私は建設推進を、一日も早く検討委員会を立ち上げていただきたい、この思いを訴えたわけですが、その思いが届かず、その影も形も見えない状況でございました。したがって、今回のこの意見書で議会としての対応をぜひお願いしたいということで、なお一層その推進検討委員会を強力に推進していただくための意見書として取り上げていただきたい、こういう思いでございます。

したがって、今、渡辺議員さんがおっしゃった全員協議会なり教育厚生常任委員会で、なぜもっと叩いてからやらないんだという部分も十分承知しておりますけれども、一般質問の中でこういうことを検討して今日に至ったと、こういうことでぜひご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私も一般質問させていただきました。私は教育厚生常任委員会に所管の調査要請をするつもりですが、基本的には先ほど渡辺議員が言っていましたように議会の中で、教育厚生常任委員会で揉んで、全員協議会でそのことについて話し合いをして、議会としての流れを出すということで決まっているわけです。それについて、深澤議員も一般質問をして自分の意見を生かしていただきたい、非常に私も同じように思っていますからその気持ちは非常に重く受け止めますし理解いたします。しかしながら、だからといって今この内容で発議第1号という形で出すことはいかなものかと。これはやはり教育厚生常任委員会に対して、常任委員会に提出するのが筋であって、この議会の中に提出するものではない、そのように考えます。

以上です。

○議長（河井淳君）

草間君。

○9番議員（草間天君）

これでちょっと質問したいんですけども、検討委員会というものは議会ではなくて、町民と  
いうか、あらゆる分野の人たちを含めての検討委員会なんですか。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

それはまた、例えばこの委員会が設置されることになったときに人選なりをしたいと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

私も本当に、赤池議員が提出者で賛同者が伊藤議員と深澤議員となっていますが、この思い  
はやはり私たちも同じ思いなんです。その思いに感銘する部分もあるんです。非常に分かり  
ます。ただこのやり方、手法についてはちょっと違うのではないかと。それと同時に例えばこ  
の部分、今、皆さんの賛同を得て出したとします。意見書として。出したとすると、今、こ  
れをちょっと見て私が思ったことは、その深澤議員が一般質問で学校を新設するために町にそ  
ういう意見を出す、そのことはすごく分かりますし最終的にはそういう手段も講じなければい  
けないと思います。しかしながら本当にこれが保護者、今この意見書の中では保護者の同意・  
不同意に対する身延中学校まで通う不安うんぬんということがあって、そういうものに対して  
やはり審議をしてというふうな形になっています。しかし、今のこの質問書を出すことが本当  
にその保護者が心配、不安を持っている中でその同意・不同意を出した、それに答えるだけ  
のものが形として出てくるかどうか。この文書の内容を見ますと、どうもその点が不明確であ  
ると。またこれでいくと別の方向に進むような感じがします。

ですからこれは今回のこの議会での発議ではなくて、教育厚生常任委員会に申請をして、そ  
の中で揉んでいただいて、全員協議会なり何なりで皆さんの意見をすべてまとめて、それで最  
最終的にこういう形、これにおそらくプラスアルファの文面が出るでしょう。そういう形だっ  
たら理解できますが、今のこの状態では到底これは理解できない。そんなふうに感じます。

そこで1つ伺いたいんですが、この文書の内容でこれは保護者会の同意をいただくためと  
なっていますね。提案理由で通学時間との不安を不同意の最大の理由としている。これを同意  
していただくために町の中央に新しい中学校建設に向けと出ています。このことについて、保  
護者が本当にそれを望んでいるのかどうか。そういう保護者の声を理解して、こういうふう  
に書いたのが1つ。

それともう1つ。この文面を見る限り、私もそうですが保護者の方々やまた町民の方々の同  
意を得るために、ソフトランディングさせるための手法ではないかというふうに誤解される可  
能性があると思うんです。その点をどういうふうに考えて提出されたのか、お伺いしたい。

○議長（河井淳君）

赤池朗君。

○2番議員（赤池朗君）

まずこの現在の身延中学校へ通うということ、そしてそれをほぼ中央にということだけがす  
べてではないと思います。そういう中で1中3小を実現するためには、その不同意要因とい  
うのを一つひとつ取り除いていくことが大事だと思います。そういう中でこの同意・不同意書を

見せていただいた中で一番最大の要因である、この場所というのを解決していけばと思います。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

ですから同意していただくためにというふうになっていますけども、これはもう基本的にソフトランディングを求めているということですか。保護者に同意をいただくためにこの文面を提出する。そのことがソフトランディングを求めているように思えるんですが、そういう形でしょうか。

○2番議員（赤池朗君）

ソフトランディングかどうかは分かりませんが、いずれこれは議会で1中3小は議決したことです。それにできるだけ同意していただくためにこういう形になりました。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

今、大変な答弁が出ましたけども、いずれ、このことが採決するときのためにという話ですよ。今そういうふうにお答えしましたよね。採決するためにこれ、なんですか。採決するときのためにこれが何なんですか。

○2番議員（赤池朗君）

参考資料。

○7番議員（松浦隆君）

参考資料だったら何も発議で出す必要はないんじゃないですか。それだったら議会の中で、教育厚生常任委員会にこの問題を投げかけているわけですから、その中の教育厚生常任委員会の中でもいいですし、またそのあとの全員協議会の中でも、そういう話を参考にするぐらいだったらこの話をすればいいだけの話ではないんじゃないですか。それがなぜ発議なんでしょうか。お答えいただきたい。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

私の中ではこれがいいと思ってやりました。それをまた、今日場で皆さんに決めていただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この趣旨は非常に賛成できるんですが、この学校統合問題は私が平成23年の一般質問が皮切りで7人の議員が23回の一般質問をしていたわけですね。過日も議会において深澤議員から今言うこういった内容の質問があって、それをもとにしてこうした提案が出てきたと思うんですが、議会にはやはり組織、その上のルールがあるわけですね。先ほども常任委員会という話が出ましたが、私もこの問題については芦澤教育厚生常任委員長にとにかく会期中でもいいから、本会議のあと全協を開いたらどうだということを申し出てきました。こうした経緯のもとにただ、どうしてこの3人の名が連名で出たのか。そしてもう1点はいわゆる下部、久那土

地区において、かなり統廃合については反対的な動きをしている集会が何回かありました。たしか他の議員にも呼びかけ案内等もあったと思います。しかしながらその会には姿を見せず、結局こういった提案をされるということは私はちょっと理解できないと。非常に私とすれば趣旨は分かるんですが、やはり議会である以上、1つのルール、決まりを守って組織に則ってやることが議会運営であろうと思います。

以上です。

○議長（河井淳君）

松浦君。

○7番議員（松浦隆君）

1つだけすごく気になることがあるんですが、最後の意見書の中の身延中学校は昭和46年に建設されておりうんぬんとずっとありますね。最小限の手当に留め、全面改修あるいは長寿命化改修には着手することなく、町の中央に新しい中学校建設に向け身延中学校建設推進検討委員会を早い時期に立ち上げ、早期建設の推進に努めるよう強く求めるとなっております。この趣旨はすごく分かるんです。しかしこれを通しますと推進委員会が立ち上がれば、例えば身延中学校までの、推進委員会を立ち上げて新しい学校が建設されるまで非常に時間がかかります。その間、皆さんが一番最初に掲げた、賛成者の方も含めて3名の方の掲げた身延中学校に通うことに対して不安を感じている保護者は、身延中学校に通うことに対して不安を感じているのではないですか。そのことに対する解決策は何も見えてきていないし、これを出すことによって、では暫定的に身延まで行ってくださいと言われたら、教育委員会がそういうふうに決定されたら、私たちこの意見書があるから何も言えませんよ。ということは保護者のことを一番に考えて、この意見書を出したということであれば、本当に保護者の思いを、身延中学校まで通う不安というものに対しての対策がこの意見に対しては何も出ていない。そういうふうに感じますけれどもどうでしょうか。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

当然、新しい学校を造るには時間がかかります。それをできるだけ早くということで、今、学校に行っている子どもたちの人数を考えても、これはできるだけ早く統合すべきだと思っています。その中ですぐできない事情がありますから、建てるといっても何年かは当然かかります。その中でしばらくの間は申し訳ないけど現在の身延中学校へ行っていただいて、そしてその中でいろんな不安に対する諸問題につきましては、教育委員会ですっきり対策を取っていただければという考えです。

○議長（河井淳君）

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

議会運営委員長というふうな立場で、本件の提案の協議を今朝ほどいたしました。その中でもただいまのようなご意見がございましたけども振り返ってみたい。というのは平成23年、議会では1中3小を議決しております。しかし今日に至るまで延々と、この議論を本来議員は議会の決定に従わなければならない。そういう責務があるにもかかわらず、ここ3年4年、ずっとこの問題について、なんと云うのか、町の教育行政を停滞させるような、反

対の白紙に戻せとかとんでもないようなご意見を私は3年半、我慢して聞いてきました。これでありますと自分たちの議決に従わない、これは議会の崩壊なんですよ。議会が崩壊をここ3年、続けてきたと同じだというふうに私は捉えているんです。一刻も早くこの問題について前進をさせたい。全然、前へ進まない。この意見書は新しい一歩を進み出す意見書だというふうに私は考えておまして、本会議にぜひ提出、提案をしてくれとこういうふうに思っ議運におきましてこの提案を許可したところであります。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありませんか。

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほどから名前が出ております教育厚生常任委員会の委員長をさせていただいております。

この提案者と賛成者の方ですけども、この2名の方も教育厚生常任委員会の委員でございます。先ほど松浦議員のほうからありましたように、本来この問題は教育厚生常任委員会で討論し議論し、その結果を全協に持って行って、そこで全体の意見を統一するというか、そこでも当然、議論があるという、そういうことで私のほうでは理解しておりました。しかし、ここにあるような形で、まったくわれわれ教育厚生常任委員会を無視したような形でこういう意見書を出されると私としては非常に心外でありますし、しかも今日これを出すのに、これを今日われわれは渡された。そしてこの中身としても非常になんか、はっきりしない部分がたくさんある。先ほどの不同意を最大の理由としてということとか、議決された1中3小の学校統合は統合後に使用する中学校がうんぬんというふうにありますけども、この1中3小の意見書が出されたときもやはりわれわれは非常に長い間、議論をしてきました。その結果、どうして1中3小になったのかというのはいろいろ理由はありますけども、1中3小の意見書が出されたことによって、これをもとに教育委員会が後期統合計画・・・なんですか、意見を言っているときにいろんなことを言わないでください。なんとやったんですか。ひとり言を言わないでください。その1中3小の意見書のときにもそういうことで、非常にはっきりしない中で議長から突然提案があって、その1中3小の意見書というものがまとめられた経緯があります。そのことを新人の皆さんはご存じないし、先ほど福與議員からも話があって、それを守らないのはわれわれの非常にまずいところだというようなことを言われましたけども、1中3小自体は教育委員会の後期統合計画なんですよ。そのもとになったのがもし議会の議決であるとするれば、今回こういう意見書を出すことによって、先ほどの松浦議員の心配のようにまたそういうことにならないとも限りません。

それからこの身延中学校建設推進検討委員会の設置について、町長と教育委員長に求めているわけですが、これはどういう形のものになるのか。これを出すと町長が建設に関しては、当然、最終的な責任があるわけですから、また諮問というふうなことになるとは思いますけども、そのときにまた諮問、そういう審議会をつくって、検討委員会をつくってくれるかどうかということが分からないので、出したというのが深澤議員の先ほどの意見でしたけれども、果たして身延中学校建設推進検討委員会がどんなふうな形になるのかということもきちんと考えた上でこういう意見書を出さないと非常に私は不安です。

1中3小だって、そんなことを言うとすぐに教育委員会はそれをもとにしていろんなことを

言ってくるよという、そういう不安を述べておりましたけども、まさにそれが的中して、いまや1中3小以外は認めないと、議会ではもう絶対駄目だという形になっております。

その中で出されたものなんですが、この提案者が赤池議員であるということもちょっと私、おかしいなと思うんです。というのは、先ほど議運の中で話をしましたら深澤議員が私が一般質問をした中でこういう提案をしたけども、のれんに腕押しというかなんの反応もなかったので、それをなんとかしてもらいたくてこういう意見書を出したんだということをおっしゃっておりましたけども、それはそれで評価いたしますけども、ただそのためにだけここで意見書を発議として出されるとするのは非常に私としては不満があります。というのは教育厚生常任委員会でも論議することもなく、全協でも論議することもなく、こういうふうな意見書でぱんと出されると、本当に今までと同じように行政の側でこれを利用して、またおかしな方向に進んでしまうという、私はそういう恐れがありますので、この意見書についてもう一度、提出者の赤池議員に質問いたしますけれども、赤池議員がこの不同意の最大の理由とか、通学時間の不安ということを実際にどこでどういうふうな声を聞いてこんなふうに思ったのか。その点についてだけお聞きします。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

まず一番根拠になった不同意というのは、各学校に対して教育委員会が行った同意・不同意の文書をいただきました。その中でいろいろ中身を読んでみますと、そういう理由での不同意が多かった。そして私も地域の人間ですから、地域の中学生とかそういう方々、すべてではありません。数は少ないですが、そういう方々と話をする中でやっぱり中学校が統合するのはいいんだけどあそこではないという、そういう意見を聞いてそういう判断をしました。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

先ほど川口議員からも指摘がありましたように、いろんな集会に赤池議員、伊藤議員はあまり出席されていなかったのが、本当に町民の声、あるいは保護者の声を聞いたのかということに大変、不安というか不信がありますけども、これは同意・不同意の書類を見てそういうふうに判断したということであればそれはそれで結構なんですが、保護者が本当に不安を感じたり、あるいはこの計画に不同意をしているということの本当の理由は、教育委員会の対応があまりにも不誠実であると。これは教育厚生常任委員会のほうでも指摘させていただきましたけども、あまりにも不誠実、誠意のない対応をしているということで、しかもそういうことの見解を出しても文書による回答だけで、一向に顔を見せないということが非常に保護者の皆さんの不安を駆り立てているわけです。

そういうことから私はこの意見書を身延町長、ならびに身延町教育委員長ということで提出しても非常にそのへんの不誠実な対応が今後も続くのであれば、先ほど言ったような不安が現実化するということでもありますので、その点について赤池議員がどのようにお考えなのか、その点をお伺いします。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

教育委員会が説明不足だというのは私も感じているところでありますが、それはまた議会の責任もあると思います。例えば昨年5月に1中3小の中の中学校の場所、小学校の場所を説明して、その当時、私たち新人議員はいませんでしたけども、そのときの文書を見ますとちゃんと説明しています。それ以後はやっていなかった。それは議会として、ちゃんと教育委員会にそういう検討をなささい、こういう説明責任を果たさなかったということが欠けていたと思いますので、これからもしこれが採択された場合には今度は教育委員会なりに意見を言う立場になって、そういう方向にもっていきべきだと思います。

○議長（河井淳君）

芦澤君。

○6番議員（芦澤健拓君）

教育委員会が今まで私たち、あるいは住民、保護者に対してやってきたことは説明なんですね。説明をして、いろんな疑問、質問、不安、不満を教育委員会にぶつけても一切それに応じることなく、しかも先ほども言ったように文書で回答するだけ。これはなぜ文書ということになったかという教育委員会のほうでもおっしゃっているように、いろんなところをいろんなことを言って、もし違うことを言うては申し訳ないとか、あるいは違うことを言うて、そこを突つかれてはいけないという、そういう不安でそういう形でやってきたと思うんですが、それは本当に私たちはこの統合自体を推し進めていくのに、町民や保護者の理解を得るという努力をしなければどこまでいっても不同意ですよ。どこまでいってもこの計画は、われわれにとっては不同意なんですよ。そのへんをおそらく教育委員会では、この7月にもこのまま議会へ提出しますというふうなことで一切同意・不同意に関する対応はしなかった。そういう不誠実なことをしている教育委員会だから、われわれはこれを町長ならびに教育委員長に出すことはどうかと思います。むしろ、この検討委員会を議会で設置して議会の中でそういうことをまとめて出すべきではないかと思いますけども、赤池議員いかがですか。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

この意見書を出すにあたりましては、私たちもどういう形で出せばいいかというのははっきり言って分からなくて、とりあえず皆さん今朝早くから来られて運営委員会で審議していただいた結果、出してもよろしいということになったというふうに理解しています。もしそこで駄目でしたら出せませんでした。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

先ほど申し上げましたが、とにかく趣旨は賛同できるんですが、ここで議論してもおそらく話がつかないと思います。暫時休憩をとって本会議を3時ごろまでずらしていただいて、その間、全員協議会でも開いて教育厚生常任委員会へ一任した中で論議するかなんかしないこの問題は、おそらくここでもって論議しても解決しないと思います。やはり議会には先ほども申し上げましたように組織ルールがあるわけです。そうした組織ルールをこぴっととにかく議員個々が守り進めることが議会だと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河井淳君）

伊藤君。

○12番議員（伊藤文雄君）

先ほどからしっかりと皆さまのご意見を伺っておりました。私、先ほど芦澤委員長のほうから伊藤議員は出席していないというようなことを伺いましたけども、私も下部の件については二度、久那土の件についても二度、出席をさせていただいております。ほかに2回、久那土の件につきましても、ほか2回、3回あったようですが、都合がつかなくて行けなかったことに対しては大変申し訳ないなと思っておりますけれども、1回、2回行った中で意見はすべて同じであったことだけは事実であります。その件につきましても、皆さんが言っていることは常に学校への通学距離が遠すぎる、時間がかかりすぎる、これが最重要視されているように私は思いました。そういう中で今回、深澤勝議員からも一般質問の中で行政のほうに盛んに検討委員会をというご意見もございました。その中で私たちはいろいろ検討した結果、こういうものを出したらどうだろうかという中で、町を二分するようなことがあってはいけなと。それについてはどういうことを考えたらいいだろうか。いかに町をまとめていくかということに対しては、やっぱり中央に検討委員会を設置しなければならないということの意見に達したわけでありまして、ぜひ先ほど議運の委員長からもいろいろ説明がございましたけれども、私もこの1中3小を決めるときには、たまたま副議長をさせていただいた経緯もございます。そのときにもやっぱり3年半の検討を重ねた結果、この1中3小になって結論を出したわけですが、その中にもやはり3名の委員長の中で議長に対して、その意見書を出して、それを議長が教育委員会に1中3小で後期計画を出してくださいと。議会としてはこれが1中3小が一番望ましいというような格好で、教育委員会に後期計画を立ててくださいと議会のほうからの要望もあって、今回、教育委員会で検討をした結果だと私は認識をしております。

その結果についてやっぱり通学距離が遠いということの中で、また再度、私たちは検討して中央に不同意もあるし賛成もあるし、これをいかにまとめていくか、身延町をまとめていくか、身延教育をいかにまとめていくかということの中で検討した結果がこの新庁舎建設推進検討委員会の意見書を出す結果であります。ぜひ皆さま方のご理解をいただき、通していただくことをお願い申し上げまして私の意見とさせていただきます。

○議長（河井淳君）

草間君。

○9番議員（草間天君）

先ほど芦澤議員のほうから質問があったときに、赤池議員は自分が議員でないときに議会の責任があるんじゃないかという話を聞きましたけども、自分はちょっとそのことが分からないので、議会に対して議会がどのように責任があるか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（河井淳君）

赤池君。

○2番議員（赤池朗君）

要するに、例えば去年の3月に説明があった、それ以後、それに関していろんな議会で検討していなかった、そういうことです。

○議長（河井淳君）

広島君。

○4番議員（広島法明君）

この問題につきましては、本当にそれぞれの立場で主義主張の捉え方の相違で、部分的には本当に堂々巡りをしているような感があります。こうやって具体的な第一歩を示す、この発議については自分は賛成をしますけど、今まではどうしても議会が前面で教育委員会にとってあれですけども、今度はこれによりまして町執行部、教育委員会とよく協議の上、こういった形での身延中学校のことを考えるか。新身延町全体のことを考えて、しっかりと考える時期ではないかということでも話しますと、またここで委員会、全協ということも分かりますが、それにしてもまた堂々巡りといったらあれですけども、具体的な一歩が進められないではないかと自分は感じます。

○議長（河井淳君）

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

先ほど福與議員からもありましたけども、非常に大変長い間、学校統合問題については議論がされてきておりますし、私が議員になって2年でございますけども、その間にも相当数多くの一般質問がなされ答弁がされております。それを聞いていまして、ほとんど質問の内容、それに対する答弁も新鮮味がないですね。非常に同じような内容の質問、答弁が延々と続いていたような感じを受けております。

そういう中で、前回の深澤議員の一般質問に対することに、このような内容の中にも的確な回答が得られなかったということで、こういう意見書をぜひ出したいという強い思いから、今出てきていると思われましても、この教育委員会から示されました同意を取ったときの不同意の理由、あるいは保護者の意見の中にも大方、ほとんどの意見が中学校が身延では駄目だよという意見の中には通学距離、通学時間、それから車酔いで通えないではないかという部分、この内容がほとんどを占めておることを私も承知をしております。そのような中でやはり今、この停滞をしている議論の進展を図るために、新たに具体的な方法としてこういうものをつくって議論を深めていったらどうかという提案に対しては、私は大賛成をするものであります。学校統合問題を先に進めるためにも必要な提案ではないかなと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（河井淳君）

川口君。

○10番議員（川口福三君）

今、柿島議員もこの提案の内容については非常に賛成だという意見も出ました。けれども議会としてこのままこの意見書を受理するという事は、いわゆる委員会不要論につながるわけです。ですから先ほども申し上げましたように、時間もありますから暫時休憩をとって教育厚生常任委員会を早急に開いていただいて、そして本会議を再開されることを提案します。

○議長（河井淳君）

福與君。

○8番議員（福與三郎君）

川口議員の意見に反対をいたします。

再三申し上げますけども、この問題についてはもう熟議に熟議を重ねて、もう交わす議論も

いつも同じ。ここでもって、突然これが出されてびっくりしたとか、ルールを守らないではないかとかというふうなお話でございますけども、突然出て、今日たまたま突然、この紙が出てきましたけども、中身はもうずっとこれは議論してきている。中身は議論してきて、今、反対をされている方たちも真ん中へ中学校を置いたらいいねというふうなご意見がいっぱいありました。だから熟議に熟議を重ねてきている。この上、また決してルールを違反しているということはないと思いますよ。すべてのルールに基づいて、今回提出しているわけですがけれども、そのへんを突然とか同意がそれだけではないとか、というのではなくて提出者は同意の主なものはこれなんだというふうな信念の下に提出しているわけです。これについて私どもが同意、そればかりではないよということはいいかもかもしれませんけども、その同意をあたかも否定するようなご意見はいかがなものかなと思いますし、この発議につきましては、どうぞ議事の進行を議長していただきたいと思います。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありませんでしょうか。

渡辺君。

○11番議員（渡辺文子君）

今まで統廃合のことについては、町民の方から町民と議員との語る会の中で議員として、議会として統廃合についてどうなんだということから始まって、議会としての考え方を示そうということで長年議論してきたのは事実です。ただ、なぜそういうふうになかなかかかると、いろんな住民の皆さんの思いがあって、それがなかなか一本化できなかったということが、いまだにこの議論が続いている原因だと思うんですね。そのときに先ほど同僚議員も言ったように1中3小を決めた経緯の中でもいろんな意見がありました。私もどう考えているということ、数を決めることではなくて、議会としてはこう考えるということなので、数を決めることはよくないという意見も出させてもらったんですけども、結局いろんな意見がありながらもどうしても一本化して、まとめて意見書にしたいということで、そこで多数決で決まったという経緯があって、そういう意見が、議決が重いんだから、そのあと議決に従わなければいけないということで、そのほかの、1中3小以外のことは言うてはいけないみたいな、そういうことになっていて苦しい思いをしました。

今回も、こういうふういきちとやっぱり手順をとって教育厚生で話をしたり、全協で話をしたり、そういう手順を経てきちんと議決をするんだしたら分かるんですけども、今まで話をしてきてまとまらなかったということは、いろんな集会にも出させていただいて、議会で1中3小と議決はしているけども、それは住民が望んでいることではないという思いがあるし、それからその中には教育委員会のやり方に対して不満とか不安とかというものがあって、それをきちんと解決をしないといけないという思いがあると思うんですね。そういう意味では今回、これが中途半端なまま、例えば議決をした場合にこれが議決の総意だから、議員の総意だからということで、またこれ以外の意見を言うことはまかりならないということになったら私はちょっとおかしい問題で、町民が何を望んでどうしたいと思っているのかというのが一番で、それをくみ上げるのが議決ではないかなと思いますけれども、そこところがちょっと正しく、それができていないんじゃないかなと思うので、ここで早急にこれを議決をすることについては、またさっきおっしゃったように教育委員会に利用される恐れもあるし、それ以上、言うてはいけないみたいなことになるということはおかしいと思いますので、これはやっぱりルール

どおり教育厚生常任委員会、それから全協できちっと話をして論議を尽くして議決に付すべきだと思います。

○議長（河井淳君）

広島君。

○4番議員（広島法明君）

先ほども言いましたけども、本当に町民はいろんな意見を持っています。本当に身延町全体のことをしっかりと協議した上での、どうしても地域地域の考えがありますから、これはちょっと、こっちで言えばちょっと違う、こっちで言えばこうということにはなろうかと思えます。そしてそれがどうしても今までの議会を中心に教育委員会とのやりとりでの、先ほども言いました堂々巡りの感が否めませんが、先ほど常任委員会、全協を軽視するのではないかとされましたけども、ここでしっかり専門的な町民等の関係者も入って、当然これには議会代表も入ると思いますが、そこで練ってもらった提案について、そこではじめて常任委員会、全協でしっかり協議すべきではないかと思えます。今の段階ですべて常任委員会、全協で協議していても具体的な第一歩というのがなかなか進んでこなかった感じがします。だからここへ来て苦渋の選択というか、こういった形で一步踏み出す形を示したことについては、本当にいいことだと自分は感じます。

以上です。

○議長（河井淳君）

他に質疑はありませんか。

柿島君。

○5番議員（柿島良行君）

今いろいろ意見が出ていますけども、やはり先ほど同僚議員からも町民の意見がいろいろあるから話がまとまってきていないんだという話もありましたけれども、先ほども私、言いましたけども不同意の部分の保護者の意見というのは、ほとんどが通学時間と通学距離に集約されてきている、これは事実だと認識をしております。ということで今回の本会議の中でも教育長は不退転の決意で小中学校の統合問題を進めていくという決意を述べられております。

深澤議員の提案につきましても、ほとんど時間的に非常に緊急を要する問題ではないかなと。そういうことで今回、教育厚生常任委員会へ諮ることなく提出されたものであるというふうな理解をしております。

そういう中で今、広島議員からも出ましたけども、一步議論を進めるためにここで、今回の本会議の中でこの問題について決着をつけ、新しい議論の幅を持たした中で、また議会で議論をしていく、全協なり教育厚生の中で議論をしていくというような形で私としてはせつかく緊急的に出された議案でございますので、本会議の中で決着することを望みます。

○議長（河井淳君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

追加日程第2 発議第1号 身延町立中学校新校舎建設推進検討委員会設置に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立多数 )

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつをいただきます。

望月町長。

○町長(望月仁司君)

お疲れさまでございました。

平成26年身延町議会第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会におきましては去る9月4日に開会をされ、今日までの9日間、河井議長のもと本日、私どもが提案いたしました1件も含む15件の議案につきまして真摯にご審議をいただき認定、承認、可決、ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本議会でご議決をいただきました平成26年度補正予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいります。

なお、本議会の中で私の指導不足から議員の皆さんにご心配をおかけしたことにつきましては今後このようなことのないよう指導の徹底を図ってまいりますので、議員の皆さんにも今後さらに厳しいご指導をいただけますようお願いを申し上げたいと思います。

今まさに季節の変わり目であります。健康には十分ご留意をいただき、町民福祉のためにますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが閉会のあいさつと代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(河井淳君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期9日間、議員各位には慎重審議をいただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

また町長をはじめ執行部の皆さまには、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

町の活性化、住民福祉の向上に町と議会が一丸となって取り組み、常に輝いている身延町を築いていきたいと思っております。

より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、平成26年第3回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中村京子君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。  
お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上